

平成19年度

包括外部監査の結果に関する報告書

財政援助団体等の出納その他の事務の執行等について

平成20年3月

旭川市包括外部監査人

公認会計士 西 俊輔

## 目 次

	頁
第1 外部監査の概要	
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
5. 監査対象期間	2
6. 監査実施期間	2
7. 包括外部監査の補助者	3
8. 利害関係	3
第2 財政援助団体等の概要	
1. 財政援助団体等の定義と対象団体	4
2. 包括外部監査の対象とした第三セクター等	5
3. 監査の対象とした第三セクター等の概要	9
4. 第三セクター等に関する分析	
(1) 第三セクター等の組織形態	10
(2) 第三セクター等の設立時期	12
(3) 第三セクター等の業務分野	13
(4) 第三セクター等に対する出資の状況	15
(5) 第三セクター等の役職員の状況	16
(6) 第三セクター等の財務状況	19
(7) 第三セクター等に対する財政的支援の状況	21
第3 外部監査の結果及び意見	
1. 株式会社旭川振興公社	24
2. 株式会社旭川産業高度化センター	52
3. 旭川空港ビル株式会社	61
4. 財団法人道北地域旭川地場産業振興センター	83
5. 財団法人旭川生活文化産業振興協会	90
6. 財団法人旭川市勤労者共済センター	97
7. 財団法人旭川市水道協会	103
8. 財団法人旭川市体育協会	115

9. 財団法人旭川市公園緑地協会	134
10. 財団法人旭川河川環境整備財団	148
11. 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会	165
12. 旭川市土地開発公社	175

#### 第4 外部監査の総括

1. 市職員の天下りの問題	200
2. 交際費等について	200
3. 業務委託・指定管理者制度の問題	201
4. 自主運営できない団体	201
5. 第三セクター等の存在意義	201
6. 第三セクター等を評価する機関について	202

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。  
また、報告書中の金額は特にことわりのない限り消費税込みの金額となっている。

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

財政援助団体等の出納その他の事務の執行等について

### 3. 事件を選定した理由

旭川市が25%以上の出資を行っている団体、あるいは出資比率は25%未満でも、市の職員を派遣したり役員に市の退職者が就任している団体で、市が「第三セクター等」と定義する団体の数は平成19年7月時点で12団体あり、補助金や貸付金、損失補償、債務保証その他の財政的援助を与えている団体の数を加えると、市の「第三セクター等」を含む財政援助団体等の数はさらに増える。これら財政援助団体等のうち、市の「第三セクター等」の多くが設立から20年以上経過し、最も古いものでは50年近く前に設立されたものもある。

「第三セクター等」は、もともと市の行政目的達成を補完する目的で設立されているものの、団体の事業運営が当初の設立目的に沿って行われているかといった点や、現在においてもこれら団体に存在意義が認められるかといった点については、これまでのところ十分な議論がなされてこなかったように思われる。

また、包括外部監査人は業務委託をテーマとした前年度の包括外部監査も担当したところであるが、そこで一部の財政援助団体等を相手先とする一者随意契約が多かったことにも問題を感じていた。

最近では中央省庁や地方自治体による関係団体への天下りや、地方自治体による損失補償や債務保証といった、いわゆる「隠れ債務」が話題となっているところでもあり、こうしたなかで財政援助団体等について監査を行うことは有用であると判断して、本年度の事件として選定した。

### 4. 外部監査の方法

包括外部監査は以下の監査要点（監査の視点）に基づき、監査手続に記載した方法によって行った。

#### (1) 監査要点

- ① 事業運営は設立目的に沿って行われているか
- ② 設立の意義は薄れていないか
- ③ 役職員の人員配置に問題はないか

- ④ 取締役会・理事会等は機能しているか
- ⑤ 市との業務委託契約やその他の契約は適正に行われているか
- ⑥ 必要な規程等は整備されているか
- ⑦ 資産の管理は適切に行われているか
- ⑧ 会計処理は適切に行われ、決算書は実態を適切に表示しているか
- ⑨ 補助金の申請は適切に行われ、補助目的に合った事業が行われているか

(注) 今回監査対象とした財政援助団体等については後述するが、このうち社会福祉法人旭川市社会福祉協議会については、市から補助金が支給され、市のOB等が役員に就任している事実はあるものの、市からの出資はなく、他の財政援助団体等とはその性格が必ずしも同じではないことから、上記監査要点では⑨に重点を置き、特に①と②の監査要点については検証していない。

## (2) 監査手続

- ① 監査対象とした財政援助団体等を包括外部監査人と補助者で分担し、それぞれの団体の概況についてヒアリングを行い、各種議事録、帳簿、請求書や領収書等の証憑書類を閲覧した。
- ② 現金を扱っているところについては可能な限り現金の実査（監査人が実際にカウントして管理簿と照合）を行い、預金については残高証明書を確認した。また、固定資産についても現物と管理台帳の突合を行った。
- ③ 販売用の土地については現地を視察して取得の経緯や今後の販売計画等についてのヒアリングを行い、必要な資料を入手した。その他施設についても必要に応じて現地の視察を行った。
- ④ 監査は原則として財政援助団体等そのものについて行っているが、必要に応じてそれぞれの団体を所管する市の部局や関係部局へのヒアリングも行った。

なお、地方自治法第 252 条の 38 第 2 項において「監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる」とされている意見については、報告書中、項目名の横に「(意見)」と記載した。

## 5. 監査対象期間

原則として平成 18 年度とし、必要に応じて監査時点の状況及び平成 17 年度以前の年度も監査対象とした。

## 6. 監査実施期間

平成 19 年 7 月 23 日から平成 20 年 3 月 27 日まで

#### 7. 包括外部監査の補助者

弁 護 士	林 孝幸
公認会計士	伊藤 隆
公認会計士	小関 健三
公認会計士	大浦 崇志
税 理 士	小木田儀和

#### 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、旭川市と包括外部監査人又は補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 財政援助団体等の概要

### 1. 財政援助団体等の定義と対象団体

旭川市の行政と密接な関係があり、市が特に関与する必要がある団体で次のいずれかに該当するものを、市では「第三セクター等」としている。以下、本報告書においても、市の第三セクター等に、後述する社会福祉法人旭川市社会福祉協議会を加えた財政援助団体等を「第三セクター等」と呼ぶことにする。

- (1) 旭川市が出資又は出捐する法人（以下「出資法人」という。）で、その比率が 25%以上のもの
  - (2) 出資法人で、その比率が 25%未満であり、かつ、次のいずれかに該当するもの
    - ① 旭川市の職員を派遣しているもの
    - ② 役員に旭川市の職員又は退職者が就任しているもの
    - ③ 補助金、貸付金等の財政援助を行っているもの
  - (3) 前2項に掲げるもののほか、市長が特に指定するもの
- (注) なお、市が出資又は役員を派遣を行っている法人であっても、その事業活動の拠点を旭川市（旭川空港を含む）以外とするものは除く。

上記の定義に該当する旭川市の第三セクター等は以下の 12 団体である。

株式会社旭川振興公社  
株式会社旭川保健医療情報センター  
株式会社旭川産業高度化センター  
旭川空港ビル株式会社  
財団法人道北地域旭川地場産業振興センター  
財団法人旭川生活文化産業振興協会  
財団法人旭川市勤労者共済センター  
財団法人旭川市水道協会  
財団法人旭川市体育協会  
財団法人旭川市公園緑地協会  
財団法人旭川河川環境整備財団  
旭川市土地開発公社

## 2. 包括外部監査の対象とした第三セクター等

本年度の監査対象とした第三セクター等は、前記 12 団体のうち、株式会社旭川保健医療情報センター（以下、「保健医療情報センター」という。）を除く 11 団体と、これに社会福祉法人旭川市社会福祉協議会を加えた 12 団体である。

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会には市から毎年 5,000 万円以上の補助金が支払われているものの、上記第三セクター等の定義には該当しないため、市ではこれを第三セクター等として扱っていない。しかし、地方自治法第 252 条の 37 第 4 項、同第 199 条第 7 項及び旭川市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条より、市が補助金等の財政的援助を与えているものについては包括外部監査の対象とすることができるとされていることから、毎年の補助金の額が特に大きいと思われる同協議会を監査対象とした。

一方で、前記第三セクター等の定義に該当しているにもかかわらず、保健医療情報センターを監査対象としなかったのは次の理由による。

すなわち、地方自治法第 252 条の 37 第 4 項及び同第 199 条第 7 項において包括外部監査の対象とすることができる第三セクター等とその監査範囲は次のように定められている。

- (1) 普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの。
- (2) 普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの。なお、政令では、資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上(すなわち 25%以上)を出資している法人と定められている(地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項)。
- (3) 普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの。
- (4) 普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの。なお、政令では、普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託と定められている(地方自治法施行令第 140 条の 7 第 3 項)。
- (5) 普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定(指定管理者制度の規定)に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの。

保健医療情報センターに対する市の出資割合は平成 18 年度末において 23.6%となっているが、これに市が 50%以上の出資を行っている株式会社旭川振興公社(市が 70%出資)の出資 1.16%を加えても 24.76%であり、地方自治法で定める対象団体とはならない。なお、同じく市の第三セクター等である旭川空港ビル株式会社(市が 21.6%出資)も保健医療情報セ

ンターに 0.35%を出資している。市の出資割合については、平成 16 年度に行われた同社の減資に伴い、それまでの出資割合 12.4%から変更されて以後本報告書提出日時点まで変わっていない。また、市からの補助金や貸付金、損失補償、債務保証などはいっさいなく、市との財政的な係わりは、各種システムの保守や電算処理に係わる業務委託を市から受託しているのと（平成 18 年度で 7,694 万円）、市から各種システムの賃貸料を受け取っているのみである（平成 18 年度で 1 億 200 万円）。したがって、保健医療情報センターについては監査対象としなかったというよりも、地方自治法上監査対象とすることができないために、本年度の監査対象から除かざるをえなかったのである。もちろん、監査対象から外れるよう、出資比率等を調整する意図があったかどうかは不明であるものの、平成 18 年度の売上高 2 億 4,092 万円のうち、1 億 7,895 万円を市に対する売上とする第三セクター等であるにもかかわらず監査を行えないことについて、法律の不備を感じたのは事実である。また地方自治法上、保健医療情報センターを監査対象とすることができないのは監査委員の監査も同様で、同社は監査委員監査の対象からも除かれている。

保健医療情報センターでは平成 19 年 7 月 1 日現在 11 名の取締役と 2 名の監査役がおり、そのうち 2 名の取締役だけが常勤で、その他役員はすべて非常勤となっている。代表取締役社長を含む 2 名の常勤取締役がいずれも市の OB であるために、市の第三セクター等の定義に該当している。なお、金額は確認できなかったものの、常勤役員には保健医療情報センターから給与が支払われている。

参考までに保健医療情報センターの概要を示せば次のとおりである。

(1) 団体の概要

(平成 19 年 7 月 1 日現在)

団体名	株式会社 旭川保健医療情報センター		
代表者の氏名	齋藤 昂一	代表者の常勤・非常勤の別と職	常勤で市の OB
所在地	〒070-0029 旭川市金星町 1 丁目 1 番 50 号		
電話	0166 (26) 3833	FAX	0166 (26) 3901
e-mail	info@ahmic.co.jp		
URL	http://www. ahmic.co.jp /		
設立目的	旭川市が、昭和 60 年 8 月都市保健医療型のモデル地域として指定を受け、ニューメディアコミュニティ構想推進のため、第三セクターとして設立した。		
設立年月日	昭和 62 年 2 月 26 日	主 な 出 資 者	旭川市 23.6%
資本金	304,825 千円		(社)旭川市医師会 23.2%
			日本電気(株) 14.6%
市の出資額	71,855 千円		東芝 <sup>TM</sup> <sup>TM</sup> イカシステムズ <sup>TM</sup> (株) 7.6%
			三菱電機(株) 6.7%
			(株)三菱総合研究所 3.5%
市の出資割合	23.6%		(株)北洋銀行 2.7%
			(社)旭川歯科医師会 2.4%
			旭川信用金庫 1.6%

## (2) 団体の組織等

(単位：人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤	2		2		2		
	非常勤	9	2	11			2	9
	計	11	2	13		2	2	9
職員	常勤			19	19			
	臨時			3	3			
	計			22	22			

## (3) 前年度の主な事業概要

各種既存システムの貸与及び機能拡張、各種システム運用保守業務、各種データ入力業務、保育所、施設給食システム販売拡充、健診システム販売拡充

## (4) 財務状況

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
収支の状況	営業収益(売上高)	248,753	236,216	240,922
	営業費用	245,723	216,120	218,705
	営業損益	3,030	20,096	22,217
	営業外損益	1,627	1,343	1,583
	経常損益	4,657	21,439	23,800
	特別損益	△ 74	△ 6,078	△ 4,691
	当期利益	2,172	8,740	11,299
	前期繰越損益	0	2,172	10,912
	当期末処分利益	2,172	10,912	22,211
財産の状況	流動資産	190,327	190,272	255,055
	固定資産	161,564	177,007	132,926
	資産合計	351,891	367,279	387,981
	流動負債	15,671	20,132	24,150
	固定負債	6,073	8,260	13,645
	負債合計	21,744	28,392	37,795
	資本金	304,825	304,825	304,825
	剰余金・欠損金	25,322	34,062	45,361
	資本合計	330,147	338,887	350,186

## (5) 市の財政的関与の状況 (平成 18 年度)

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考
補助金		—	
委託料	汎用機システム保守運用業務	24,843	
	老人保健レプト電算処理業務	12,915	
	国民健康保健レプト電算処理業務	11,340	
	レプト入力・仕分け業務	10,017	
	医療費助成処理システムパッケージ管理業務	4,158	
	各種健診・検診システム管理業務	2,520	
	児童手当等システム運用管理保守業務	2,427	
	成人ミッドウェータ入力業務	1,689	
	保健福祉情報システム運用管理保守業務	1,663	
	がん・予防・結核システム管理業務	1,260	
	その他の業務	4,113	100万円未満 12業務分
	合 計	76,945	
市の貸付金		—	
その 他 (賃貸料)	保健福祉情報システム	42,626	
	消防 OA システム	12,894	
	学校給食システム	10,005	
	国保レプト処理システム	7,056	
	DM 発行システム	6,678	
	保健師 OA システム	5,166	
	老健レプト処理システム	4,536	
	各種健診・検診システム	4,221	
	がん・予防・結核システム	3,427	
	乳幼児統計システム	2,255	
	医療費助成処理システム	1,865	
	狂犬病予防システム	1,210	
	保育所給食管理システム	70	
	合 計	102,009	
損失補償契約に係る債務残高		—	
損失補償の額		—	
債務保証契約に係る債務残高		—	
債務保証の額		—	

### 3. 監査の対象とした第三セクター等の概要

(金額単位：千円 平成19年7月1日現在)

区分	名称	設置目的	設立年月日	代表者名	市OB、市派遣の役員及び職員数	資本金又は基本財産
						市の出資額と出資割合
株式会社	(株)旭川振興公社	不動産の取得、売却及び斡旋並びに委託事業等の公益事業を行い、地域振興を図るため。	S35.8.11	高瀬善朗	11	10,000 7,000 (70%)
	(株)旭川産業高度化センター	地域産業の高度化を推進し、北海道の均衡ある発展に寄与することを目標として、頭脳立地法で定める特定事業及び製造業等に属する事業に係る研究開発事業及び調査事業並びにそれらの受託及び委託を行うため。	H4.4.1	吉田尚弘	7	1,000,000 130,000 (13%)
	旭川空港ビル(株)	空港利用施設の賃貸業及び航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供、観光土産の販売等を行い空港関連施設の利用促進を図るため。	S55.12.7	菅原功一	3	500,000 108,000 (21.6%)
財団法人	(財)道北地域旭川地場産業振興センター	道北地域の地場産品の宣伝、普及及び地場産業に携わる経営者、後継者等の資質の向上を図るための事業を行い、地域経済の活性化に寄与するため。	S61.6.20	西川将人	4	30,000 9,000 (30%)
	(財)旭川生活文化産業振興協会	地域産業の高度化につながる研究開発、企業が行う研究開発及び人材育成に対する助成等の事業を行うことにより、旭川地域の産業高度化を促進し、地域の生活文化に立脚した産業の創造及び活力ある地域経済の創出に寄与するため。	H4.6.26	高丸 修	6	1,825,200 1,110,100 (60.8%)
	(財)旭川市勤労者共済センター	中小企業の事業所に勤務する者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図り中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与するため。	H9.12.8	石田一彦	3	32,800 14,000 (42.7%)
	(財)旭川市水道協会	水道の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、水道事業の合理的な運営と向上に寄与するため。	S54.4.19	遠田隆宏	10	11,500 5,000 (43.5%)
	(財)旭川市体育協会	旭川市内のスポーツ団体を統括し、スポーツ振興のために必要な事業を行い、市民の体力の向上とスポーツ精神の普及を図る。	S60.4.1	増田一雄	3	38,860 1,000 (2.57%)
	(財)旭川市公園緑地協会	旭川市の設置する公園緑地等の管理運営に協力し公園緑地事業の発展振興を図り、公園緑地の健全な利用を増進するとともに、市民の公園緑地に対する愛護普及に努め、良好な生活環境づくりに寄与するため。	S59.4.2	山脇兼治	6	20,000 20,000 (100%)
	(財)旭川河川環境整備財団	旭川地域に存する河川及び周辺地域の環境の整備と適正な保全を図り、河川愛護の普及啓発に努め住民の快適な生活環境づくりに寄与するため。	S63.4.28	高瀬善朗	4	30,000 30,000 (100%)
社会福祉法人	旭川市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	S26.7.25	盛永孝之	10	— —	
公社	旭川市土地開発公社	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与するため。	S48.2.5	高瀬善朗	19	10,000 10,000 (100%)

## 4. 第三セクター等に関する分析

### (1) 第三セクター等の組織形態

市の第三セクター等は、前記のように、組織形態では株式会社、財団法人、社会福祉法人、公社に区分される。なお、すでに述べたように、市の定義による第三セクター等には社会福祉法人旭川市社会福祉協議会は含まれていない。それぞれの特徴については以下に述べるとおりである。

#### ① 株式会社

会社法の規定に基づき設立されているのが株式会社であり、監査対象とした第三セクター等では、株式会社旭川振興公社、株式会社旭川産業高度化センター、旭川空港ビル株式会社、監査対象外の第三セクター等では株式会社旭川保健医療情報センターがこれに該当する。これらは一般の民間企業と同様、会社法に基づいて運営を行い、利益が出れば税金を支払い、配当も行うことができる。一般に、公共性や公益性が求められる業務分野において、民間の資本や人材、技術等を活用して効率性や営利性も同時に追求しようとする場合に第三セクター等が利用されることになる。

なお、これら株式会社の会計については、会社法第 431 条において、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」とされており、ここでいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」としては、企業会計原則や各種の会計基準などがある。

#### ② 財団法人

民法第34条の「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。」という規定に基づき設立されているのが財団法人である。監査対象とした第三セクター等では、財団法人道北地域旭川地場産業振興センター、財団法人旭川生活文化産業振興協会、財団法人旭川市勤労者共済センター、財団法人旭川市水道協会、財団法人旭川市体育協会、財団法人旭川市公園緑地協会、財団法人旭川河川環境整備財団がこれに該当する。これらは公益法人と言われ、公益に関する事業を行うこと、営利を目的としないことなどを特徴とする。なお、財団法人は拠出された基本財産の運用益によって運営されるのが基本であり、配当などは行わない。また、財団法人に対する税金については、物品販売業など法人税法上の収益事業を行う場合にのみ当該事業について課税されることになっている。より公共性や公益性が求められる分野で財団法人という組織形態が選択されている。

財団法人の会計基準としては、「公益法人会計基準」がある。

### ③ 社会福祉法人

社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的とする、社会福祉法の規定により設立された法人で、営利を目的としない民間の法人である。今回、第三セクター等のひとつとして監査対象としたのは、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会である。公益に関する事業を行い、営利を目的としない点で社会福祉法人は広義の公益法人であるが、一般の公益法人に比べて公共性が極めて高いために、社会福祉法という特別法によって規制されている。社会福祉法人に対する税金については、財団法人と同じく、法人税法上の収益事業を行う場合にのみ当該事業について課税されることになっている。

社会福祉法人の会計基準としては、「社会福祉法人会計基準」などがある。

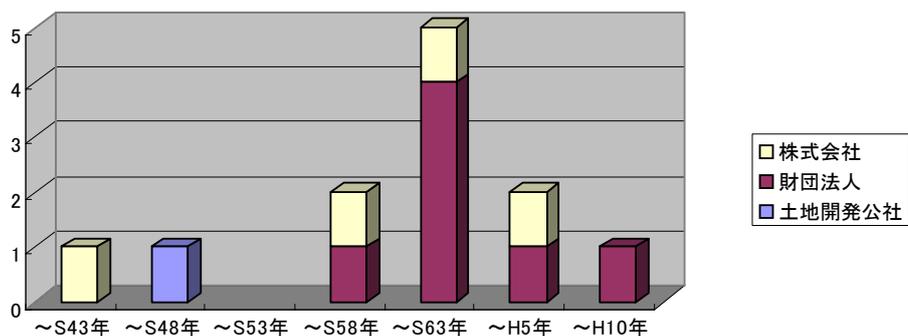
### ④ 公社

公社には、地方住宅供給公社法に基づいて設立される地方住宅供給公社、地方道路公社法に基づいて設立される地方道路公社、そして公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設立される土地開発公社のいわゆる地方三公社があるが、旭川市にはこのうち土地開発公社しか存在しない。いずれも地方公共団体のみが出資できる特別の法人で、それぞれの法律の趣旨を達成するべく設立される。公社に対する税金については、法人税法第4条第3項の規定により、地方公共団体と同様、法人税が免除されている。

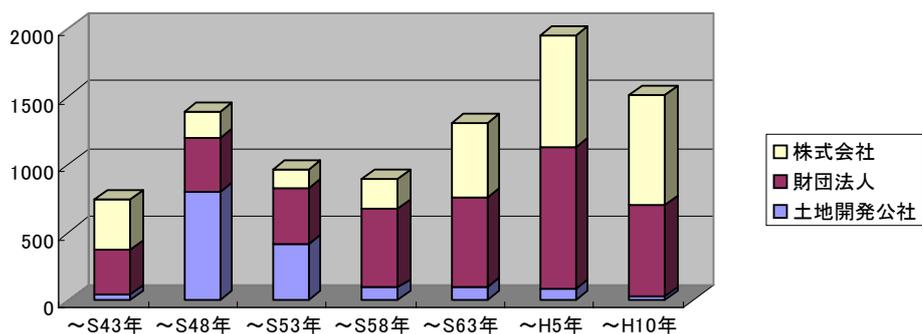
土地開発公社の会計基準としては、「土地開発公社経理基準要綱」がある。

## (2) 第三セクター等の設立時期

市の定義による第三セクター等（社会福祉法人旭川市社会福祉協議会を除き、株式会社旭川保健医療情報センターを含む）の設立時期をあらわしたものが以下のグラフである（以下、分析の範囲は「(7) 第三セクター等に対する財政的支援の状況」まで同様）。



同じ時期の、全国の第三セクター等の設立時期をあらわしたものが以下のグラフである。

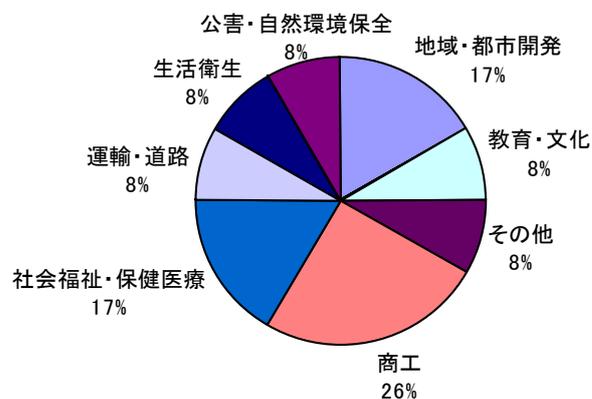


(出所) 堀場勇夫・望月正光「第三セクター」東洋経済新報社より作成  
総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」より作成

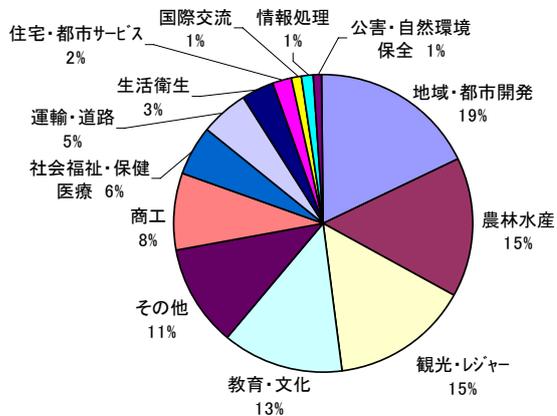
旭川市は団体の数が少なく、全国のデータと比較しておおまかな傾向をとらえるのが困難であることを理解した上で全国のデータと比べると、旭川市の場合は昭和 63 年までの 5 年間に株式会社 1 団体と財団法人 4 団体の設立があったためにここで設立数のピークとなっているが、全国的には平成 5 年までの 5 年間における設立数が最も多くなっている。ただし、市においても平成 4 年に 2 団体が設立された後は平成 9 年に設立された財団法人旭川市勤労者共済センターを最後に第三セクター等は設立されていない。したがって、昭和 60 年ごろから徐々に増え始め、平成 5 年ごろを境に第三セクター等の設立数が減っているという傾向は、市も全国も同じとみることができるであろう。また、昭和 47 年 12 月に「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、昭和 48 年にかけて全国的に土地開発公社の設立が急増したが、旭川市においても昭和 48 年 2 月に旭川市土地開発公社が設立されている。

### (3) 第三セクター等の業務分野

市の第三セクター等を業務分野別にみたものが以下のグラフである。



これに対して、平成 19 年 3 月 31 日現在、全国の地方公共団体等が出資・出捐した第三セクター等 9,007 団体についての状況は次のとおりである。



(出所) 総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成 19 年 12 月 27 日)より作成

全国的にみて最も多いのは「地域・都市開発」で、次いで「農林水産」、「観光・レジャー」の順となっている。これに対して旭川市の場合は、「商工」が 3 団体で最も多く、次いで「地域・都市開発」と「社会福祉・保健医療」の 2 団体、残りの分野はすべて 1 団体となっており、農林水産、観光・レジャーといった分野に市の第三セクター等はない。

なお、各業務分野の分類方法については次ページのとおりである。

業務分野	分類
地域・都市開発	土地開発等の業務を行う開発公社・開発財団、住宅団地・工業団地造成事業等を行う法人、土地区画整理協会、公園協会、ステーションビル、土木工事の設計監理業務を行う法人、都市計画の調査を行う法人等
住宅・都市サービス	住宅サービス公社、住宅協会、建築士協会、建築技術センター、ガス供給会社、熱供給公社等
観光・レジャー	観光開発公社、観光物産振興公社、観光振興公社、観光バス会社、レジャー施設の管理運営を行う法人等
農林水産	農地保有合理化法人、農産物安定基金協会、造林公社、畜産公社、漁業公社、家畜畜産物衛生指導協会、牛乳検査協会、農業後継者育成協会、緑化センター、農業(林業、漁業)信用基金協会、林業従事者退職金共済基金、水産公害対策基金、第一次産業活用村、ワイン製造会社、農林水産関係の特産品の製造、販売、宣伝等を行う法人、農産物・畜産物・水産物の流通業務を行う法人等
商工	中小企業振興公社、地場産業振興センター、高度技術振興財団(テクノポリス開発機構等)、工業技術振興協会、中小企業情報センター、コンベンションビューロー、中小企業会館、産業展示館、工業材料分析センター、産業振興基金、国際貿易センター、特産品の製造、販売、宣伝等を行う法人(農林水産関係の特産品に関するものを除く)等
社会福祉・保健医療	国民年金福祉協会(国民年金保養センターの受託運営)、大規模年金保養基地の受託運営を行う法人、勤労者いこいの村の管理運営を行う法人、環境衛生指導センター、長寿社会振興財団、高齢者問題研究協会、高齢者問題研究所、アイバンク・腎バンク、社会福祉基金、交通事故被災者援護協会、検診センター、救急医療情報センター、医学総合研究所、民間社会福祉施設職員共済財団、シルバー人材センター、労働者福祉協会等
生活衛生	水道サービス協会、下水道公社、一般廃棄物(ゴミ、し尿等)及び産業廃棄物の処理を行う法人、ゴミの減量、リサイクルの推進を行う法人等
運輸・道路	フェリーふ頭公社、高速道路協会、空港ターミナルビル、鉄道、モーター、流通ターミナル、駐車場公社等
教育・文化	埋蔵文化財センター、私学振興協会、育英奨学会、体育協会、生涯学習協会、交響楽団、市民会館等の管理等を行う法人等
公害・自然環境保全	公害防止協会、自然保護財団、緑の基金等
情報処理	電子計算機センター、流通業務サービス協会等
国際交流	国際交流協会、国際交流基金等
その他	庁舎・職員会館の管理を行う法人、行政情報センター、消防協会、暴力団追放県民センター、テレビ放送会社(ケーブルテレビ会社を含む)、シンクタンク(都市計画など特定の目的・業務を持つものは当該業務に分類すること)等

(出所) 総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成19年12月27日)

上記の分類にしたがって、株式会社旭川振興公社は「その他」、株式会社旭川保健医療情報センターと財団法人旭川市勤労者共済センターは「社会福祉・保健医療」、株式会社旭川産業高度化センターと財団法人道北地域旭川地場産業振興センター、財団法人旭川生活文化産業振興協会は「商工」、旭川空港ビル株式会社は「運輸・道路」、財団法人旭川市水道協会は「生活衛生」、財団法人旭川市体育協会は「教育・文化」、財団法人旭川市公園緑地協会と旭川市土地開発公社は「地域・都市開発」、財団法人旭川河川環境整備財団は「公害・自然環境保全」とした。

#### (4) 第三セクター等に対する出資の状況

市の第三セクター等に対する出資の状況をまとめると、以下のとおりである。

(単位:百万円)

法人区分	旭川市の 出資額 A	その他出 資額 B	出資総額 C=A+B	旭川市の 出資割合 A/C	法人数 D	1法人当 たり平均出 資総額 C/D	1法人当 たり旭川市の 平均出資額 A/D
株式会社	316	1,497	1,814	17.4%	4	454	79
財団法人	1,189	799	1,988	59.8%	7	284	170
株式会社・財団法人 計	1,505	2,297	3,803	39.6%	11	346	137
土地開発公社	10	—	10	100.0%	1	10	10

一方、出資団体別にみた全国の出資総額の状況は以下のとおりである。

(単位:百万円)

法人区分	主な 出資団体	地方公 共 団体等 出 資額 A	民間等 出 資額 B	出資総額 C=A+B	地方公 共 団体等 出 資割合 A/C	法人数 D	1法人当 たり平均出 資総額 C/D	1法人当 たり地方公 共 団体等平均 出資額 A/D
会社法 法人	都道府県	758,973	895,215	1,654,189	45.9%	605	2,734	1,255
	指定都市	304,110	361,632	665,742	45.7%	241	2,762	1,262
	市区町村	187,673	441,355	629,028	29.8%	2,878	219	65
	計	1,250,757	1,698,202	2,948,959	42.4%	3,724	792	336
民法法人	都道府県	594,474	305,196	899,670	66.1%	1,572	572	378
	指定都市	68,965	25,911	94,875	72.7%	310	306	222
	市区町村	200,866	42,262	243,128	82.6%	2,169	112	93
	計	864,305	373,368	1,237,674	69.8%	4,051	306	213
会社法・ 民法法人 計	都道府県	1,353,447	1,200,411	2,553,858	53.0%	2,177	1,173	622
	指定都市	373,075	387,542	760,617	49.0%	551	1,380	677
	市区町村	388,539	483,617	872,156	44.5%	5,047	173	77
	計	2,115,062	2,071,571	4,186,632	50.5%	7,775	538	272
地方 三公社	都道府県	971,268	—	971,268	100.0%	133	7,303	7,303
	指定都市	56,479	—	56,479	100.0%	28	2,017	2,017
	市区町村	7,226	—	7,226	100.0%	1,044	7	7
	計	1,034,973	—	1,034,973	100.0%	1,205	859	859

(出所) 総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成19年12月27日)より作成

(注) 「会社法法人」とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社のことである。以下同様。

「民法法人」とは、社団法人、財団法人のことである。以下同様。

「地方三公社」は前述したとおり、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社である。以下同様。

(5) 第三セクター等の役職員の状況

平成 19 年 7 月 1 日現在の市の第三セクター等の役職員の状況は以下のとおりである。

【市の第三セクター等の役員】 (単位：人)

区分	総数(1法人あたり平均)	総数のうち旭川市退職者	割合(%)	総数のうち旭川市出向者	割合(%)
株式会社	61(15.3)	8	13.1%	11	18.0%
財団法人	95(13.6)	12	12.6%	11	11.96%
土地開発公社	11(11.0)	1	9.1%	10	90.9%
合計	167(13.9)	21	12.6%	32	19.2%

【市の第三セクター等の職員】 (単位：人)

区分	総数(1法人あたり平均)	総数のうち旭川市退職者	割合(%)	総数のうち旭川市出向者	割合(%)
株式会社	※ 217(54.3)	3	1.4%	3	1.4%
財団法人	※ 276(39.4)	12	4.3%	2	0.7%
土地開発公社	8( 8.0)	—	—	8	100.0%
合計	501(41.8)	15	3.0%	13	2.6%

※ うち臨時職員が株式会社には 82 名、財団法人には 178 名が含まれている。

一方、平成 19 年 3 月 31 日現在の全国の第三セクター等の役職員の状況は以下のとおりである。

【全国の第三セクター等の役員】 (単位：人)

区分	総数(1法人あたり平均)	総数のうち地方公共団体退職者	割合(%)	総数のうち地方公共団体出向者	割合(%)
会社法法人	33,872( 9.1)	2,115	6.2%	4,624	13.7%
民法法人	61,331(15.1)	4,549	7.4%	12,224	19.9%
地方三公社	13,116(10.9)	656	5.0%	7,583	57.8%
合計	108,319(12.1)	7,320	6.8%	24,431	22.6%

【全国の第三セクター等の職員】 (単位：人)

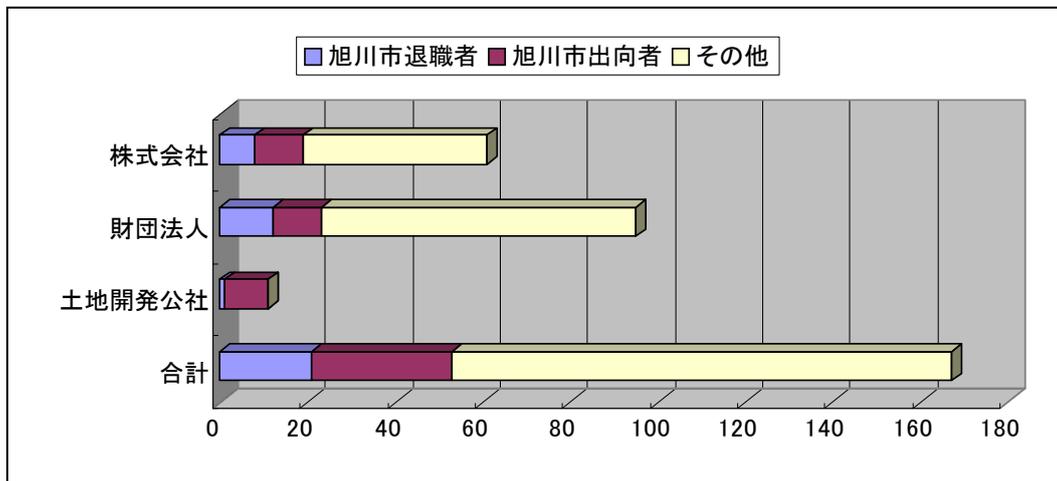
区分	総数(1法人あたり平均)	総数のうち地方公共団体退職者	割合(%)	総数のうち地方公共団体出向者	割合(%)
会社法法人	99,203(26.6)	1,917	1.9%	948	1.0%
民法法人	80,584(19.9)	5,747	7.1%	14,861	18.4%
地方三公社	13,336(11.1)	363	2.7%	7,556	56.7%
合計	193,123(12.1)	8,027	4.2%	23,365	12.1%

(出所) 役員・職員とも、総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成 19 年 12 月 27 日)より作成

前記の表をグラフにすると、以下のとおりである。

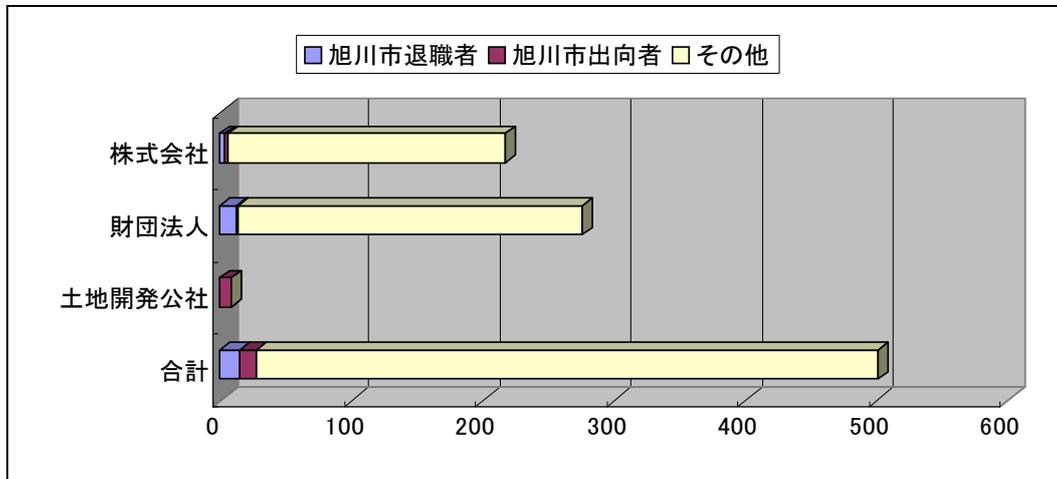
【市の第三セクター等の役員】

(単位：人)



【市の第三セクター等の職員】

(単位：人)

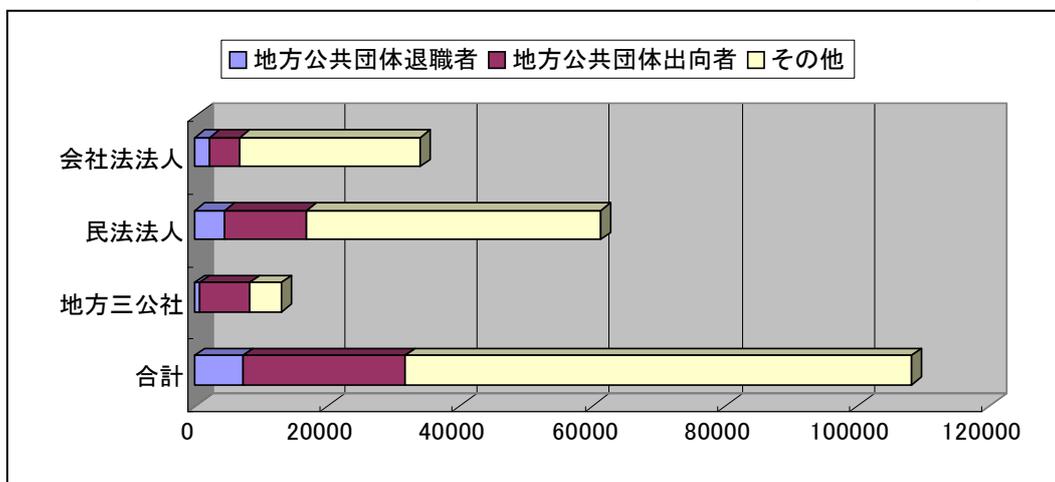


上記のグラフから明らかなように、役員総数に占める市の退職者と出向者の割合が職員総数に占める当該割合よりも多く、市の退職者と出向者は第三セクター等の役員となるケースが多いことがわかる。

一方、全国のデータをグラフにすると、次ページのとおりである。

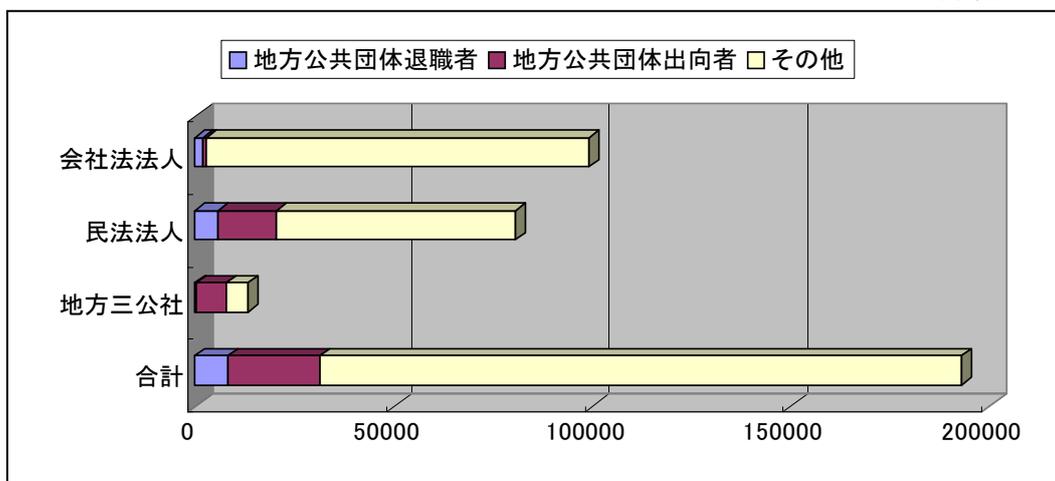
【全国の第三セクター等の役員】

(単位：人)



【全国の第三セクター等の職員】

(単位：人)



(出所) 役員・職員とも、総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成19年12月27日)より作成

役員総数に占める地方公共団体の退職者と出向者の割合が職員総数に占める当該割合よりも多いのは全国も同様である。旭川市との比較でみると、会社法法人(市の場合は株式会社のみ)についてはほとんど違いがないものの、民法法人(市の場合は財団法人のみ)については、退職者と出向者を比べると旭川市は役員及び職員とも退職者のほうが多いのに対して、全国的には退職者よりも出向者のほうが多いことがわかる。また、市の土地開発公社には役員にも職員にも、市の退職者・出向者以外の人員が存在しないのも特徴的である。

## (6) 第三セクター等の財務状況

### ① 経常収支の状況

市と全国の第三セクター等の経常収支の状況を示したものが以下の表である。

(単位：百万円)

区 分		旭川市			全 国		
		法人数	割合	1 法人あたりの平均黒字(赤字)額	法人数	割合	1 法人あたりの平均黒字(赤字)額
会社法法人	経常黒字法人	4	100.0%	46.9	1,842	68.5%	72.7
	経常赤字法人	0	—	—	847	31.5%	△57.9
合 計		4	100.0%	46.9	2,689	100.0%	31.6
民法法人	当期正味財産増加法人	3	42.9%	7.7	2,510	65.4%	35.5
	当期正味財産減少法人	4	57.1%	△15.1	1,325	34.6%	△36.2
合 計		7	100.0%	△ 5.3	3,835	100.0%	10.7
地方三公社	経常黒字法人	1	100.0%	11	635	52.7%	90.0
	経常赤字法人	—	—	—	570	47.3%	△54.8
合 計		1	100.0%	11	1,205	100.0%	21.5

(出所) 全国のデータは、総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成 19 年 12 月 27 日)より作成

(注) 市は平成 18 年度の財務諸表等によるデータであり、全国のデータは平成 19 年 3 月 31 日時点の直近の財務諸表等による。

「経常黒字(赤字)」は、経常利益が黒字か赤字かによっている。

「当期正味財産増加(減少)」は、当期における正味財産(資産-負債)の増加(減少)によっている。

全国の法人数については、集計対象に違いがあるため、「(4) 第三セクター等に対する出資の状況」に記載した法人数とは一致していない。

市の第三セクター等については、株式会社(上表の会社法法人)及び土地開発公社(上表の地方三公社)はすべて黒字で、財団法人(上表の民法法人)のうち 4 団体が赤字となっている。赤字の財団法人についても、収入と支出の差額である収支差額が平成 18 年度でマイナスとなっているのは 1 団体のみであり、全国と比べて市の第三セクター等の経常収支の状況は比較的良好と言える。ただし、それぞれの第三セクター等のところで記載するが、こうした状況は市が補助金や貸付金のほか、実質的には「援助」とも見られるような委託料や賃借料といった支出をしているためだと見られることもできる。

② 資本又は正味財産の状況

(単位：百万円)

区 分		旭川市			全 国		
		法人数	割合	1 法人あたりの平均 資 本 額 又 は 正 味 財 産 額	法人数	割合	1 法人あたりの平均 資 本 額 又 は 正 味 財 産 額
会社法法人	資産が負債を上 回っている法人	4	100.0%	909.3	2,416	89.8%	856.4
	負債が資産を上 回っている法人	0	—	—	273	10.2%	△1,001.2
合 計		4	100.0%	909.3	2,689	100.0%	667.8
民法法人	資産が負債を上 回っている法人	7	100.0%	481.6	3,733	97.3%	693.7
	負債が資産を上 回っている法人	0	—	—	102	2.7%	△ 389.9
合 計		7	100.0%	481.6	3,835	100.0%	664.9
地方三公社	資産が負債を上 回っている法人	1	100.0%	436	1,144	94.9%	1,846.6
	負債が資産を上 回っている法人	—	—	—	61	5.1%	△2,160.8
合 計		1	100.0%	436	1,205	100.0%	1,643.7

(出所) 全国のデータは、総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成19年12月27日)より作成

市の第三セクター等で負債が資産を上回っている法人(債務超過の法人)は存在せず、この点から見て財務状況に問題のある団体はない。ただし、市の「援助」がこうした状況に影響を与えているであろうことは前述したとおりである。

## (7) 第三セクター等に対する財政的支援の状況

### ① 補助金交付の状況

市の第三セクター等に対する平成18年度の市からの補助金交付の状況は次のとおりである。

(金額単位：百万円)

区分	法人数	補助金交付あり			
		法人数	割合	交付額	1法人当たりの交付額
株式会社	4	2	50.0%	51	26
財団法人	7	2	28.6%	19	9
土地開発公社	1	0	—	0	0
合計	12	4	33.3%	71	17

一方、平成19年3月31日時点の直近の財務諸表等による全国の第三セクター等に対する地方公共団体からの補助金交付の状況は次のとおりである。

(金額単位：百万円)

区分	法人数	補助金交付あり			
		法人数	割合	交付額	1法人当たりの交付額
会社法法人	2,689	441	16.4%	19,178	43
民法法人	3,835	2,506	65.3%	307,661	123
地方三公社	1,205	255	21.2%	39,054	153
合計	7,729	3,202	41.4%	365,893	114

(出所) 総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成19年12月27日)より作成

全国的には、会社法法人への補助金交付が最も少なく、地方三公社が最も多くなっているのに対して、旭川市の場合には株式会社への補助金交付が最も多く、土地開発公社への補助金は交付されていない。また、全国に比べて補助金交付額そのものが少額である。

## ② 貸付金の状況

市の第三セクター等に対する平成 18 年度の市からの貸付金の状況は次のとおりである。

(金額単位：百万円)

区分	法人数	貸付金あり			
		法人数	割合	残高	1法人当たりの貸付残高
株式会社	4	2	50.0%	3,549	1,774
財団法人	7	0	—	0	0
土地開発公社	1	1	100.0%	851	851
合計	12	3	25.0%	4,400	1,466

一方、平成 19 年 3 月 31 日時点の直近の財務諸表等による全国の第三セクター等に対する地方公共団体からの貸付金の状況は次のとおりである。

(金額単位：百万円)

区分	法人数	貸付金あり			
		法人数	割合	残高	1法人当たりの貸付残高
会社法法人	2,689	312	11.6%	1,126,634	3,611
民法法人	3,835	322	8.4%	1,429,202	4,438
地方三公社	1,205	423	35.1%	1,900,418	4,492
合計	7,729	1,057	13.7%	4,456,254	4,215

(出所) 総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成 19 年 12 月 27 日)より作成

市が貸し付けているのは、株式会社旭川振興公社と旭川空港ビル株式会社、旭川市土地開発公社の3団体であり、これらの第三セクター等はいずれも土地や建物等の不動産を取得するために市からの貸付を受けており、それ以外の団体に対する市の貸付はない。なお、株式会社旭川産業高度化センターにおいても多額の建物を建設しているが、これについてはすべて金融機関からの借入れによっている。

### ③ 損失補償・債務保証の状況

市の第三セクター等に対する平成 18 年度の損失補償・債務保証契約に係る債務の残高は次のとおりである。

(金額単位：百万円)

区分	法人数	債務残高あり			
		法人数	割合	残高	1法人当たりの債務残高
株式会社	4	1	25.0%	2,728	2,728
財団法人	7	0	—	0	0
土地開発公社	1	1	100.0%	5,545	5,545
合計	12	2	16.7%	8,274	4,137

一方、平成 19 年 3 月 31 日時点の直近の財務諸表等による全国の第三セクター等に対する地方公共団体からの損失補償・債務保証契約に係る債務の残高は次のとおりである。

(金額単位：百万円)

区分	法人数	債務残高あり			
		法人数	割合	残高	1法人当たりの債務残高
会社法法人	2,689	213	7.9%	460,725	2,163
民法法人	3,835	303	7.9%	1,615,706	5,332
地方三公社	1,205	827	68.6%	6,555,631	7,927
合計	7,729	1,343	17.4%	8,632,062	6,427

(出所) 総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成 19 年 12 月 27 日)より作成

市の表に記載した 82 億 7 千 4 百万円という残高は損失補償・債務保証契約に係る債務の残高であり、もしも、第三セクター等が当該債務を返済することができなくなった場合には、市がこれを返済しなければならないという意味で、これらは市の「隠れ債務」と呼ばれたりする。なお、損失補償・債務保証そのものの額は平成 18 年度で 106 億 5 千 5 百万円である。「②貸付金の状況」と見比べてみると、全国的には、地方公共団体からの貸付金が多い先に対しては損失補償・債務保証契約に係る債務の残高も多くなる傾向が見られるが、市の場合には、貸付金残高で見て株式会社に及ばない土地開発公社への損失補償・債務保証契約に係る債務の残高が多くなっている。

### 第3 外部監査の結果及び意見

外部監査の結果及び意見の中には、個人情報保護規程が作成されていないなど、複数の第三セクター等に共通する問題点について、それぞれの第三セクター等のところであえて同じ文言で記載している箇所がある。これは、本報告書が個々の第三セクター等ごとに記載する様式によっていることから、利用者の便宜を考慮したためである。

#### 1. 株式会社旭川振興公社

##### 団体の概要

##### (1) 設立目的と出資状況等

(平成19年7月1日現在)

団体名	株式会社 旭川振興公社		
代表者の氏名	高瀬 善朗	代表者の常勤・非常勤 の別と職	非常勤で市の現職
所在地	〒070-0036 旭川市6条通9丁目46番地		
電話	0166 (22) 7198	FAX	0166 (22) 4822
e-mail	Kousya-1@potato8.hokkai.net		
URL	http://www.asahikawa-dpc.co.jp/		
設立目的	公共のため必要とする不動産の取得及び売却並びに斡旋、駐車場、スキーリフト等公共事業の運営のほか、市の委託を受けた事業を執行し、都市機能の維持増進と市民福祉の向上に寄与する。		
設立年月日	昭和35年8月11日	主 な 出 資 者	旭川市 70%
資本金	10,000千円		旭川商工会議所 30%
市の出資額	7,000千円		
市の出資割合	70%		

##### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤	2		2	1	1		
	非常勤	10	3	13			8	5
	計	12	3	15	1	1	8	5
職員	常勤			101	37	1		63
	臨時			70		1		69
	計			171	37	2		132

(3) 前年度の主な事業概要

保有土地の旭川工業団地用地の売却、駐車場、スキーリフト、雪の村、緑が丘店舗賃貸、産業廃棄物処理事業等の直営事業の運営、公社ビル、大雪アリーナの賃貸業務並びに各施設の受託業務などを従来に引き続き実施。

(4) 財務状況

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収支の状況	営業収益 (売上高)	1,532,807	1,620,765	1,282,277
	営業費用	1,412,429	1,498,759	1,217,097
	営業損益	120,377	122,006	65,180
	営業外損益	△ 49,107	△ 44,114	△ 40,859
	経常損益	71,270	77,892	24,321
	特別損益	△ 12,578	△ 15,124	△ 8,478
	当期利益	35,487	35,522	11,121
	前期繰越損益	40,164	75,651	111,173
	当期末処分利益	75,651	111,173	122,294
財産の状況	流動資産	1,501,287	1,334,508	1,362,488
	固定資産	4,297,389	4,244,794	4,278,066
	資産合計	5,798,676	5,579,302	5,640,554
	流動負債	2,820,789	2,571,309	2,395,429
	固定負債	2,538,234	2,532,818	2,758,829
	負債合計	5,359,023	5,104,127	5,154,258
	資本金	10,000	10,000	10,000
	剰余金・欠損金	429,653	465,175	476,296
	資本合計	439,653	475,175	486,296

営業収益(売上高)、固定資産、流動負債及び固定負債の主な内容については、次の「(5) 主要な事業内容と売上高 (平成 18 年度)」以下で記載する。流動資産の主なものは販売用の土地であり、これについては「(15) 販売用土地について」で記載する。

## (5) 主要な事業内容と売上高 (平成 18 年度)

(単位：千円)

事業及び事業内容		売上高	
直 営 事 業	土地販売及び賃貸事業	不動産の取得・売却及び賃貸	18,747
	大雪アリーナ事業	建物賃貸	235,641
	振興公社ビル事業	建物賃貸	118,989
	緑が丘店舗事業	建物賃貸	4,284
	旭山動物園東門事業	建物賃貸	60,043
	駐車場事業	(8条路上駐車場)	49,323
	スキーリフト事業	(伊ノ沢スキー場)	22,264
	雪の村事業	旭山雪の村運営	27,317
	廃棄物処理事業	(旭川廃棄物処理センター)	443,899
	函面販売・販売品事業	函面・旭山動物園グッズ・旭川叢書販売	3,762
受 託 事 業	ときわホール事業	指定管理者	117,554
	7条駐車場事業	指定管理者	23,808
	受託駐車場事業	業務受託	12,557
	路上広告物除去事業	業務受託	3,290
	忠和テニスコート事業	指定管理者	9,958
	サイクリングロード事業	業務委託	8,910
	プール事業	指定管理者(末広市民プール)、業務受託(旭川小プール、西御料地小プール)	7,700
	スケートリンク事業	指定管理者(東部スケートリンク)、業務受託(花咲スケートリンク)	21,260
	柔道場事業	指定管理者	1,277
	旭川市廃棄物処分場事業	業務受託	91,693
合 計		1,282,277	

(注) 平成 18 年度の収入総額のうち、相手先を旭川市とするものは約 6 億円で、上記収入の半分近くを占める。このうち、業務委託と指定管理者業務については、「監査の結果及び意見」の「(6) 旭川市からの業務委託について」と「(7) 指定管理者業務について」を参照してほしいが、建物賃貸に係る平成 18 年度の市からの賃借料収入は次ページのとおりである。検証した限りでは賃借料が特に高額と思われるものはなかった。

(単位：千円)

物件名	金額
第2庁舎ビル(旭川振興公社ビル)	88,847
大雪アリーナ建物	66,420
永山8丁目用地	207
旭山動物園駐車場	108
雪堆積場(緑が丘東3条1丁目用地、東旭川用地)	5,295
旭山動物園東門建物	34,124
合 計	195,001

## (6) 主要な事業施設(平成18年度)

(単位：千円)

名称	所在地	主な固定資産 A	A の帳簿価額
旭川振興公社ビル(本社事務所)	旭川市7条通10丁目	建物	911,161
旭川大雪アリーナ	旭川市神楽4条7丁目	建物	993,805
旭川廃棄物処理センター	旭川市江丹別町共和	建物	333,156
		構築物	474,524
		機械装置	287,191
旭山動物園東門	旭川市東旭川町倉沼	建物・附属設備	355,283
合 計			3,355,123

## (7) 主要な借入先と借入金の期末残高(平成18年度)

(単位：千円)

借入先	貸借対照表の区分	残高
旭川信用金庫	短期借入金	2,257,000
	長期借入金	1,081,697
北海道銀行	長期借入金	1,647,003
合 計		4,985,701

## (8) 市の財政的関与の状況 (平成 18 年度)

(単位: 千円)

区 分		金 額	備 考
補助金		—	
委託料	大雪アリーナ指定管理業務	161,874	
	ときわ市民ホール指定管理業務	79,650	勤労者総合福祉センター分を含む
	廃棄物処分場搬入管理業務	58,432	
	産業廃棄物処分 (水道分)	38,561	
	中園廃棄物最終処分場管理業務	37,390	
	7 条駐車場指定管理業務	24,999	
	忠和テニスコート指定管理業務	8,559	
	東部スクートリンク指定管理業務	8,519	
	近文神居古潭自転車道路保守管理業務	5,187	
	富沢カスケードコース庄雪業務及び管理業務	4,744	
	廃棄物処分 (学校教育分)	4,476	
	末広市民プール指定管理業務	4,410	
	路上違反広告物除去業務	3,454	
	サイクリングロード管理業務	2,509	
	旭川小学校プール開放管理業務	1,890	
	西御料地小学校プール開放管理業務	1,785	
	レクリエーション管理業務	1,659	
	柔道場指定管理業務	1,341	
	その他の業務	1,676	100 万円未満 9 業務
合 計		451,115	
市の貸付金		2,349,138	
その他 (賃貸料)	振興公社ビル賃貸	93,289	
	大雪アリーナ賃貸	69,741	
	旭山動物園東門賃貸	35,830	
	雪堆積場賃貸	5,295	
	その他賃貸	315	100 万円未満 2 件分
	合 計	204,470	
損失補償契約に係る債務残高		2,728,701	
損失補償の額		4,239,035	利子相当額を別途設定している
債務保証契約に係る債務残高		—	
債務保証の額		—	

## 監査の結果及び意見

### (1) 個人情報保護規程について

旭川市における個人情報の保護については、旭川市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第8号）が定められている。当条例の第36条では旭川市が出資する法人についても、「市が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。」と定められており、また、旭川市個人情報保護条例施行規則（平成17年9月9日規則第50号）の第21条では「条例第36条の規則で定めるものは、本市が資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、別表第2に掲げるものとする。」として、これが適用される出資法人が掲げられている。

別表第2（第21条関係）

名 称
株式会社旭川振興公社
株式会社旭川保健医療情報センター
株式会社旭川産業高度化センター
旭川空港ビル株式会社
財団法人道北地域旭川地場産業振興センター
財団法人旭川生活文化産業振興協会
財団法人旭川市勤労者共済センター
財団法人旭川市水道協会
財団法人旭川市体育協会
財団法人旭川市公園緑地協会
財団法人旭川河川環境整備財団
旭川市土地開発公社

以上のように、旭川市の条例では株式会社旭川振興公社（以下、「振興公社」という。）についても市に準じた保護措置を講じなければならないことが定められているところ、同社では平成19年8月時点で個人情報保護に関する規程が作成されていなかった。個人情報の保護措置をとることと規程の作成とは直接結びつくわけではなく、上記条例でも規程の作成が要請されているわけではない。しかし、その妥当性はともかく、第三セクター等は市の事務を受託する場合や市の指定管理者となる場合が多く、個人情報の取り扱いについては一般の民間企業以上に注意が払われるべきと考えられているからこそ市に準じた保護措置を講じることが要請されているのである。したがって、個人情報の保護についてはその取り扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。

なお、同規程については監査後作成され、平成19年12月から施行されている。

(2) 役員構成について（意見）

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）の「3. 第三セクター等の人件費」には、「第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。そこで、振興公社の直近 5 年間の役員の構成割合を示すと、次のとおりである。

（単位：人）

年 度	役員数		取締役	監査役	合 計	うち市出身者 (割 合)
	プロパー	市OB				
平成 18 年度	プロパー		1	0	13	7 (53.8%)
	市OB		1	0		
	市派遣		5	1		
	その他		4	1		
平成 17 年度	プロパー		1	0	15	9 (60.0%)
	市OB		1	0		
	市派遣		6	2		
	その他		4	1		
平成 16 年度	プロパー		0	0	15	10 (66.7%)
	市OB		2	0		
	市派遣		6	2		
	その他		4	1		
平成 15 年度	プロパー		0	0	15	10 (66.7%)
	市OB		2	0		
	市派遣		6	2		
	その他		4	1		
平成 14 年度	プロパー		0	0	11	6 (54.5%)
	市OB		2	0		
	市派遣		2	2		
	その他		4	1		

(注)「プロパー」は、もともと振興公社が採用した者。

「市OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で振興公社へ派遣されている者。

「その他」は、商工会議所等から受け入れている者。

「市出身者」は「市OB」と「市派遣」の合計。

なお、上表のうち常勤役員は「プロパー」と「市OB」の合計で各年度とも 2 名であり（うち 1 名は代表取締役）、その他は 2 名の代表取締役を含めすべて非常勤役員。

前表によれば、市 OB と市派遣の合計である市の出身者は、非常勤役員を含むとはいえ、いずれの年度も役員総数の過半数を占めており、この結果を見る限り、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みが十分と言えるか検討が必要ではないだろうか。

また、10 名以上いる役員のうち、プロパー職員が取締役となっているのは平成 14 年度から平成 16 年度はゼロで、平成 17 年度と平成 18 年度は 1 名のみとなっている。これは振興公社の職員は同社の役員になれないか、もしくは 1 名しか役員になれないことを意味しており、職員のモチベーションを考えると決して望ましい状況とは言えない。

なお、役員のうち振興公社から給与が支払われているのは、平成 18 年度末時点で代表取締役と常務取締役という常勤役員 2 名のみであり、市の元助役が務める代表取締役社長の給与はプロパー出身の常務取締役の給与の 2 倍近い金額であった。それぞれの金額は決して高額なものとは言えないし、一般の会社であれば代表取締役社長と常務取締役の給与にひらきがあるのは当然と言えるものの、市の OB が優遇されているという印象と、市の OB が就任している代表取締役社長職が天下りのためのポストではないかという印象はぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市の OB を就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。

### （3）取締役会の開催について

取締役会の議事録を閲覧したところ、平成 17 年度は平成 17 年の 5 月、6 月、9 月と平成 18 年 2 月の計 4 回開催され、平成 18 年度は平成 18 年の 5 月、平成 19 年 2 月の計 2 回が開催されていた。出席した取締役の発言記録などを見る限りそれぞれ積極的に発言しており、取締役会の形骸化という問題は見られなかったものの、会社法第 363 条第 2 項では、「取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。」とされており、取締役会の開催頻度という点では問題がある。

「（2）役員構成について」のところでも示したとおり、直近 5 年間における振興公社の常勤役員は常に 2 名で、平成 19 年 7 月現在でいえば同社の取締役 12 名と監査役 3 名のうち、専務取締役と常務取締役の 2 名を除き、社長を含めすべて非常勤の役員である。非常勤役員には市の経済界における著名な人物も含まれているため、このような開催頻度となることにやむをえない事情があることは理解するものの、会社法に規定された開催頻度については遵守する方法を考えるべきである。

(4) 事業別損益について

振興公社は多種多様な事業を行っており、そのため平成17年度までは営業報告書の中で事業別の損益を開示していた。平成16年度と平成17年度の営業報告書に記載されていた事業別損益を記載すると以下のとおりである。

<平成16年度>

(単位：千円)

事業別		収 支	収 益	原価及び費用	損 益
直 営 事 業	①本社（不動産他）		184,663	183,504	1,158
	②公社ビル・北土木・緑が丘 店舗（建物賃貸）		129,534	126,760	2,774
	③大雪アリーナ（建物賃貸他）		246,750	242,355	4,394
	④直営駐車場（駐車場）		71,690	68,172	3,518
	⑤索道事業（スキーリフト）		33,238	52,847	△19,609
	⑥雪の村（スノービル）		8,795	19,257	△10,461
	⑦廃棄物処理センター		550,764	479,984	70,780
受 託 事 業	⑧スケートリンク（造成管理受託他）		20,665	19,829	836
	⑨7条駐車場（管理受託）		26,968	26,597	370
	⑩ときわ市民ホール（管理受託）		110,395	108,766	1,628
	⑪大成体育館（管理受託）		11,271	10,960	310
	⑫最終処分場（管理受託）		104,400	102,845	1,554
	⑬忠和テニスコート（管理受託他）		10,308	9,494	814
	⑭サイクリングロード（管理受託）		9,625	9,510	114
	⑮末広市民・旭川小・西御料 地小プール（管理受託）		7,782	7,611	170
	⑯柔道場（管理受託）		1,294	1,282	11
	⑰受託駐車場（管理受託）		12,829	12,559	269
	⑱広告物除去業務（業務委託）		3,780	3,723	56
合 計			1,544,756	1,486,064	58,692

(注)「直営事業」は振興公社が所有する不動産や、市又は旭川市土地開発公社から賃借している不動産等を活用している事業

「受託事業」は旭川市他からの業務委託等を受けている事業

「原価及び費用」には全社的に発生する共通費が含まれており、原則としてそれぞれの事業の利益の比率で各事業に按分している。

<平成 17 年度>

(単位：千円)

事業別		収 支		
		収 益	原価及び費用	損 益
直 営 事 業	①本社（不動産他） （旭山倉庫移曳費）	205,851	204,165 9,165	1,686 △ 9,165
	②公社ビル・緑が丘店舗 （建物賃貸）	127,700	125,095	2,604
	③大雪アリーナ（建物賃貸他）	247,296	242,641	4,654
	④直営駐車場（駐車場）	48,555	46,222	2,333
	⑤索道事業（スキーフト）	31,888	56,217	△24,328
	⑥雪の村（スキービル）	12,326	22,275	△ 9,949
	⑦廃棄物処理センター	642,132	551,735	90,397
受 託 事 業	⑧スケートリンク（造成管理受託他）	20,515	19,817	698
	⑨7 条駐車場（管理受託）	25,832	25,453	378
	⑩ときわ市民ホール（管理受託）	118,543	117,950	592
	⑪大成体育館（管理受託）	11,267	10,960	306
	⑫最終処分場（管理受託）	92,390	90,803	1,586
	⑬忠和テニスコート（管理受託他）	10,173	9,948	224
	⑭サイクリングロード（管理受託）	8,678	8,318	359
	⑮末広市民・旭川小・西御料 地小プール（管理受託）	7,835	7,767	67
	⑯柔道場（管理受託）	1,277	1,215	61
	⑰受託駐車場（管理受託）	12,584	12,375	208
	⑱広告物除去業務（業務委託）	3,370	3,319	50
合 計		1,628,216	1,565,449	62,767

このように、平成 17 年度までは営業報告書上で事業別の損益を開示していたものの、平成 18 年度の営業報告書からは事業別の損益を開示していない。この理由について振興公社の説明によれば、会社法の施行に合わせて開示様式等を見直したことで、本社費を含む共通費（以下、「共通費等」という。）の配賦方法についてはさまざまな方法があるため、事業別損益を開示することにより情報利用者の判断を誤らせることのないよう配慮したためとのことであった。しかし、「第三セクター等に対する行政の関与の方針（第 2 版 平成 17 年 6 月）」において「業務や財務に関する情報を市民に積極的に提供する」と記載されていることを考慮すると、事業別損益については今後も継続して開示すべきであると考えられる。平成 17 年度までの共通費等の配賦方法は前述したとおり各事業の利益比率で按分しており、共通費等を配賦する前の損益が赤字となっている事業には共通費等を配賦していない。こ

うした共通費等の配賦方法については、何を目的とするかによってもあるべき配賦方法は異なるし、そもそも共通費等を配賦すべきかどうかという議論もあり、一概にこれが正しい配賦方法であるということはいえない。したがって、単に各事業で利益が出ているかどうかだけを見るのであれば、共通費等を配賦しないというのもひとつの方法である。ここでは、平成17年度までとの比較可能性を重視して、これまでと同様の方法によって作成した平成18年度の事業別損益を示すこととする。

<平成18年度>

(単位：千円)

事業別		収 支	収 益	原価及び費用	損 益
直 営 事 業	①本社（不動産他）		31,837	12,595	19,242
	②公社ビル・北土木・緑が丘 店舗（建物賃貸）		123,273	122,879	394
	③大雪アリーナ（建物賃貸他）		235,741	234,894	847
	④旭山動物園東門		68,545	76,021	△ 7,476
	⑤直営駐車場（駐車場）		49,386	49,002	384
	⑥索道事業（スキーフト）		22,422	24,267	△ 1,845
	⑦雪の村（スノーモビル）		27,374	27,358	16
	⑧廃棄物処理センター		444,132	441,135	2,997
受 託 事 業	⑨スケートリンク（造成管理受託他）		21,274	21,117	157
	⑩7条駐車場（管理受託）		23,808	23,751	57
	⑪ときわ市民ホール（管理受託）		117,627	117,360	267
	⑫最終処分場（管理受託）		91,693	91,253	440
	⑬忠和テニスコート（管理受託他）		9,970	9,902	68
	⑭サイクリングロード（管理受託）		8,938	8,863	74
	⑮末広市民・旭川小・西御料 地小プール（管理受託）		7,703	7,629	74
	⑯柔道場（管理受託）		1,278	1,270	8
	⑰受託駐車場（管理受託）		12,564	12,483	81
	⑱広告物除去業務（業務委託）		3,290	3,231	59
合 計			1,300,855	1,285,012	15,843

(注) 直営事業の「本社（不動産他）」の収益と原価及び費用が平成17年度までと比べて大幅に減少したのは、土地の販売が少なかったためである。

直営事業の「旭山動物園東門」は平成18年度からの新たな事業である。

前年までであった受託事業の「大成体育館（管理受託）」がなくなったのは、委託先が振興公社以外に変更されたためである。

(5) 業務委託について

振興公社が外部へ業務委託を行った際に支払った業務委託費は平成 18 年度において 7,003 万円（売上比で 5.5%）であり、委託の件数は 171 件であった。これにつき、契約形態別の内訳を示したものが次の表である。

契約形態 件数・金額		一者随意契約	見積合わせ	指名競争入札	合 計
		件 数	98 件 (57.3%)	64 件 (37.4%)	9 件 (5.3%)
う ち	市からの受託分	54 件	34 件	2 件	90 件
	土地開発公社 からの受託分	1 件	—	6 件	7 件
金 額		41,568,716 円 (59.4%)	25,246,256 円 (36.0%)	3,224,010 円 (4.6%)	70,038,982 円 (100%)
う ち	市からの受託分	33,382,095 円	15,106,450 円	758,200 円	49,246,745 円
	土地開発公社 からの受託分	189,600 円	—	975,810 円	1,165,410 円

(注)「一者随意契約」とは、競争の方法によらずに特定の者を契約の相手方として契約を締結する随意契約のうち、あらかじめ特定の者 1 人を選ぶ方法をいう。

「見積合わせ」とは、競争の方法によらずに特定の者を契約の相手方として契約を締結する随意契約のうち、2 人以上の者から見積書を徴して相手方を選ぶ方法をいう。

「指名競争入札」とは、特定多数の者をあらかじめ指名してそれらの者に入札させ、発注者にとって最も有利な価格を提示した者を契約の相手方として契約を締結する方法をいう。

件数及び金額のうち「市からの受託分」とは、旭川市から委託等を受けた業務（指定管理者業務を含む）の一部を、外部の者へ再度委託したもの（以下「再委託等」という。）である。「土地開発公社からの受託分」も同様。

上表からわかるように、振興公社の業務委託は件数・金額ともに随意契約が約 95%を占めており（一者随意契約と見積合わせの合計）、指名競争入札は 5%程度で一般競争入札は行われていない。また、随意契約についても 60%近くがあらかじめ特定の者 1 人を相手方として選び、他の者からは見積書をとらない一者随意契約となっている。

171 件の業務委託のほとんどが 100 万円未満の比較的少額な案件であり、費用対効果を考えると、必ずしも競争入札を導入することが望ましいとは言えない。しかし、随意契約をとるのであれば可能な限り複数の業者から見積書をとって価格の妥当性を検証すべきであるし、そもそも振興公社において問題となるのは、こうした業務委託を行う場合にどのよ

うな契約形態をとるかについての基準が存在しないことである。市と関わりの深い同社においては余分な経費の支出を行わないよう経済性についても特に留意すべきであり、委託の基準を作成して適切に運用することにより業務の効率化を図る必要がある。これについては監査後、契約事務規則を設けて契約事務の適正化を図っていくとのことであったため、今後の運用状況が注目される場所である。なお、旭川市が契約の相手方を決定する方法については、地方自治法において一般競争入札が原則とされており、例外的に指名競争入札や随意契約が認められている。

また、業務委託のうち件数・金額とも半分以上は市から委託等を受けた業務を再委託等に出しているものであるが、その中には指定管理者として一括管理を受託しているものも多く含まれており、監査人が検証できた範囲では、再委託等を行うこと自体に重大な問題があると認められる案件はなかった。

#### (6) 旭川市からの業務委託について

平成 18 年度において、旭川市から振興公社へ業務委託が行われた案件の件数と金額を契約形態別に示したものが次の表である。

契約形態 件数・金額	一者随意契約	見積合わせ	指名競争入札	合 計
件 数	6 件 (54.5%)	1 件 (9.1%)	4 件 (36.4%)	11 件 (100%)
金 額	50,670,900 円 (43.4%)	454,650 円 (0.4%)	65,562,000 円 (56.2%)	116,687,550 円 (100%)

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日 総務省）の「第 2 行政改革推進上の主要事項について」の「1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化」では、「(1) 民間委託等の推進」として、地方公共団体にとってメリットが生じるよう民間企業等への委託を推進することが求められている。

ここでいう「民間委託等」には第三セクター等への業務委託も当然に含まれるものの、そうかといって積極的に第三セクター等を活用すべきことを求めているわけでもない。したがって、あらかじめ振興公社を契約の相手方として選ぶ一者随意契約が多くなってしまふ場合には、上記指針の趣旨に反して他の一般民間企業の参入機会を減らし、公正な競争が行われない結果、旭川市の負担額が増えている可能性を否定できないということになる。

上表によれば、平成 18 年度の市からの業務委託において金額的に最も多くなっているのは指名競争入札となっている。しかし、指名競争入札のうち、1 件、58,432,500 円は旭川市廃棄物処分場搬入管理業務という、平成 17 年度までは振興公社を相手先とする一者随意契約とする業務委託であったため、平成 17 年度までは市からの業務委託のほとんどが一者随意契約で行われていたことになる。なお、廃棄物処分場搬入管理業務の入札に係る資料

を閲覧したところ、三者が指名され、このうち最も低い価格を提示した振興公社が落札しており、資料を見る限りでは競争入札の手続き自体に不備はなかった。

「(5) 業務委託について」で述べたように、旭川市が契約の相手方を決定する方法については、地方自治法で一般競争入札が原則とされ、指名競争入札や随意契約は例外として認められているにすぎない。しかも、随意契約による場合には「旭川市契約事務取扱規則」の第17条においてなるべく2人以上の者から見積書を徴することと定められており、一者随意契約は例外中の例外という扱いになっている。また、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日 総務省)では、「民間委託等の実施状況については、事務・事業や施設区分ごとに、委託先、委託理由を公表すること」とあり、一者随意契約による場合はこの点の開示が特に求められると思われるにもかかわらず、監査人が検証した範囲ではそうした開示が十分に行われているとは思えなかった点も問題である。

市が業務委託の相手先を選定するにあたっては、費用対効果という点から競争入札を実施できるものについては極力競争入札を実施し、やむをえず随意契約による場合にもなるべく複数の者から見積書を入手すべきである。こうしたことから、現在振興公社と一者随意契約としている業務委託についても、競争入札を実施することのできるものがないかどうか見直すべきである。

なお、なぜ振興公社を相手先とする一者随意契約が多かったのかという点に関する考察については、「(16) 振興公社についての総括」のところで述べる。

#### (7) 指定管理者業務について

平成15年6月に行われた地方自治法の改正により、旭川市においても「指定管理者制度」が導入された。これにより、平成15年9月以後直営でなく新たに管理を委ねることとした「公の施設」については指定管理者制度へ移行する必要がある、改正時点ですでに管理委託を行っていた公の施設については平成18年9月までに指定管理者制度へ移行するか、直営とするかの選択が必要となった。指定管理者制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、住民サービスの向上と行政コストの縮減等を図ることを目的として創設された制度である。すなわち、これまで第三セクター等や社会福祉法人、農協等にしか認められていなかった公の施設の管理業務に民間企業が参入できるようになったことが大きな改正点である。

そこで、平成18年度末において振興公社が指定管理者となっている公の施設についての、平成18年度の市からの収入額、利用者からの収入額の一覧を示すと、次ページのようになる。

(単位：千円)

施設名	市からの収入	利用者からの収入	以前の管理受託者	公募・非公募の別	管理の期間
旭川市ときわ市民ホール 旭川市勤労者福祉総合センター (旭川勤労者福祉会館 旭川建設労働者福祉センター 旭川勤労者体育センター)	79,650	43,512	清掃・受付 事務補助の み振興公社	公募	H17.4.1～ H19.3.31
旭川大雪アリーナ	161,874	—	振興公社	非公募	H17.4.1～ H22.3.31
忠和テニスコート	8,558	—	振興公社	公募	H17.4.1～ H19.3.31
東部スケートリンク	8,518	—	振興公社	公募	H17.4.1～ H19.3.31
末広市民プール	4,410	—	振興公社	公募	H17.4.1～ H19.3.31
柔道場	1,340	—	振興公社	公募	H17.4.1～ H19.3.31
旭川市7条駐車場	24,998	—	振興公社	公募	H18.4.1～ H20.3.31
合計	289,350	43,512			

上表から明らかなように、結果だけを見ると、指定管理者制度が導入される以前の管理委託制度等において振興公社が管理者となっていた施設については、指定管理者制度が導入された後も引き続き振興公社が指定管理者となっているケースがほとんどである。指定管理者の選定についても、上表では公募によっているケースが多いものの、具体的な公募の方法は市のホームページによる募集の他、報道依頼と市の掲示板を利用しているとのことであったため、例えば市の広報も利用するなど指定管理者制度の周知を図る方法について現在の方法で十分かどうかは今後も検討すべきであろう。

前述したように、指定管理者制度導入に関する地方自治法改正の趣旨は、これまで第三セクター等にしか認められていなかった公の施設の管理業務に民間企業が参入できるようにすることであった。したがって、指定管理者制度に関して一般市民への十分な周知が行われているかどうかについては引き続き検討が必要であろうし、従前と同じく第三セクター等である振興公社が指定管理者となっているという結果についても、同法改正の趣旨を軽視することなく、指定管理者の募集においては可能な限り門戸を広げることにより、住民サービスの向上と行政コストの縮減を図ることを重視した制度の運用ということをふまえて、何らかの見直しが必要であろう。

また、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日 総務省）の「第 2 行政改革推進上の主要事項について」の「1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化」では、「(2) 指定管理者制度の活用」として、「管理のあり方の検証に際しては、(中略) 民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと」という記述があり、この点でも問題があったと思われる。

なお、なぜ従前と同じく振興公社を指定管理者とする施設が多いのかという点に関する考察については、「(16) 振興公社についての総括」のところで述べる。

#### (8) 領収書の管理について

振興公社では窓口で現金を領収する業務も行っていることから、本社分の未使用領収書の管理方法について調査した。その結果、受払簿については適正に記録され保管されていたものの、未使用領収書つづりの現物が本社事務室の棚に積んであり、誰でも持ち出すことが可能な状況となっていた。当該領収書には会社印が印刷済みですぐに使用できる状態になっていることから、これが自由に持ち出されてしまうと、管理者の知らないところで現金の領収が行われる可能性を否定できない。未使用領収書については鍵のついた金庫等に保管し、持ち出す際には管理者の承認を受けるようにしておくことが望ましい。

なお、監査現場において当該指摘を行ったところ、これについてはすぐに改善され、現在は未使用領収書つづりを金庫に保管している。

#### (9) 現金預金の処理について

振興公社では、本社事務室の他に駐車場等各現場においても売上金及び釣銭として現金があり、一部の現場を除き 1 日の売上金を翌営業日に銀行へ預け入れている。平成 18 年度の決算日である 3 月 31 日（土）の各拠点の売上金合計 1,234,985 円についても翌営業日の 4 月 2 日（月）に銀行へ預け入れており、預け入れるまでの間はこれを各拠点の金庫等に現金として保管していた。したがって、これら現金については経理処理上「現金」として処理されるべきであったところ、実際には「預金」として処理されていたため、金融機関の残高証明書と帳簿上の預金とが上記金額だけ合っていない状況であった。これ自体は単なるミスと思われるため、今後こうしたことのないよう注意すれば十分である。

ただし、比較的多額の現金が残るとされる旭山動物園東門等について 2 日ごとに銀行への預け入れとしていることについては、費用対効果も考慮した上で、毎日の預け入れとする必要がないか検討すべきである。

## (10) 固定資産について

### ①固定資産の管理について

ア. 固定資産を管理する台帳については、後述する点を除き適切に整備されていたものの、台帳に記載された固定資産の管理番号（固定資産番号）が現物に貼付されていなかったため、台帳と固定資産現物との同一性を確認できなかった。台帳との一致が確認できるよう、固定資産現物にも管理番号等を貼付すべきである。

イ. また、固定資産現物の保管場所が台帳上の保管場所と一致していないものがあった。業務の必要上、固定資産によっては頻繁にその保管場所が変わるものもあるため、その都度台帳を修正できないことはやむをえないと思われる。しかし、メモ書き等を残しておくことによって、当該固定資産がどこにあるのかを常に把握することができるようにはしておくべきである。

ウ. さらに、すでに廃棄済みとなっている固定資産が台帳上記載されたままとなっているものが散見された。帳簿上は廃棄処理がなされていても実際は現物が残っている場合もあり、こうした場合には台帳を残しておくことに問題はない（むしろその方が望ましい）。しかし、帳簿上廃棄処理がなされ、現物についても実際に廃棄されて残っていない場合にまで台帳上の記載を残しておく必要はないと思われる。なお、台帳から除かれた廃棄固定資産に係る資料そのものの廃棄については、文書管理規程等で求められている保存年限を経過した後に行うことになる。

### ②美術品等について

固定資産の現物を視察したところ、以下のようなものがあった。

（単位：円）

資産の内容	取得年月日	取得価額
木彫彫刻	昭和 55 年 12 月 1 日	2,000,000
ブロンズ像	昭和 58 年 7 月 1 日	1,200,000
ブロンズ像	昭和 62 年 3 月 1 日	4,500,000

これら美術品はいずれも 20 年以上前に取得されたものであり、取得された経緯については議事録等の資料が残っていなかったため確認できなかった。一般の民間企業においてこうした美術品を購入するのであれば特に問題となるところではないものの、振興公社において上記のような美術品の購入が本当に必要なものであったのか今一度検討し、会社にとって必要のないものであれば処分をするなり、一般市民が鑑賞できるところへ貸し出しを行うなり、何らかの活用方法を見出すべきである。

なお、上述したとおり、これらが取得された経緯については不明であるが、こうした美術品は税法上減価償却を行うことができず、したがって取得価額が会社の経費にならないため、こうした資産の購入が会社の税金を節約することにはならない点にも留意が

必要である。

### ③旭川市が所有する固定資産について

旭川市が所有する会議用のテーブルと椅子（取得価額 1,544,000 円）が振興公社の会議室において使用されており、市との間で借用書は交わされているものの、使用料等は支払っていない。旭川市が70%を出資する第三セクター等とはいえ、あくまでも市からは独立した株式会社であり、市民の誤解を受けるようなこうした資産の貸借は本来望ましくない。今後も借用を続けるのであれば、使用料を支払うことも含めて借用のありかたを検討すべきである。

### (11) 備品消耗品等の購入について

直近3年間の備品購入費の帳簿（総勘定元帳）を閲覧したところ、以下のような購入がされていた。

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
購入月の区分			
4月～2月の11か月間 における月平均購入額	538 千円／月	1,030 千円／月	338 千円／月
3月決算月の購入額	5,873 千円	5,119 千円	2,053 千円
合 計	11,791 千円	16,454 千円	5,775 千円

上表から明らかなように、いずれの年度も決算月を除く月平均購入額に比べて3月決算月の購入額が多額になっている。業務上必要なものを購入した結果であれば問題ないし、また、このような購入の仕方は節税対策として多くの会社が行っていることであり、一般の民間企業であれば何ら問題となるところではない。しかし、第三セクター等である振興公社の場合には、こうした購入の仕方をすることによって、コスト削減が徹底されているかどうかについての疑念を抱かせる恐れがないとは言えない。したがって、業務上真に必要なでないもの、あるいは上表のタイミングで購入する必要のないものなどがないか今一度検証し、コスト削減に努めるべきである。

### (12) 退職給付引当金の計上不足その他の会計処理について

会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」（第431条）とされている。ここでいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」には、公認会計士や監査法人（以下「会計士等」という。）の監査対象会社（注1）に適用されるいわゆる「会計基準」と、それら以外の会社に適用が推奨されている「中小企業の会計に関する指針」（以下、「会計指針」という。）などがあるが、会計士等の監査

対象会社以外の世間一般の会社のほとんどがこれら公正妥当な会計慣行によらず、法人税法その他の税法に則った会計処理を行い貸借対照表や損益計算書等（以下「計算書類」という。）を作成しているのが現実である（注2）。

（注1）証券取引所に上場している会社や、資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社など。

（注2）公正妥当な会計慣行による会計処理と税法による会計処理とは一致しないことが多い。

振興公社が毎年作成している計算書類も主として法人税法に則って作成されているため、会計指針に則って作成された場合の計算書類と一致していない部分がある。特に、従業員の将来の退職金支払いに備えて引き当ておくべき退職給付引当金について、同社の平成18年度（平成19年3月31日）の貸借対照表によれば2,194万円が計上されているものの、会計指針によれば1億4,515万円を計上しておくべきと考えられるため、以下の表にあるように1億2,320万円の引き当て不足（すなわち負債の計上不足）がある。

なお、振興公社では中小企業退職金共済制度などの外部拠出型の制度を活用しており、今後も当該計上不足額が逡減していくようにするとのことである。

（単位：千円）

平成18年度貸借対照表の 退職給与引当金（※）	会計指針による 退職給付引当金	差引計上不足額
21,947	145,154	123,207

（※）「退職給与引当金」は税法上の名称であり、この金額は税法に則った残高となっている。

公共的な性格を考えると、振興公社などの第三セクター等は可能な限り会計指針を適用して計算書類を作成すべきであり、特に資産の過大評価や負債の計上不足によって情報利用者の判断を誤らせることがあってはならない。したがって、退職給付引当金については上記の計上不足額も計上すべきである。

振興公社において会計指針によって計算書類を作成する場合に必要な修正等は上記の退職給付引当金のみではないが、本報告書であえてこれだけを指摘するのは次のような理由による。すなわち、上述したように会計士等の監査対象会社以外の世間一般の会社のほとんどが、同様に法人税法等に則った計算書類を作成しそれが常態化している中で、公共的な性格を持つとはいえ、第三セクター等についてだけその点を特に問題視するのはやや公平性を欠くと思われる一方、退職給付引当金については会計指針によった場合と比較して金額的な相違が大きく、情報利用者に与える影響が大きいと判断したからである。

(13) 旭川市からの借入金について

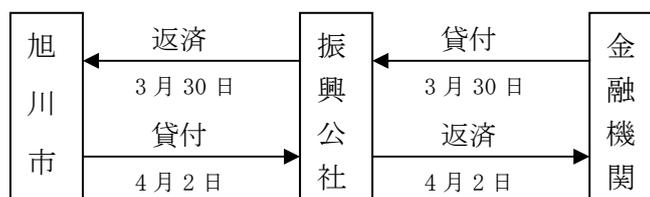
振興公社では一般事業資金（公社ビル建設資金）と大雪アリーナ建設のための資金として、旭川市から以下の借り入れを行っている。毎年の返済額は借入金によって購入した固定資産の減価償却費相当額であり、以下のように、一般事業資金（公社ビル建設資金）の返済終了年度は最も返済期限の長いもので平成 79 年度（西暦 2067 年）、大雪アリーナ分の返済終了年度は平成 59 年度（西暦 2047 年）と予定されている。

（単位：円）

項目	当初借入年度	返済終了年度	平成 19 年 3 月 31 日の残高
一般事業資金（公社ビル建設資金）	昭和 58 年度	平成 79 年度	1,264,493,735
大雪アリーナ建設事業資金	昭和 61 年度	平成 59 年度	993,036,000
合計	—	—	2,257,529,735

このように借入期間が長期にわたるため、平成 17 年度までの振興公社の決算書では旭川市からの「別途借入金」が毎年貸借対照表に計上されていた。

ところが、平成 18 年度の決算書においてはこの「別途借入金」が貸借対照表から消え、代わりに金融機関からの「短期借入金」が貸借対照表に計上されていた。そこで、その経緯を質問したところ、平成 19 年 3 月 30 日において 2,257,000,000 円を金融機関から借り入れ、自己資金 529,735 円と合わせて旭川市へ返済したためということであった。しかし、当該借入金については年度が変わった平成 19 年 4 月 2 日に再び旭川市から市へ返済した借入金と同額を借り入れて金融機関へ返済しているため、結果として金融機関からの借入期間は 3 月 30 日から 4 月 2 日までの 4 日間となっており、その間の利息は 618,356 円、またこの処理によって振興公社の平成 19 年 3 月期決算書においては旭川市からの借入金は計上されず、金融機関からの借入金のみが計上される結果となっている。これを図示すると次のとおりである。



こうした処理を行う理由について振興公社側に質問したところ、市から、年度内（3 月 31 日まで）に返済するよう指導を受けたためというものであったことから、市の財政課にも質問してみた。その回答によれば、財政再建団体となった北海道夕張市において、出納整理期間（※）における、普通会計と特別会計、あるいは普通会計と第三セクターとの間の借り入れによって赤字額を隠す会計処理が行われていたことから、各市の会計処理の実態について北海道から調査が行われたことに伴い、市としてはそれまで行っていた出納整

理期間中の返済ではなく、3月31日までに当該年度の貸付金を返済してもらうこと、及び次年度の貸付を行うまでの数日間については、振興公社で資金を調達するよう申し入れを行ったというものであった。

(※) 年度末付近で発生した債権・債務に係る未収金や未払金を当該年度の収支として整理するために設けられた期間で、4月1日から5月31日までの2か月間（地方自治法第235条の5）。

すなわち、地方自治体の予算はいわゆる単年度主義をとっているため、ある年度（仮に「×1年度」とする）の貸付については、原則として当該年度中（×1年度の出納整理期間が終わる×2年5月31日まで）に返済を受けなければならないことになっている。そのため、平成17年度までは第三セクター等に対する貸付を出納整理期間中の4月に行い（これは×2年度の貸付金となる）、第三セクター等は当該借入資金をもって貸し付けを受けた日と同じ日付で前年度（×1年度）の貸付金を返済するという処理を行っていた。したがって、この形だけを見れば確かに夕張市の例と同じように見え、翌年度の貸付金をもって前年度の貸付金を返済するという以前までの処理は単年度主義の基本的なルールに抵触する可能性があった。

こうしたことを考えると、平成18年度から行われている現在の処理にはやむをえない部分があるのかもしれないものの、現在の処理によっても以下のような問題点があることは指摘しておかなければならない。

(問題点)

- ・ 旭川市から見た場合は長期貸付金、振興公社から見た場合は長期借入金となるべきものが、それぞれ短期貸付金、短期借入金として処理され、また実質的には旭川市からの借入金であるにもかかわらず、決算時点ではそれが金融機関からの借入金に振り替わることによって、一般市民や議会、その他金融機関などの判断を誤らせる恐れがある。
- ・ 金融機関から新たに借り入れを行うことによって、これを行わなければ支払う必要のなかった利息を支払うことになっている。

こうした問題点があってもなお、上記のような借り換えを行う必要があるのか、それとも、他にもっとよい方法がないのかについては今後議論をつくしてほしい。

なお、監査人が検証した限りでは、平成17年度まで行われていた貸付金の返済処理が、市の財政収支の赤字を隠すために行われていたとは思われなかった。

また、金融機関から借り入れていた4日間に対応する利息を支払っていることは上述したとおりであるが、旭川市との間では当該借入金は無利息とされており、旭川市へは利息

を支払っていない。

(14) パーティー券等の購入について

「第三セクター等に対する行政の関与の方針（第2版 平成17年6月）」の中の、「第4関与の指針」のところでは、以下のような記述がある。

「政治資金規正法第22条の3第4項により地方公共団体から出資等又は補助金等を受けている法人は、政治活動に関する寄付をしてはならないとされている。平成15年から16年にかけて、他の地方公共団体の第三セクターが政治団体への寄付やパーティー券を購入していたことが報道されたところであるが、本市の第三セクター等においては政党等への寄付は行われていなかったものの、今後とも政党等への寄付はもとより、政治資金パーティーの券の購入についても市民の誤解や疑念を招かぬよう自粛するよう求めること。」

検証した範囲では、上記指針に記載されているように政党等への寄付はみられなかったものの、道議会議員や市議会議員のビール券等のパーティー券購入が散見された。いずれも少額な支出であり、代金の中には明らかに寄付とみられる部分はないと思われるため、これらがただちに政治資金規正法に違反するとは監査人も考えていない。しかし、上記方針には「市民の誤解や疑念を招かぬよう自粛するよう求めること」と記載されており、たとえ寄付部分を含まない少額な支出であっても、市民の誤解や疑念を招く恐れがないとは言えない。したがって、やむをえない場合を除き、こうしたパーティー券等の購入は自粛するのが望ましい。

(15) 販売用土地について

平成18年度末において振興公社が保有する販売用土地と、その帳簿価額及び時価の一覧は次のとおりである。

(単位：千円)

用地名	取得年月日	面積 (㎡)	平成18年度末 帳簿価額 A	時価 B	差 額 (B-A)
永山8丁目分譲残地	S37. 4. 2	285.33	542	5,421	4,878
東旭川用地	S41. 2. 3	14,525.96	9,225	26,364	17,138
緑が丘東3条1丁目用地	S44.12.30	64,384.00	422,085	1,545,219	1,123,133
緑が丘東4条2丁目用地	S44.12.30	6,761.50	176,558	153,217	△ 23,341
台場用地	S57. 3. 8	1,972.00	91,437	33,523	△ 57,913
春光7条8丁目用地	S57. 3.25	2,899.31	77,405	57,986	△ 19,418
永山1丁目工業用地	S58. 5.18	2,334.80	45,041	35,022	△ 10,018
合 計		93,162.90	822,295	1,856,754	1,034,459

「時価」は路線価によっている。

また、それぞれの土地について取得の経緯等を記載すると、次のとおりである。

① 永山 8 丁目分譲残地

【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市永山 6 条 16 丁目 285.33 m<sup>2</sup>



【取得の経緯と今後の販売計画等】

「(16) 振興公社についての総括」のところで述べるが、振興公社はもともと旭川市土地開発公社（以下、「土地開発公社」という。）が行っている市の事業計画に伴う土地の先行取得を行うことを目的のひとつとして設立されており、当該土地も土地開発公社が設立される以前の市の事業計画に伴い、昭和 37 年に住宅団地（みずほ団地）用地として取得し、振興公社が造成、分譲した土地の残地である。昭和 52 年 6 月、市の自治活動部広聴広報課からの依頼により、町内会館の駐車場用地として同町内へ無償貸付していたが、平成 3 年 4 月から有償での賃貸契約をしている。具体的な販売計画は現在のところなく、旭川市に対して買取依頼を行っているところである。

② 東旭川用地

【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市東旭川町上兵村 14,525.96 m<sup>2</sup>



#### 【取得の経緯と今後の販売計画等】

これも土地開発公社が設立される以前の昭和 41 年に市の総務部管財課からの依頼に基づき、東旭川清掃事業所汚泥埋立用地として取得したものであるが、当初の取得目的には使用されず、現在に至っている。市街化調整区域内にあるため販売は難しく、現在は冬期間の雪堆積場として市に有償で賃貸している。

当初の取得目的どおりに使用されなかった明確な理由は確認できなかったものの、結果を見る限り当初の事業計画に甘い点があったと言わざるをえず、当用地の取得について意思決定した市の責任も問われるべきであろう。

#### ③ 緑が丘東 3 条 1 丁目用地

##### 【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市緑が丘東 3 条 1 丁目 64,384.00 m<sup>2</sup>



#### 【取得の経緯と今後の販売計画等】

旭川医科大学の将来の敷地拡張に対応できるよう、土地開発公社が設立される以前の昭和 44 年に市の依頼に基づいて取得したものの、現時点においては同大学で敷地拡張の予定等はなく、また同大学で取得する予定もない。ただし、当用地は前記の表にもあるように時価が大幅に上昇している優良地であり、今後、宅地造成も視野に入れて販売を検討するとのことである。

なお、当用地の取得資金は市の損失補償がついた金融機関からの借入金によっており、平成 18 年度末の残高は 3 億 9,826 万円である。

#### ④ 緑が丘東 4 条 2 丁目用地

##### 【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市緑が丘東 4 条 2 丁目 6,761.50 m<sup>2</sup>



**【取得の経緯と今後の販売計画等】**

市の事業計画に基づき、土地開発公社が設立される以前の昭和 44 年に緑が丘団地内の商業施設誘致用地として取得したものの、具体的な引き合い等はなく、現在に至っている。平成 19 年度から平成 20 年度にかけて一般住宅用地等として販売する計画である。

なお、当用地の取得資金は市の損失補償がついた金融機関からの借入金によっており、平成 18 年度末の残高は 1 億 7,655 万円である。

⑤ 台場用地

**【所在地と地積及び現地の写真】**

旭川市台場 2 条 4 丁目 1,972.00 m<sup>2</sup>



**【取得の経緯と今後の販売等】**

企業誘致とその関連用地として、市との協議の中で昭和 57 年に取得したものである。なお、これ以降⑦までの土地については、取得する時点ですでに土地開発公社が設立されていたため、市の事業計画に基づく先行取得によるものはない。土地開発公社が取得する土地は何らかの事業計画に基づくものであり、原則としていずれ市へ売却するという点で、振興公社による土地の取得とは異なっている。平成 19 年度内の販売に向けて看板の設置、業界紙への広告掲載など積極的な営業活動を行っているものの、現時点では具体的な引き合いはない。前記の表にあるように、当用地の含み損は 5 千万円を超えており、また、土

地の用途が準工業地域・第1種住居地域となっているために住宅か事務所併用住宅しか建設することができない土地で、企業誘致のための用地取得としてはずさんだったと言わざるをえず、現在に至るまで処分できなかったことにつき、適切な対応がとれていたかどうか疑問が残る。

なお、当用地の取得資金は市の損失補償がついた金融機関からの借入金によっており、平成18年度末の残高は5,843万円である。

#### ⑥ 春光7条8丁目用地

##### 【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市春光7条8丁目 2,899.31㎡



##### 【取得の経緯と今後の販売計画等】

市の土木部新道用地事務所からの依頼に基づき、旭川新道事業代替対象地として昭和57年に取得したものである。しかし、旭川新道事業はすでに終了し、結果的に代替地として処分されることなく現在に至っている。2千万円近い含み損をかかえていることと、住宅地として販売するためには数百万円を要する造成が必要であることなどが障害となり、販売できずに残っている。

#### ⑦ 永山1丁目工業用地

##### 【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市永山8条1丁目 2,334.80㎡



#### 【取得の経緯と今後の販売計画等】

企業誘致とその関連用地として、市との協議の中で昭和 58 年に取得したものである。平成 16 年 8 月から建設機械リース業者へ賃貸しており、同リース業者への売却を検討中であるものの、現在のところ実際に売却できるかどうかは未定である。

なお、当用地の取得資金は市の損失補償がついた金融機関からの借入金によっており、平成 18 年度末の残高は 2,401 万円である。

#### (16) 振興公社についての総括（意見）

振興公社の設立目的は、公共のために必要とする不動産の取得及び売却並びに斡旋、駐車場、スキーリフト等公共事業の運営のほか、市の委託を受けた事業を執行し、都市機能の維持増進と市民福祉の向上に寄与する、とされている。同社が設立されたのは昭和 35 年 8 月と旭川市の第三セクター等の中では最も古く、もともとは旭川市による事業計画等に伴う土地の先行取得をすることを目的のひとつとして設立された会社であった。旭川市土地開発公社のところでも述べるが、何らかの事業計画のために土地を取得しなければならない場合、市が直接これを行おうとすると、取得のための財源が十分でないという問題の他に、予算の作成が必要であったり、議会の承認が必要であったりと、一般には時間がかかって機動的な土地の取得ができないという問題があった。昭和 30 年代から 40 年代は土地の価格が急激に上昇していた時期でもあり、取得に手間取っているうちに土地の価格は高騰し、また、他に取得する者が出てきてしまう可能性もあった。そこで市は別法人を作って土地の先行取得を機動的に行う必要があり、そのために設立されたのが振興公社であった。ところが、昭和 47 年 12 月に「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行されると、同法律によってこうした役割を土地開発公社が担うようになり、旭川市でも昭和 48 年 2 月には旭川市土地開発公社を設立し、従来振興公社が行っていた土地の先行取得業務を旭川市土地開発公社に行わせるようになった。したがって、その時点で土地の先行取得をするという振興公社の重要な目的のひとつは失われていたと言えるだろう。

しかし、振興公社が設立されてから旭川市土地開発公社が設立されるまでの 10 数年間、振興公社は土地の先行取得だけを行っていたわけではなく、設立目的に記載されているように、公共のために必要とする不動産の取得や売却並びに斡旋、駐車場、スキーリフト等公共事業の運営のほか、市の委託を受けた事業も執行しており、その業務は現在にいたるまで多種多様なものとなっている。そうした中で、公共用の不動産の取得等につき、取得財源の問題などから市がみずからこれを行うことが困難である場合、市の意向が反映されやすい法人の存在は市にとって大変都合がよかったと思われる。もちろん、こうした都合のよさがただちに問題となるわけではなく、市にとっての都合のよさが市民の利益にかなう場合であれば、何ら問題とはならないわけである。通常、市にとっての利益は市民の利益となるはずであるが、例えば市職員の天下りが行われたり、市の債務となっていたかもしれない金額が振興公社への損失補償などに形を変えることにより、市が負担している債

務が外部からは見えづらくなるといった点が重視されるようになると、必ずしも市の利益と市民の利益は一致しない。また、業務委託などで合理的な理由のないまま振興公社への一者随意契約が行われる場合なども、市民の利益になっているとは言い難い。

市の指定管理者施設の管理を受託できているという事実や、市からの業務委託において振興公社を相手先とする一者随意契約が多く存在していたという事実は、市民のために公共的な役割を持った会社を活用していると見ることができる半面、厳しい見方をすれば、市民にとってというよりも市にとって必要な会社の存続を優先させてきた面があるとも見ることができないだろうか。指定管理者制度の導入など公的な業務が民間業者へシフトしていく中で、振興公社と民間業者とが競争する状況が増えてくれば、競争の公平性や透明性を確保するために、こうしたことも今後は認められなくなっていくと思われる。

振興公社がこれまで果たしてきた役割と、市民にとっては、振興公社のような第三セクター等の存在が必要となる場面があるであろうことは十分理解できる。しかし、市民から上記のような疑念を抱かれないためにも、市と振興公社との関係、また、振興公社の運営そのものにおいて、公平性や公正性、透明性が確保されるよう、今後も議論をつくしてほしい。

## 2. 株式会社旭川産業高度化センター

### 団体の概要

#### (1) 設立目的と出資状況等

(平成19年7月1日現在)

団体名	株式会社 旭川産業高度化センター		
代表者の氏名	吉田 尚弘	代表者の常勤・非常勤 の別と職	常勤で市のOB
所在地	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号		
電話	0166-68-2820	FAX	0166-68-2828
e-mail	arc-net@arc-net.co.jp		
URL	http://www.arc-net.co.jp/		
設立目的	「旭川頭脳立地構想」の中核的推進母体として、地域産業高度化のための研究開発、人材育成、情報提供、交流促進等の各種事業を実施するために、官民の協力による第三セクター方式で設立された団体である。		
設立年月日	平成4年4月1日	主 な 出 資 者	中小企業基盤整備機構 60.0%
			北海道 13.0%
			旭川市 13.0%
資本金	1,000,000千円		株式会社北洋銀行 2.8%
			北海道電力株式会社 2.0%
市の出資額	130,000千円		日本電気株式会社 2.0%
			東芝ソリューション株式会社 1.5%
市の出資割合	13.0%		旭川商工会議所 0.5%
		株式会社札幌銀行 0.5%	

#### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤	1	1	2		2		
	非常勤	15	3	18		1		17
	計	16	4	20		3		17
職員	常勤			7	3	1	3	
	臨時			4	4			
	計			11	7	1	3	

(3) 前年度の主な事業概要

① 施設・設備賃貸事業

インキューバートルームを企業等へ賃貸し、事業展開の場として提供するとともに、各種の業務支援を行うほか、旭川市工芸センターなどテナントへの賃貸をはじめ、会議室、研究室及び設備機器等の利用促進に努めた。

② 相談・コーディネート事業

新規産業・企業の創出からマーケティングまで企業活動を支援する拠点として、起業家の育成・支援、企業からの相談に対するアドバイスや高度化のためのセミナーの開催など、多様な企業活動の支援に取り組んだ。

③ 人材育成・交流促進事業

地域企業の活性化や高度化を促進するため、地域企業等のニーズや社会・経済情勢に則したテーマのセミナー等を開催して、企業の人材育成を支援するとともに、異業種交流グループ「アルコール倶楽部」の活動を推進した。

④ 調査・研究開発支援事業

地域企業の新製品・新技術の研究開発や新規事業化を促進するため、大学・公設試験研究機関との密接な連携の下に、既存産業の高度化に向けた技術・商品開発や研究開発シーズを発掘し、新製品開発などの取組を支援した。

(4) 財務状況

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収支の状況	営業収益 (売上高)	150,735	145,983	199,208
	営業費用	192,242	183,610	237,987
	営業損益	△ 41,507	△ 37,627	△ 38,779
	営業外損益	59,587	52,230	50,986
	経常損益	18,080	14,603	12,207
	特別損益	0	0	0
	当期利益	17,059	8,491	6,802
	前期繰越損益	△ 39,426	△ 22,367	△ 13,876
	当期末処分利益	△ 22,367	△ 13,876	△ 7,074
財産の状況	流動資産	356,979	345,820	336,296
	固定資産	1,103,178	1,050,612	999,514
	資産合計	1,460,157	1,396,432	1,335,810
	流動負債	88,332	89,600	98,211
	固定負債	394,192	320,708	244,673
	負債合計	482,524	410,308	342,884
	資本金	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	剰余金・欠損金	△ 22,367	△ 13,876	△ 7,074
	資本合計	977,633	986,124	992,926

## (5) 収入の内訳

(単位：千円)

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
① 研究開発事業収入	11,340	5.3%	11,340	5.6%	82,832	32.8%
② 人材育成事業収入	1,226	0.6%	2,900	1.4%	2,900	1.1%
③ 交流促進事業収入	4,766	2.2%	3,018	1.5%	3,425	1.4%
④ 地域相談窓口事業収入	934	0.4%	1,006	0.5%	0	0.0%
⑤ 施設賃貸事業収入	104,634	48.9%	103,614	51.4%	98,677	39.0%
⑥ 設備利用事業収入	643	0.3%	382	0.2%	266	0.1%
⑦ 支援センター事業収入	6,957	3.2%	6,326	3.1%	0	0.0%
⑧ 再生支援事業収入	4,497	2.1%	3,091	1.5%	1,534	0.6%
⑨ 財団広報事業収入	1,422	0.7%	1,422	0.7%	1,893	0.7%
⑩ 支援強化事業収入	2,419	1.1%	1,281	0.6%	0	0.0%
⑪ 緊急雇用対策事業収入	11,380	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
⑫ ステップ支援事業収入	517	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
⑬ リサーチ&ビジネスパーク構想事業収入	0	0.0%	3,143	1.6%	0	0.0%
⑭ 雇用促進事業収入	0	0.0%	8,460	4.2%	0	0.0%
⑮ 産業創出プロジェクト推進事業収入	0	0.0%	0	0.0%	7,252	2.9%
⑯ 新事業創出支援事業収入	0	0.0%	0	0.0%	428	0.2%
営業収益(売上高)	150,735	70.4%	145,983	72.4%	199,208	78.8%
⑰ 補助金収入	63,362	29.6%	55,608	27.6%	53,621	21.2%
収入合計	214,097	100.0%	201,591	100.0%	252,828	100.0%

(注) 上表の①や⑦、⑪など3年間で変動の大きいものは、高度化センターにおいては独自事業が少なく、ほぼすべてが旭川市や国、その他機関の委託事業であり、落札できたか否かで収益内容が大きく変動するためである。

## (6) 市の財政的関与の状況(平成18年度)

(単位：千円)

区分	金額	備考
補助金	45,554	
委託料	—	
市の貸付金	—	
その他	83,790	工芸センター施設賃借
損失補償契約に係る債務残高	—	
損失補償の額	—	
債務保証契約に係る債務残高	—	
債務保証の額	—	

## 監査の結果及び意見

### (1) 役員構成について（意見）

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日 総務省）の「3. 第三セクター等の人件費」には、「第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。そこで、株式会社旭川産業高度化センター（以下、「高度化センター」という。）の直近5年間の役員の構成割合を示すと、次のとおりである。

（単位：人）

年 度	役員数				合 計	うち市出身者 (割 合)
	取締役	監査役				
平成18年度	プロパー	0	0	21	4 (19.0%)	
	市OB	1	2			
	市派遣	1	0			
	その他	15	2			
平成17年度	プロパー	0	0	20	4 (20.0%)	
	市OB	1	2			
	市派遣	1	0			
	その他	14	2			
平成16年度	プロパー	0	0	22	4 (18.2%)	
	市OB	1	2			
	市派遣	1	0			
	その他	16	2			
平成15年度	プロパー	0	0	20	3 (15.0%)	
	市OB	1	1			
	市派遣	1	0			
	その他	15	2			
平成14年度	プロパー	0	0	22	3 (13.6%)	
	市OB	1	2			
	市派遣	0	0			
	その他	17	2			

(注) 「プロパー」は、もともと高度化センターが採用した者。

「市OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で高度化センターへ派遣されている者。

「その他」は、商工会議所等から受け入れている者。

「市出身者」は「市OB」と「市派遣」の合計。

なお、上表のうち常勤役員は「市OB」が務める取締役1名（代表取締役社長）と監査役1名の合計2名であり、その他はすべて非常勤役員。

平成18年度までの役員の状況は前表のとおりであり、「団体の概要」で記載したように、平成19年7月1日現在の取締役16名、監査役4名のうち、市の出身者は市OBが就任している代表取締役社長1名と監査役2名の合計3名であり、役員に占める割合は15%である。したがって、この結果を見る限りは、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日 総務省）に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みが行われているとも言える。しかし、常勤役員は市OBが就任する代表取締役社長と監査役の2名のみで他はすべて非常勤の役員であることや、高度化センターから給与が支給されている役員も上記2名のみであること、「団体の概要」で記載した役員数と職員数のバランスなどを考えると、市OBが就任している現在の役職については、天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。

(2) 事業内容及び財団法人旭川生活文化産業振興協会との関係について（意見）

事業名	金額	摘要	金額	直接原価	粗利益
⑤ 施設賃貸事業	98,677	テナント等からの賃料	93,101	-	98,677
		入居企業等からの電気料等	4,083		
		研修室等使用料	1,491		
⑥ 設備利用事業	266	インターネット使用料	100	968	△703
		インターネットサーバー使用料	24		
		その他機器使用料	141		
① 研究開発事業	22,462	ものづくり支援事業（※1）	15,210	900	14,310
		産業創出プロジェクト推進事業（※2）	7,252	10,035	△2,783
⑨ 人材育成事業	4,793	産業高度化セミナー（※1）	1,893	297	1,596
		旭川オリジナル観光商品等開発支援事業（※3）	2,900	1,088	1,812
③ 交流促進事業	3,425	異業種交流グループ「アルコール倶楽部」会費	3,425	2,973	452
① 調査研究事業	67,622	障害当事者プロデュースによるユニバーサルな雪と氷の世界調査研究事業（※4）	67,622	59,161	8,461
⑧ その他	1,962	中小企業再生支援窓口運営業務（※5）	1,534	1,535	0
		新事業創出総合支援事業（※6）	428	429	0
合計	199,207		199,207	77,386	121,822

(注) ①～⑩の番号は「団体の概要」の「(5) 収入の内訳」の番号と対応している。

産業創出プロジェクト推進事業の金額は補助金収入、直接原価は事業費全体を掲載している（うち4分の1は高度化センターが負担）。

また、上表の直接原価は、各種事業遂行の有無に関わらず固定的に発生する役員や

従業員の人件費及び施設維持に係る管理経費を除いた、いわば事業を遂行することで発生する追加的経費である。したがって、施設賃貸事業については、その施設全体を包括的に利用した事業であることから、この意味での直接原価はゼロである。

- (※1) 財団法人旭川生活文化産業振興協会からの委託事業
- (※2) 財団法人北海道科学技術総合振興センターからの補助事業
- (※3) 旭川市雇用機会拡大協議会からの委託事業
- (※4) 特定非営利法人サービス産業振興機構からの委託事業
- (※5) 北海道からの委託事業
- (※6) 北海道中小企業総合支援センターからの委託事業

収入及び粗利益とも最も大きな割合を占めるのは⑤施設賃貸事業である。これは、何か特別な設備を備えた部屋を設置しているわけではなく、民間でもよくある通常の事業用の部屋を賃貸しているだけなので、実質的に貸室業である。ただし、その中で最も大きな割合を占めるのが旭川市工芸センター（賃借人は旭川市）で金額の約85%（8,379万円）を占めている。つまり、収入のうち最も大きなものが旭川市からの収入ということになる。旭川市工芸センターは、旭川市の主要地場産業である木製品（家具、建具、小木工品）ならびに窯業関係業界の発展のため、技術・販売の両面から業界支援を行う旭川市立の試験研究機関とされている。今回の監査は第三セクター等を対象とするものであり、市が運営する旭川市工芸センターの事業そのものについての詳細な分析は省略するが、監査人が実際に見学し、説明を聞いた限りでは、年間約8千万円の賃料を支払ってまでテナントとして入居する必要性について疑問を感じざるをえなかった。

なお、施設賃貸事業の直接原価がゼロと記載されているが、施設賃貸事業の収益性をみるのであれば、本来、施設にかかわる減価償却費や管理費、施設取得のために要した借入金利息といった経費を差し引いたところで粗利益を計算すべきとも考えられる。しかし、上述したように、直接原価は事業を遂行することで発生する追加的経費で計算しているため、ゼロと計算されている。

次に大きな収入割合を占めるのは①調査研究事業（障害当事者プロデュースによるユニバーサルな雪と氷の世界調査研究事業）であるが、上表の中では直接原価が最も大きく、当該原価の主な内容は次ページのようになっている。そのため、粗利益の絶対額では次の①研究開発事業（ものづくり支援事業）に及ばない。

## 経費内訳

(単位：千円)

経費区分	金額	摘要
給料	2,391	臨時社員
報酬	6,781	委員謝金、講師謝金、コンサルタント料
使用料・賃借料	5,097	雪あかり交流館借料
旅費	2,203	委員・講師旅費、職員旅費
業務委託費	39,804	再委託6社分、体験施設設置
その他	2,885	用品、印紙代、郵送費、講演会会場代 等
合計	59,161	

①研究開発事業に含まれるものづくり支援事業は、高度化センターとともに今回の監査対象となっている市の第三セクター等である財団法人旭川生活文化産業振興協会（以下、「生活文化協会」という。）からの委託事業で、一者随意契約によって高度化センターが受託している。1,521万円という契約金額に含まれる直接原価は90万円であり、したがって本業務のコストはほとんどが高度化センターの間接経費すなわち固定費である。これはすなわち、同業務を受託するかどうかに関係なく発生する高度化センターの固定費の一部を、一者随意契約による業務委託という形をとることによって生活文化協会が負担しているということになる。言い方を変えると、生活文化協会が高度化センターに資金援助を行っているわけである。

また、⑨人材育成事業の地域企業高度化セミナーも生活文化協会からの受託事業で、高度化センターが一者随意契約で受託している。本業務は年2回のセミナー開催に係るものであり、セミナー開催を行うことに対する収入189万円に対する直接原価は29万円であり、上記のものづくり支援事業と同様、高度化センターへの資金援助となっている。

そこで、このような高度化センターと生活文化協会との関係について質問したところ、生活文化協会は、当初から財政的に厳しいことが予想される高度化センターを支援するために設立された財団であるということであった。こうした関係については、設立された当時は新聞報道されたとのことであるものの、生活文化協会の設立目的に明文化されているわけではなく、両団体のこうした関係を知らない市民は多いのではないだろうか。

しかし、こうした関係は必ずしも望ましいものではないと考える。まず、高度化センターの経営が単独で成り立たないものであるとすれば、そうした団体を設立・維持させるための合理的な理由が外部からわかりづらくなるし、たとえ公益のために必要であるとしても、市が直接支援する方法によらず、他の第三セクター等に支援させる方法が妥当かどうかは検討が必要であろう。また、生活文化協会には市が11億1千万円を出資しており、これは第三セクター等に対する市の出資額としては突出して多い金額である。こうした団体の目的のひとつが他の第三セクター等を支援することであるというのは、第三セクター等の本来のありかたからして果たして正しいと言えるのであろうか。高度化センターと生活

文化協会のありかたについては、高度化センターの存在意義と合わせて議論が必要である。

### (3) 高度化センターについての総括（意見）

高度化センターは、産業の適正配置により、我が国の均等ある発展を目指すという産業立地政策を実現することを目的とする頭脳立地法と、「北の生活文化産業の創造」という旭川市の取組みとが合致して設立された団体である。また、高度化センターの施設は産業の高度化・ソフト化が発展する中、デザイン・情報・研究開発など、産業の頭脳部分の集積を高め、地域産業の高度化を実現するための施設として、その「シンボリック的存在」になるべく建設されたものであるということである。

しかし、現在の高度化センターを見れば貸室業からの収益が最も大きいことがわかるし、もともと頭脳立地法が予定していた産業創出事業の支援ということだけでみれば、高度化センターが現在所有しているような大きな施設は必ずしも必要ではなかった。しかし、あまりに大きな施設を取得してしまったがために、いまだ多額の借入金を負っていることから、このまま続けざるを得ないのが現状である。そのための補填が、旭川市からのテナント賃料であり、関連第三セクター等からの利益率の高い委託事業となっている。いわば、高度化センターは、「ハコモノ行政」の第三セクター版ということができのかもしれない。

ではなぜ、高度化センターはこうした不動産を取得することになったのであろうか。その大きな要因のひとつが前述した頭脳立地法という法律である。これは、産業の高度化・ソフト化が発展する中、デザイン・情報・研究開発など、産業の頭脳部分の集積を高め、地域産業の高度化を図ろうとしたものである。これにより、国主導で莫大な費用をかけた割には具体的な計画性に乏しい施設が建設され、全国的にみても地方自治体にとって負担となっているケースが多いのである。そしてその多くが、市が自ら大規模テナントとして入居せざるを得ないという状況になっており、地方によっては既に破綻した（させた）第三セクター等もある。こうした施設建設の意思決定に深くかかわっているのが、高度化センターへの出資比率 60%（出資額は 6 億円）で筆頭株主となっている独立行政法人中小企業基盤整備機構である（前身は、国の地域振興整備公団）。すなわち、現在の状況となった責任の一端は国にもあると言える。

なお、高度化センターの主な施設とそれに係る借入金等を示すと次ページのとおりである。

(担保に供している資産)

(単位：円)

資産の種類	取得価額	耐用年数	期末簿価	借入金残高	不動産収入
建 物	1,000,885,231	50年	809,916,331	319,868,000	98,676,469
電気機械設備等	491,368,850	15年	171,006,004	(うち1年内	
防犯設備	500,000	8年	25,000	返済分	
エレベーター設備	10,485,436	17年	4,464,707	75,668,000)	
合計	1,503,239,517		985,412,042		

(注) 上記資産はいずれも借入金の担保に供されており、借入金には市の損失補償・債務保証はついていない。

#### 【高度化センター施設】



「(2) 事業内容及び財団法人旭川生活文化産業振興協会との関係について」でも述べたように、生活文化協会は今後も業務委託によって高度化センターを支援すべきなのか、また、市は年間8千万円以上の家賃を払いつづけてテナントとしての入居を続けるべきなのか、その支援方法も含めて早急に高度化センターのあり方を検討すべきである。

### 3. 旭川空港ビル株式会社

#### 団体の概要

##### (1) 設立目的と出資状況等

(平成19年7月1日現在)

団体名	旭川空港ビル 株式会社		
代表者の氏名	菅原 功一	代表者の常勤・非常勤 の別と職	常勤で市のOB
所在地	〒071-1562 上川郡東神楽町東2線16号98番地		
電話	0166 (83) 3939	FAX	0166 (83) 3408
e-mail	info@aapb.co.jp		
URL	http://www.aapb.co.jp		
設立目的	貸室及び空港利用施設の賃貸並びに航空事業者、航空旅客、航空貨物に対する役務の提供等を行うことにより、旭川空港の利用促進を図ることを目的とする。		
設立年月日	昭和55年12月7日	主 な 出 資 者	旭川市 21.6%
			(株)日本航空インターナショナル 20.0%
			日本政策投資銀行 16.0%
資本金	500,000千円		北海道 6.4%
			旭川商工会議所 6.2%
市の出資額	108,000千円		(株)北洋銀行 5.0%
			(株)北海道銀行 4.0%
市の出資割合	21.6%		旭川信用金庫 4.0%
		日本通運(株) 3.0%	

##### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤	3	1	4		2	1	1
	非常勤	6	3	9				9
	計	9	4	13		2	1	10
職員	常勤			8	7			1
	臨時			5	5			
	計			13	12			1

##### (3) 前年度の主な事業概要

旭川空港ビル株式会社(以下、「空港ビル」という。)の主な業務は、所有する空港ターミナルビルを航空会社各社、飲食業者、売店業者に賃貸することである。平成19年度から

は、空港駐車場の有料賃貸事業を行っている。従来は、空港管理者である旭川市が無料駐車場として管理運営していたが、空港ビルが旭川市より土地を賃借して有料駐車場事業を行っている。また、同じく平成 19 年度よりジョイントベンチャー方式で、空港本体の管理業務の一部業務を旭川市より受託している。なお、前年度新たに取り組みられた事業は次のとおりである。

- ①国際線（CIQ 含む）施設を設置、6 月 8 日から国際定期便が就航した。
- ②セキュリティー強化のため、貨物ビル前をフェンスで囲みゲートに警備員を配置して侵入防止の徹底を図った。

#### （４）日本の空港運営の概要

##### ① 空港管理

日本の空港は空港整備法によって、以下の 4 種類に分類される。

種別	区分内容	管理者	空港名
第一種空港	国際航空路線に必要な飛行場	国等（※1）	東京国際空港（羽田空港）、成田国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、関西国際空港の全 5 空港。
第二種空港 （A）	主要な国内路線に必要な飛行場	国	新千歳空港、仙台空港、広島空港、福岡空港ほか、全 19 空港。
第二種空港 （B）	主要な国内路線に必要な飛行場	地方自治体	旭川空港、帯広空港、秋田空港、山形空港、山口宇部空港の全 5 空港。
第三種空港	地方的な航空運送を確保するために必要な飛行場	地方自治体	女満別空港、青森空港、松本空港、神戸空港ほか、全 53 空港。
その他	上記の区分に該当しない飛行場	国（防衛省）又は地方自治体等（※2）	札幌丘珠空港、三沢空港、小松空港、米子空港ほか、全 13 空港。

（※1） 成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港は国等が出資した株式会社が管理者である。

（※2） 三沢空港は米軍が管理者である。

上記の空港状況は、平成 19 年 3 月末現在のものである。

旭川空港は昭和 41 年 6 月に第三種空港として開港し、昭和 56 年 5 月に第二種空港（B）に政令指定された。第二種空港は原則的には国が管理するが、申請により地方自治体が管理することもできる。国が管理するものが第二種空港（A）、地方自治体が管理するものが第二種空港（B）である。第二種空港（B）は全国に 5 空港あるが、このうち市が管理しているのは、旭川空港と帯広空港の 2 空港である。残る秋田空港、山形空港、山口宇部空港

の3空港は県が管理している。

日本国内の全空港の中でも、地方自治体が管理する空港のほとんどは都道府県が管理者となっており、市が管理する空港は旭川空港、帯広空港以外には神戸市が管理する神戸空港（第三種空港）しかない。

空港管理者は、空港の保安・整備・消防、照明施設・電源施設の維持管理、基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、駐機場等）の維持管理、施設の使用許可、料金徴収といったような空港本体の運営管理をすべて行う。旭川空港においては、市の職員によって構成される旭川市空港管理事務所がこれを行っている。

旭川空港は昭和57年11月には滑走路が2,000メートルに延長され、更に平成10年10月には2,500メートルに延長された。これによって、大型旅客機の就航が可能となった。さらに、平成18年6月からは国際線の定期運行（旭川ーソウル間）も開始され、平成18年度の乗降客数は127万5千人であり、全国95の空港のうち、第26位であった。

## ② ターミナルビルの運営管理

ターミナルビルは空港運営に不可欠なものである。出発及び到着ロビー、航空会社の事務所、チェックインカウンター、飲食店や土産物店等の商業施設等を備えた建物が空港には設置されているのが一般的である。

航空法によれば、民間会社が空港本体の管理者になることは可能であるものの、この場合は国からの財源補助はない。そのため、民間会社が空港本体の管理者となっている国内地方空港はない。一方、空港ターミナルビルの管理運営者については何ら法的規制がなく、ほとんどの地方空港のターミナルビルは、関係自治体を中心とする第三セクター方式の株式会社が管理運営しているのが一般的である。

これは主に財政的な要因によるものと思われる。空港本体の建設には国庫補助があるが、空港ビルの建設には国による補助はない。空港ターミナルビルの建設は初期投資が大きく、返済までに長期間を要するため、地方自治体が単独で民間金融機関から資金を調達して建設することは容易ではない。通常は、地域振興事業に融資を行なうふるさと財団や政策性が高いにも関わらず民間金融機関だけでは支援することが難しい大型プロジェクトに対して長期資金提供や出資を行なう日本政策投資銀行等の融資を受けることになるのであるが、これらの融資先は第三セクターを含む株式会社形態であることとされている。この要件を満たすために第三セクター方式が採用されるのが一般的になっていると思われる。

第二種空港 24 空港のうち、定期便の就航していない八尾空港を除く 23 空港はいずれも第三セクター方式の株式会社がターミナルビルを設置、管理運営している。

第三種空港 53 空港のうち、ターミナルビルがあるのは 50 空港である。このうち、地方自治体がターミナルビルを管理運営しているのは、北海道が管理運営する 3 空港のビル、東京都が管理運営する 4 空港のビル、新潟県が管理運営する 1 空港のビル、沖縄県が管理運営する 9 空港のビルであり、いずれも小規模な空港である。残る 33 空港においては、い

ずれも第三セクター方式の株式会社がターミナルビルを管理運営している。

旭川空港においても空港ターミナルビルは旭川市を含む関係地方自治体、金融機関等を中心とした株主構成による空港ビルによって運営されている。

旭川市は筆頭株主であり、その出資比率は 21.6%である。旭川市では、出資法人に対する出資比率が 25%未満の場合は、以下のいずれかに該当する場合に、これを旭川市の第三セクター等にあたるとしている。

- ア. 市の職員を派遣しているもの
- イ. 役員に市の職員又は退職者が就任しているもの
- ウ. 補助金、貸付金等の財政援助を行っているもの

空港ビルの代表取締役 2 名のうち、1 名は前市長であり、もう 1 名は市の職員である。また、市は空港ビルに対して貸付を行っている。こうしたことから、空港ビルは第三セクター等に該当している。

空港ビルは旭川市より土地を賃借し、そこにターミナルビルを建設している。平成 8 年には乗降客が 100 万人を超えたため、増大する航空需要に対応すべく、旅客、貨物ビルの増改築を行った。平成 10 年の滑走路延長に合わせて、180 万人規模の乗降客に対応すべく平成 12 年には増改築が完了し、旅客ターミナルビルの延べ床面積は約 2 倍となった。さらに平成 18 年の国際線定期運行に際して、国際線対応の機能（税関、出入国管理、検疫施設等）も付加している。

旭川空港ビル株式会社の株主構成（平成 19 年 9 月 30 日現在）

株 主 名	株式数	持株割合	株主出身役員（現職・OB 含む）
旭 川 市	10,800	21.6%	常勤取締役 2 名、常勤監査役 1 名
株式会社日本航空インターナショナル	10,000	20.0%	常勤取締役 1 名
日本政策投資銀行	8,000	16.0%	非常勤取締役 1 名
北 海 道	3,200	6.4%	
旭 川 商 工 会 議 所	3,100	6.2%	非常勤取締役 1 名 非常勤監査役 1 名
株式会社北洋銀行	2,500	5.0%	非常勤取締役 1 名
株式会社北海道銀行	2,000	4.0%	非常勤取締役 1 名
旭 川 信 用 金 庫	2,000	4.0%	非常勤取締役 1 名
日本通運株式会社	1,500	3.0%	非常勤取締役 1 名
東 神 楽 町	1,000	2.0%	非常勤監査役 1 名
日本製紙株式会社	1,000	2.0%	非常勤監査役 1 名
そ の 他	4,900	9.8%	
合 計	50,000	100.0%	

## (5) 財務状況

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収支の状況	営業収益（売上高）	787,861	781,580	758,852
	営業費用	559,982	545,389	585,460
	営業損益	227,879	236,191	173,392
	営業外損益	△ 58,533	△ 48,061	△ 46,299
	経常損益	169,346	188,131	127,093
	特別損益	1,106	△ 8,600	23,282
	当期利益	97,670	106,279	59,845
	前期繰越損益	66,557	27,727	39,006
	当期末処分利益	164,227	134,006	98,851
財産の状況	流動資産	927,947	990,580	234,248
	固定資産	4,375,589	4,146,779	4,307,341
	資産合計	5,303,536	5,137,359	4,541,589
	流動負債	1,590,092	1,553,550	988,165
	固定負債	2,056,717	1,835,803	1,745,572
	負債合計	3,646,809	3,389,353	2,733,737
	資本金	500,000	500,000	500,000
	剰余金・欠損金	1,156,727	1,248,006	1,307,852
	資本合計	1,656,727	1,748,006	1,807,852

## (6) 財産の状況の主な内訳

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
流動資産	927,947	990,580	234,248
現預金	894,733	958,996	175,988
売掛金	21,130	19,213	24,966
その他	12,083	12,370	33,293
固定資産	4,375,589	4,146,779	4,307,341
有形固定資産	4,143,339	3,949,534	4,222,383
無形固定資産	857	736	698
投資等	231,392	196,508	84,259
資産計	5,303,536	5,137,359	4,541,589
流動負債	1,590,092	1,553,550	988,165
短期借入金	1,428,460	1,428,460	922,460
その他	161,631	125,090	65,707
固定負債	2,056,717	1,835,803	1,745,572
長期借入金	1,959,640	1,731,180	1,636,720
その他	97,077	104,622	108,852
負債計	3,646,809	3,389,353	2,733,737
純資産	1,656,727	1,748,006	1,807,852
資本金	500,000	500,000	500,000
利益剰余金	1,156,727	1,248,006	1,307,852
負債・純資産計	5,303,536	5,137,359	4,541,589

不動産賃貸業が主要業務であるため、資産の多くは有形固定資産である。また、負債の多くは有形固定資産取得に要した借入金である。

平成 12 年 5 月に竣工した新旅客ビルの建設には 48 億円を要し、平成 18 年度の国際線対応工事には、約 5 億円を要した。

## (7) 損益の状況

### ① ターミナルビルの損益状況

空港ターミナルビルが平成 12 年度に増改築されて以降の損益状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
売 上 高	699,475	759,363	755,094	765,236	787,861	781,579	758,852
売 上 原 価	10,148	9,774	9,717	8,943	8,953	8,962	6,215
販 管 費	603,838	525,474	535,523	536,023	551,028	536,425	579,244
営業利益	85,488	224,114	209,853	220,270	227,879	236,191	173,392
営業外収益	7,787	1,227	14,487	3,795	812	6,647	7,544
営業外費用	61,773	69,881	67,836	63,809	59,345	54,708	53,844
経常利益	31,503	155,460	156,504	160,255	169,345	188,130	127,092
特別利益	625	561	4,140	368	1,105	8,600	0
特別損失	19,897	0	0	7,456	0	0	23,282
税引前当期利益	12,230	156,021	160,644	153,167	170,451	179,530	103,810
法人税等	8,811	71,565	66,002	72,794	70,744	81,265	42,209
法人税等調整額	△ 1,806	△ 5,202	3,993	△ 7,194	2,037	△ 8,014	1,755
税引後当期利益	5,225	89,658	90,648	87,567	97,669	106,279	59,845

平成 12 年度に空港ビルの増設工事が行われ、平成 18 年度には国際線対応工事が行われているため、平成 12 年度及び平成 18 年度の特別損失は、それに伴う固定資産除却損である。

平成 13 年度からは安定して利益を計上しており、平成 15 年度及び平成 16 年度決算においては、利益処分としてそれぞれ 1,500 万円の株主配当を行っている。

空港ターミナルビルは独占的な事業であるため、賃貸スペースが埋まれば利益が出る構造となっており、他の空港ターミナルビルの多くも安定して利益を出している。

### ② 空港本体の損益状況

ターミナルビルは空港ビルが運営しているものの、空港本体は空港管理者である旭川市が運営している。空港は空港本体とターミナルビルの両方があって初めて成立するものであるため、空港本体の損益状況を把握しておくことも必要である。

日本の地方自治体が運営する空港のなかでは唯一神戸空港が、ホームページなどで事業収支予想と実績とを開示しているが、それ以外の空港は積極的な開示を行っていない。

旭川市においても空港単体の区分経理が行なわれていないが、土木部で過年度の空港本体の収支を試算した結果は、以下のとおりであった。

(単位：千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
空港使用料	681,896	464,193	440,299	452,164	445,534	430,192	428,824
行政財産使用料	9,960	10,553	9,969	9,969	9,970	9,970	9,980
収入合計	691,856	474,746	450,268	462,133	455,504	440,162	438,804
人件費	111,720	111,720	111,720	111,720	111,720	111,720	111,720
管理運営費	503,000	507,889	519,434	508,859	512,496	540,438	513,826
支出計	614,720	619,609	631,154	620,579	624,216	652,158	625,546
収支	77,136	△144,863	△180,886	△158,446	△168,713	△211,996	△186,742

(注) 旭川市では空港収支の区分経理は行っていないため、人件費は、市職員の平均人件費用(7,980千円/人)を用いている。

また、空港の整備にかかわる直近3年間の投資額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
エプロン(駐機場)拡張工事	—	5,723	112,035
照明施設工事	7,913	3,226	100,370
電源施設工事	—	156,397	105,427
整備事業費合計	7,913	165,346	317,832
整備補助金(国及び北海道)	5,425	110,783	212,464
起債	2,300	48,600	93,100
一般財源	188	5,963	12,268
財源合計	7,913	165,346	317,832

空港本体の収入は、航空会社から得る空港使用料(着陸料収入)と旭川市の土地を国(管制塔)や空港ビルに賃貸することから得る行政財産使用料(賃貸料収入)である。経費は、空港維持管理のために土木、電気、保安等に要する諸費用やターミナルビル賃借料等である。平成13年度より、国の航空政策によって着陸料単価が全国的に従来の3分の2となったため、同年度より赤字となっている。なお、上記の費用は直接要する費用のみであり、固定資産の減価償却費や借入利息等は含んでいないため、実際の赤字幅はより大きいと言える。

空港本体が赤字基調であるのは、主要な収入源である着陸料の決定について、国の航空政策によるところが大きいためである。いっぽう、ターミナルビル内の賃貸業は独占的事業であり、コスト回収に見合った賃貸料を算定することができる。このため、空港ビルは

黒字基調となっている。日本の多くの地方空港は、旭川空港と同様に空港本体の収支は赤字基調で、空港ターミナルビルの収支は黒字基調となっている。

(8) 市の財政的関与の状況 (平成 18 年度)

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
補助金	5,985	旅客用検査機器増設購入費補助
委託料	—	
市の貸付金	1,200,000	旅客ターミナルビル建設事業資金
その他(賃貸料)	27,912	空港旅客ターミナルビル賃貸借料
損失補償契約に係る債務残高	—	
損失補償の額	—	
債務保証契約に係る債務残高	—	
債務保証の額	—	

## 監査の結果及び意見

### (1) 個人情報保護規程について

旭川市における個人情報の保護については、旭川市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第8号）が定められている。当条例の第36条では旭川市が出資する法人についても、「市が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。」と定められており、また、旭川市個人情報保護条例施行規則（平成17年9月9日規則第50号）の第21条では「条例第36条の規則で定めるものは、本市が資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、別表第2に掲げるものとする。」として、これが適用される出資法人が掲げられている。

別表第2（第21条関係）

名 称
株式会社旭川振興公社
株式会社旭川保健医療情報センター
株式会社旭川産業高度化センター
旭川空港ビル株式会社
財団法人道北地域旭川地場産業振興センター
財団法人旭川生活文化産業振興協会
財団法人旭川市勤労者共済センター
財団法人旭川市水道協会
財団法人旭川市体育協会
財団法人旭川市公園緑地協会
財団法人旭川河川環境整備財団
旭川市土地開発公社

以上のように、旭川市の条例では空港ビルについても市に準じた保護措置を講じなければならないことが定められているところ、同社では平成19年8月現在で個人情報保護に関する規程が作成されていない。個人情報の保護措置をとることと規程の作成とは直接結びつくわけではなく、上記条例でも規程の作成が要請されているわけではない。しかし、その妥当性はともかく、第三セクター等は市の事務を受託する場合や市の指定管理者となる場合が多く、個人情報の取り扱いについては一般の民間企業以上に注意が払われるべきと考えられているからこそ市に準じた保護措置を講じることが要請されているのである。したがって、個人情報の保護についてはその取り扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。

(2) 役員構成について（意見）

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）の「3. 第三セクター等の人件費」には、「第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。そこで、空港ビルの直近 5 年間の役員の構成割合を示すと、次ページのとおりである。

（単位：人）

年 度	役員数		取締役	監査役	合 計	うち市出身者 (割 合)
	プロパー	市OB				
平成 18 年度	プロパー		0	0	13	3 (23%)
	市OB		1	1		
	市派遣		1	0		
	その他		7	3		
平成 17 年度	プロパー		0	0	13	3 (23%)
	市OB		2	1		
	市派遣		0	0		
	その他		7	3		
平成 16 年度	プロパー		0	0	13	3 (23%)
	市OB		2	1		
	市派遣		0	0		
	その他		7	3		
平成 15 年度	プロパー		0	0	13	3 (23%)
	市OB		2	1		
	市派遣		0	0		
	その他		7	3		
平成 14 年度	プロパー		0	0	13	3 (23%)
	市OB		2	1		
	市派遣		0	0		
	その他		7	3		

(注)「市OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で空港ビルへ派遣されている者。

「その他」は、商工会議所等から受け入れている者。

「市出身者」は「市OB」と「市派遣」の合計。

上表によれば、市OBと市派遣の合計である市の出身者はいずれの年度も役員総数の23%となっており、この結果からすると「地方公共団体における行政改革の更なる推進のため

の指針」(平成18年8月31日 総務省)に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みは行われているとも言える。ただし、常勤取締役2名のうちの1名と常勤監査役1名は市の出身者となっており、その他はすべて非常勤の役員である。役員のうち空港ビルから給与が支払われているのは代表取締役専務と常務取締役及び常勤監査役の3名のみであり、このうち市のOBが就任している監査役については天下りのためのポストであるという印象はぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。

なお、10名以上いる役員のうち、プロパー職員が取締役となっているのはゼロで、職員のモチベーションを考えるとこれが望ましい状況と言えるか疑問が残るところである。

### (3) 取締役会について

#### ① 取締役会の開催状況

会社法第363条第2項によれば最低3か月に一回は取締役会を開催しなければならないとされているが、これが遵守されていない。平成18年度中においては、4月に2回、6月に2回、11月に1回、3月に1回の開催となっている。空港ビルの説明によると、決議事項がない際は、各社外取締役(取締役9名中6名が社外取締役)の本来業務が優先されることが多く、定足数を満たさないことから、開催されないことが多かったということである。しかし、報告事項のみの取締役会の開催は、出席取締役の人員数に左右されることはないのであるから、3か月に1回の開催は可能である。

取締役9名中、常勤取締役は3名であり、そのうち代表取締役である2名は旭川市関係者である(1名はOB、1名は現職の派遣)。また、常勤監査役も市のOBである。こうした役員構成であることは、旭川市との各種協議を進めやすいという利点はあるであろうが、ともすると、独断専横の経営になりかねないリスクもはらんでいる。空港ビルは会社法上の大会社であり、内部統制の確立は強く求められるところである。コーポレートガバナンスが働くよう、定期的にと取締役会を開催して、常勤取締役は非常勤取締役に対して十分な情報提供を行うべきである。

#### ② 取締役会決議事項

会社法第343条第4項において、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財、支配人その他の重要な使用人の選任及び解任は取締役会の決議事項とされている。その重要性は会社ごとに異なるため、通常、会社では取締役会決議事項とする基準(設備投資額、新規借入額、人事異動等における)を明文化している。

しかし、空港ビルの取締役会規則においては、こうした基準は明らかにされていない。「旭川空港ビル株式会社業務規程」において、役職ごとの決裁(専決)事項が明らかにされて

いるものの、この中にも設備投資や借入金についての記載はない。ちなみに、この中で予算・財務諸表の決定は社長の決裁事項とされているが、これは本来取締役会決議事項であろう。平成18年度においては、国際線対応に係る改修工事のために金融機関から2億円を借入れたが、これが報告事項にとどまっている。この点について役員に対する情報提供が行われていたことは理解するものの、会社の規模からして、これは取締役会決議事項であってもおかしくないものと思われる。取締役会決議事項を明確にして、意思決定の透明性を確保すべきである。

(4) 旭川市と空港ビルとの取引について

① 貸付金

【貸付状況】

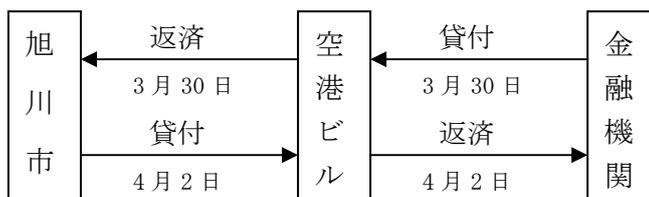
旭川市は平成11年度より空港ビルに対して単年度融資を継続してきている。平成18年度までは、毎年12億円を無利子で融資してきた。平成19年度は、10億8千万円を無利子で融資している。直近3年間の融資と返済の状況は以下のとおりである。

	融資額	融資日	返済日	備考
平成16年度	1,200百万円	平成16年4月2日	平成17年4月1日	無利息貸付
平成17年度	1,200百万円	平成17年4月1日	平成18年4月3日	〃
平成18年度	1,200百万円	平成18年4月3日	平成19年3月30日	〃
平成19年度	1,080百万円	平成19年4月2日	平成20年3月31日	〃

(注) 平成19年度の返済日は契約書上の返済日である。

単年度融資の形式は整えているものの、上記の状況からすると、事実上は長期貸付金と言える。これは、旭川市議会の平成17年第1回定例会において、当該貸付金は平成25年度に一括返済される予定となっている旨の答弁を土木部長が行っていることから明らかである。

なお、平成17年度までは市に対する単年度融資の返済日と翌年度の市からの融資実行日が同日であったが、平成18年度からは年度内である3月末に返済を受けたうえで、翌年度期首に新たな融資を実行している。これに伴い、空港ビルは返済日から新年度融資実行日までの数日間は、あらたに民間金融機関からつなぎ融資を受けている。平成18年度から行われた変更後の関係を図示すると次のとおりである。



こうした処理を行う理由について空港ビル側に質問したところ、市から、年度内（3月31日まで）に返済するよう指導を受けたためというものであったことから、市の財政課にも質問してみた。その回答によれば、財政再建団体となった北海道夕張市において、出納整理期間（※）における、普通会計と特別会計、あるいは普通会計と第三セクターとの間の借り入れによって赤字額を隠す会計処理が行われていたことから、各市の会計処理の実態について北海道から調査が行われたことに伴い、市としてはそれまで行っていた出納整理期間中の返済ではなく、3月31日までに当該年度の貸付金を返済してもらうこと、及び次年度の貸付を行うまでの数日間については、空港ビルで資金を調達するよう申し入れを行ったというものであった。

（※）年度末付近で発生した債権・債務に係る未収金や未払金を当該年度の収支として整理するために設けられた期間で、4月1日から5月31日までの2か月間（地方自治法第235条の5）。

すなわち、地方自治体の予算はいわゆる単年度主義をとっているため、ある年度（仮に「×1年度」とする）の貸付については、原則として当該年度中（×1年度の出納整理期間が終わる×2年5月31日まで）に返済を受けなければならないことになっている。そのため、平成17年度までは第三セクター等に対する貸付を出納整理期間中の4月に行い（これは×2年度の貸付金となる）、第三セクター等は当該借入資金をもって貸し付けを受けた日と同じ日付で前年度（×1年度）の貸付金を返済するという処理を行っていた。したがって、この形だけを見れば確かに夕張市の例と同じように見え、翌年度の貸付金をもって前年度の貸付金を返済するという以前までの処理は単年度主義の基本的なルールに抵触する可能性があった。

こうしたことを考えると、平成18年度から行われている現在の処理にはやむをえない部分があるのかもしれないものの、現在の処理によっても以下のような問題点があることは指摘しておかなければならない。

（問題点）

- ・ 旭川市から見た場合は長期貸付金、空港ビルから見た場合は長期借入金となるべきものが、それぞれ短期貸付金、短期借入金として処理され、また実質的には旭川市からの借入金であるにもかかわらず、決算時点ではそれが金融機関からの借入金に振り替わることによって、一般市民や議会、その他金融機関などの判断を誤らせる恐れがある。
- ・ 金融機関から新たに借り入れを行うことによって、これを行わなければ支払う必要のなかった利息を支払うことになっている。

こうした問題点があってもなお、上記のような借り換えを行う必要があるのか、それとも、他にもっとよい方法がないのかについては今後議論をつくしてほしい。

なお、監査人が検証した限りでは、平成 17 年度まで行われていた貸付金の返済処理が、市の財政収支の赤字を隠すために行われていたとは思われなかった。

また、平成 18 年度において金融機関から借り入れていた 4 日間に対応する利息は 178,000 円であり、当該借入金に市の保証はついていない。さらに、旭川市との間では当該借入金は無利息とされており、旭川市へは利息を支払っていない。

#### 【過年度からの転がし融資の経緯】

平成 11 年度に新旅客ターミナルビルが建設されたが、その総工費は 48 億円ほどであり、当該設備投資の資金調達のために、市と空港ビルとの間で着工前に協議がもたれてきた。空港ビル側には、市との協議の議事録が残されており、これに基づくと当初は旭川市が直接融資することは予定されておらず、空港ビルが市中で調達した借入金に対して、利子補給を行うことで協議が行われていた。しかし、利子補給よりも旭川市が無利息貸付を行うほうが市側の負担が少ないということで、旭川市の意向により、12 億円の無利息貸付をすることとなった。当該貸付は平成 11 年から平成 25 年までの間行うこととされて、平成 25 年に一括返済することとされた。

これに基づいて、空港ビル側からは毎期、単年度の融資申入れがなされている。なお、単年度融資の状況については、【貸付状況】で記載したとおりである。申入書に添付される平成 25 年度までの資金繰り計画表には、毎年度同額の借入と返済が予定されており、平成 25 年度に全額返済とされている。

#### 【平成 18 年度の融資手続き】

前述した経緯によって、平成 13 年度以降も、毎期融資と返済を繰返してきている。空港ビルは、当初の予想以上に収益をあげ、資金繰りも予定を上回る黒字となったため、平成 15 年度決算の利益処分として、平成 16 年 6 月に株主配当を行った。これが、平成 17 年度の市議会で取り上げられ、旭川市財政逼迫の折に、無利息融資を行った相手先が配当を行うことの是非が問われた。

この際の土木部長の答弁では、「空港ビル株式会社の経営状況を勘案しながら、貸付金の減額などについて協議を進めてまいりたい」ということであった。ただし、平成 18 年度の単年度融資は減額されることなく行われている。

平成 18 年度の貸付実施起案書を閲覧したところ、貸付理由は次ページのとおりであった。

貸付期間	平成 18 年 4 月 3 日～平成 19 年 3 月 30 日
利率	無利息
貸付理由	市は新空港旅客ターミナルビル建設事業資金として、平成 11 年度から旭川空港ビル（株）に 12 億円を貸付けてきたところである。 平成 18 年度については、国際線定期便化に向けた旅客施設整備等により空港ビル（株）の財政は大変厳しい状況にあることから、関係書類精査の結果、貸付を行うものである。

関係書類として、起案書に添付されているのは、平成 12 年に竣工した新旅客ターミナルビル建設事業にかかわる事業計画書と平成 18 年 3 月 20 日付けで作成された予想損益計算書及び資金繰り予定表である。

予想損益計画書、資金繰り予定表は次のとおりとなっていた。

#### 予想損益計算書

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
売上高	779,019	777,019	734,519	734,519
営業費用	538,592	542,262	509,382	493,550
営業利益	240,427	231,757	225,137	240,969
営業外利益	708	697	697	697
営業外費用	50,663	46,325	41,997	37,646
税引前当期利益	190,471	186,129	183,837	204,020
法人税等	87,141	85,154	84,105	93,339
税引後当期利益	103,330	100,975	99,732	110,681

#### 資金繰り予定表

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収入	1,828,558	1,826,718	1,817,486	1,812,433
支出	1,856,460	1,838,460	1,793,460	1,798,460
収支計	△ 27,902	△ 11,742	24,026	13,973
前期繰越現預金	958,996	931,094	919,352	943,378
次期繰越現預金	931,094	919,352	943,378	957,351

(注) 毎期、旭川市より 12 億円を借りて、同額を返済する計画となっている。

少なくとも、提出された予想損益計算書及び資金繰り予定表から判断するに限り、財政状態が逼迫しているとは認められず、起案書の貸付理由は妥当なものとは言えない。したがって、当初の合意（無利息貸付で、平成 25 年一括返済）を見直すことなく、単年度融資が繰返されていることは明らかである。

平成 18 年の第 1 回定例市議会においても、第三セクター等全般に対する貸付金の妥当性にかかわる質問に対して、企画財政部行政改革担当部長が、貸付け自体をやめることは難しいが、無利子のままでいいのかどうか、経営状態などの情報交換を行いながら、今後検討したい旨の答弁を行っている。平成 18 年度の空港ビルに対する融資は、当該回答と整合するものではなかったが、平成 19 年度においては、単年度融資額が 1 億 2 千万円減額されて、10 億 8 千万円となった。

#### 【今後の単年度融資の予定】

平成 20 年度以降の単年度融資をどのように見直していくのかについては、旭川市は明らかにしていない。当該貸付は事実上長期貸付金であり、市は民間金融機関から借入を行って空港ビルに貸付を行っており、市の借入金利息相当額だけコスト負担があることになる。これはすなわち、当該金額だけ、空港ビルのために補助していることになる。

空港ビルの建設資金を地方公共団体が無利子で貸付ける事例は他の空港ターミナルビルにおいても存在しているため、旭川市の無利子貸付が直ちに問題であるとは言わない。また、空港ビルの業務は極めて公共性が高く、投資の意思決定についても外部的な要因に影響されるために、通常の民間企業と比べて資金的な余裕を持つ必要があることも理解できる。しかし、空港ビルの財政状態や損益状況が当初貸付時の見込みを大幅に上回っている一方で、旭川市の財政状態が逼迫しているのも事実である。

こうした状況を勘案したうえで、旭川市は今年度以降の単年度融資の方針を明確にして、空港ビルと協議を行なうべきである。なお、単年度融資そのものについて検討が必要であることは、【貸付状況】で記載したとおりである。

#### ② 空港ビルの賃貸借契約について

##### ア. 空港管理事務所に係わる賃貸借契約

旭川市はターミナルビルの一部を賃借している。平成 11 年度までは、ターミナルビルに隣接した市が所有する建物内に空港管理事務所を設置していたが、新旅客ターミナルビル竣工後の平成 12 年 5 月からは、ターミナルビル内に空港管理事務所を構えることとして、事務所を全面的に移転した。当該移転理由は、滑走路が 2,500 メートルになって以後は管理要員が増えたこと及び日常的な航空会社との調整を効果的・効率的に行うためということであった。

その後、平成 18 年度の国際線定期便就航に伴って、空港管理事務所として賃借していた部分が国際線対応施設に改修されることとなったため、平成 18 年 4 月末をもって、いったん賃貸借契約が解除されることとなった。平成 18 年 5 月以降は、平成 11 年度まで使用していた旭川市所有の建物を再度空港管理事務所とし利用することとし、そのうえで、VIP 室と会議室スペースは、ターミナルビルより賃借することとした。

平成 18 年 4 月までの賃借スペースは次ページのとおりであった。

貸室名	貸室面積	備考
貸室 102 (事務所)	129.065 m <sup>2</sup>	
風除室	3.596 m <sup>2</sup>	
応接室	30.713 m <sup>2</sup>	
更衣室	14.100 m <sup>2</sup>	
小会議室 (書庫)	25.576 m <sup>2</sup>	
湯沸・便所	20.915 m <sup>2</sup>	
貸室 101 (会議室)	108.948 m <sup>2</sup>	
待合室	6.450 m <sup>2</sup>	
貸室 104 (会議室)	46.103 m <sup>2</sup>	平成 18 年 5 月以降も賃借
小 計	385.465 m <sup>2</sup>	
VIP 室 (1)	83.011 m <sup>2</sup>	平成 18 年 5 月以降も賃借
VIP 室 (2)	47.567 m <sup>2</sup>	
小 計	130.578 m <sup>2</sup>	
合 計	516.043 m <sup>2</sup>	

平成 18 年度までの年間賃借料は 51,362,640 円 (=7,900 円 (月額賃借料 5,900 円/m<sup>2</sup>、月額管理費 2,000 円/m<sup>2</sup>) × 516 m<sup>2</sup> × 12 か月 × 1.05) であった。なお、平成 18 年度は 4 月分までの支出であった。

空港管理事務所をターミナルビル内に設置したほうが空港管理を行いやすいことは事実であろうが、平成 12 年度に移転して以降は、従来管理事務所があった旭川市所有建物は遊休状態で書庫がわりとなっていた。上記のターミナルビル賃借部分のうち、会議室等は従来の事務所スペースを充当するなど、遊休状態にあった市建物の有効利用を検討することはできたことと思う。この点につき、空港管理事務所が所属する土木部に確認したところ、緊急事態発生時に航空会社と直ちに打合せを行うために、会議スペースは空港ビル内に確保する必要があるということであった。しかし、平成 18 年 5 月以降の賃借会議室スペースは、従来の 3 室 (180.627 m<sup>2</sup>) から 1 室 (46.103 m<sup>2</sup>) にしており、そのスペースで十分かどうかという問題はあるとしても、従来の賃借会議室スペースが本当に必要であったのかは検討が必要であろう。

こうしたことを考えると、市によるターミナルビル内の賃借契約においては、経済性が重視されていなかった面があることは否定できないと思われるし、空港ビルの財政的支援を図っていたと取られてもやむをえない部分があると思われる。

ちなみに帯広市が空港管理を行っている第二種空港 (B) の帯広空港では、帯広市の第三セクターである帯広空港ターミナルビル株式会社から帯広市が空港管理事務所スペースを賃借している。旭川空港と帯広空港それぞれの空港管理事務所の平成 18 年度の賃借状況を比較すると次ページのとおりである。

	空港管理事務所人員数	賃借面積	賃料	賃料年額
旭川空港	18名	516.043 m <sup>2</sup> (平成18年4月まで) 259.000 m <sup>2</sup> (平成18年5月より)	7,900 円/m <sup>2</sup> 7,900 円/m <sup>2</sup>	(※1) 4,280 千円 (※2) 23,632 千円
帯広空港	16名	178.749 m <sup>2</sup>	6,250 円/m <sup>2</sup>	13,406 千円

(※1) 1か月分 (※2) 11か月分

(注) 空港管理事務所人員数には、嘱託職員、臨時職員も含んでいる。

賃料には管理費も含んでいる。

平成18年5月に旭川市空港管理事務所は旭川市所有建物に移転している。

空港ビルの面積規模や施設構造（公共スペースの内容、安全管理上の制約等）が異なるため単純比較ができないことは十分理解しているが、少なくとも上表の結果を見る限りは、帯広市空港管理事務所より、旭川市空港管理事務所のほうが高コスト体質にあるとは言える。

#### イ. 国際線関連スペースに係わる賃貸借契約

前述したように、平成18年6月にアジアナ航空による旭川ーソウル間の定期便運行が開始されるのに際して、ターミナルビル内の改修工事が行われた。それによって出入国審査、検疫検査、国際線出入国ロビー、国際線チェックインカウンター及び国際線航空会社事務所等のスペースが確保された。このうち、本来であれば国際線就航航空会社が負担すべき費用を、平成18年5月1日から平成21年3月末日までの期間に関しては旭川市が負担することとして、市と空港ビルとの間で賃貸借契約が結ばれている。

賃借スペースの内容は以下のとおりであり、賃借料は年額1,284万円である。

内容	面積	備考
チェックインカウンター	37.628 m <sup>2</sup>	
ベルトコンベアー通路	24.748 m <sup>2</sup>	
アジアナ航空事務室	66.653 m <sup>2</sup>	事務室、更衣室、保税庫
合計	129.029 m <sup>2</sup>	

(注) 月額賃借料 5,900 円/m<sup>2</sup>、月額管理費 2,000 円/m<sup>2</sup>は、旭川市が賃借する他のスペースと同様の水準である。年間総額は 12,840,660 円 = 129 m<sup>2</sup> × 7,900 円 × 12 か月 × 1.05

これは国際新規路線を早期に安定運航させるための支援策ということである。空港本体が得るべき着陸料も就航開始日である平成18年6月8日から起算して3年間は2分の1としているが、これは、新規開設路線にかかわる着陸料の軽減措置を定めた旭川市空港管理

条例附則第6項に基づくものである。なお、軽減後の着陸料は1回の着陸につき6～8万円であり、年間着陸回数は180回程度であることからすると、年間の着陸料軽減額は1,080万円から1,440万円程度であり、3年間総額では3,240万円から4,320万円程度と言える。したがって、着陸料をこのように軽減したうえに、本来は国際線就航会社が負担すべき費用も肩代わりすることとしているのである。

ただし、これらは国際線定期就航のための誘致策の一環ということであり、こうした負担を行うこと自体が問題であると言っているわけではない。問題は、こうした情報が公表されていないために、市民の多くは、国際線の誘致活動の結果、ソウル線の定期便が開通したことは認識していても、こうしたコスト負担があることを知らない点である。

上述したようなコスト負担があることと、それによって毎年どの程度の経済波及効果があったのかを明らかにすることは、市が説明責任を果たす上で必要ではないだろうか。

### ③ 旭川空港総合維持管理業務委託及び有料駐車場管理業務

従来、空港本体の管理者が行うべき業務は、安全性の観点から第三者に委託できる範囲が限られていたものの、旭川空港においては、平成19年度より特例的に航空機の安全運行に直接かかわらない管理業務は総合委託（複数業務を一括委託）できることとなった。総合委託することによって委託費支出が抑えられ、効率的な空港管理運営によって職員削減による人件費削減効果も期待できるということで、旭川市では平成19年度より空港管理業務の一部を第三者に総合委託することとなった。

総合委託業務は、除雪、草刈、警備・消防業務、灯火施設保守点検業務等の多岐にわたる内容であることから、複数の企業による連合体であることを条件に提案型公募方式で選定が行われ、契約期間は平成19年度から平成23年度の5年間とされた。また、総合委託業務を行う企業連合体の代表者には、空港駐車場の土地使用許可を与え、有料駐車場業務を行わせることとした。これまで空港駐車場は無料であったため、繁忙期は駐車場利用者が多く、駐車スペースが限界に達していたこと、また、長期駐車が増えて、冬季の除雪作業等の障害になっていたことなどが有料化の主な要因である。旭川市は当該事業者より土地使用料収入を得ることになる一方、従来要した除排雪や清掃等の年間維持費負担がなくなるので、財政効果も大きいとしている。

当該総合維持管理業務と駐車場土地使用許可申請については、空港ビルを代表者とする6社からなる企業共同体と、5社からなるもう一つの企業共同体が提案を行い、市による提案書の審査の結果、前者が受注することとなった。受注総額は5年間で19億430万円（税抜）である。なお、当該受注額は企業共同体が得る総額であり、空港ビルの収入額は5年間で1億7,328万円（税抜）である。この委託により、市の試算では毎年8千万円から1億2千万円程度の費用削減効果があり、今後5年間では5億4千万円程度の費用削減効果があることとなっている。

試算では、総合委託を行うことで、平成18年度までの正職員数14名は平成19年度以降

11名に、平成21年度からは7名になるとしている。また、平成18年度の嘱託職員2名、臨時職員2名は平成19年度以降ゼロになるとしている。これに伴う人件費削減効果が5年間で2億4千万円あることとなっており、この削減効果が最も大きいとなっている。実際の平成19年度の空港管理事務所の正職員数は11名、嘱託職員は1名である。

なお、総合委託を行う前と比べて、上述した費用削減効果の金額だけ収支の赤字は減少するものの、総合委託を行なったとしても空港本体の収支が赤字であることに変わりはない。この空港本体の収支構造については、「団体の概要」の「(7) 損益の状況」に記載した「②空港本体の損益状況」で述べたとおりである。

市においては、旭川空港に係わる収支は一般会計で処理されており、空港単体の区分経理は行われていない。そこで、総合委託による効果を試算する必要から前述したような空港本体の収支予想が行われたが、通常は収支予想並びに実績把握は行っていない。空港本体には安全性・公共性が求められるため、採算のとれない面があることはやむをえないと思われるものの、そうかといって、これをまったく考慮しなくていいということにもならないはずである。今後は、事前の収支予想に対して実績がどのようなようになったのかを明らかにして、予想値と実績値との間に乖離があれば、差異分析を行い、どのような対策がとれるのかを検討すべきである。

#### (5) 固定資産の管理について

固定資産台帳はあるものの、固定資産現物に管理用のシール等が貼付されていないため、台帳と固定資産現物との同一性を確認できなかった。台帳との一致が確認できるよう、固定資産現物にも管理番号等を貼付すべきである。

#### (6) パーティー券等の購入について

「第三セクター等に対する行政の関与の方針（第2版 平成17年6月）」の中の、「第4 関与の指針」のところでは、以下のような記述がある。

「政治資金規正法第22条の3第4項により地方公共団体から出資等又は補助金等を受けている法人は、政治活動に関する寄付をしてはならないとされている。平成15年から16年にかけて、他の地方公共団体の第三セクターが政治団体への寄付やパーティー券を購入していたことが報道されたところであるが、本市の第三セクター等においては政党等への寄付は行われていなかったものの、今後とも政党等への寄付はもとより、政治資金パーティーの券の購入についても市民の誤解や疑念を招かぬよう自粛するよう求めること。」

監査人が検証した範囲では、上記指針に記載されているように政党等への寄付はみられなかったものの、道議会議員や市議会議員のビール券等のパーティー券購入がわずかながら見られた。いずれも少額な支出であり、代金の中には明らかに寄付とみられる部分はな

いと思われるため、これらがただちに政治資金規正法に違反するとは監査人も考えていない。しかし、上記方針には「市民の誤解や疑念を招かぬよう自粛するよう求めること」と記載されており、たとえ寄付部分を含まない少額な支出であっても、市民の誤解や疑念を招く恐れがないとは言えない。したがって、やむをえない場合を除き、こうしたパーティー券等の購入は自粛するのが望ましい。

#### (7) 空港ビルについての総括（意見）

空港ビルの経営判断には、空港本体を運営する旭川市の空港政策がかなり影響を及ぼしている。そもそも旭川市は空港ビルの筆頭株主であり、代表取締役 2 名はいずれも旭川市関係者である。これに加えて、空港ビルは空港本体と一体となって機能を発揮する施設であるため、空港本体のあり方と連携せざるをえない場面がある。

例えば、平成 18 年度の国際線定期便就航にあたっての国際線対応改修工事にそれが現われている。旭川市はかねてより国際線定期便の誘致活動を行なってきたり、国際線専用ターミナルビル施設の整備についても、旭川商工会議所、空港ビルと三者で検討委員会を設けて、検討してきた。これについては紆余曲折があったものの、最終的には空港ビルが既存のビルを改修することで対応することとなった。空港ビルにしてみれば、従来旭川市空港管理事務所に賃貸していたスペースを 5 億円かけて国際線対応用に改装したわけであるから、賃貸面積が増えるわけではなく、賃貸料単価が従来と同様であれば、収入は増えない。実際には、国が賃借する出入国管理や検疫検査のスペースについては、従来単価よりも低い単価が適用されたため、空港ビルの収入はむしろ減少することとなった。設備投資を行った結果、収益は確実に減少するのであるから、営利追求を第一義とする一般の民間企業であれば、こうした経営判断はできなかったことであろう。このように、空港ビルにおいては市の政策を受け入れたうえでの判断を行わざるをえないことがある。

しかし、こうした外部要因を考慮せざるをえない経営判断は、ともすると責任の所在を不明確にしてしまいかねない。仮に、定期便に就航したアジアナ航空が数年後に撤退をすることになった場合はどうなるのであろうか。設備投資を行った施設は空きスペースとなり、賃貸料収入は得られなくなるのである。その場合、何らかのかたちで旭川市が負担することになるのであろうか。

経営責任の明確化という点だけを重視すれば、空港本体と空港ビルとは一体化して経営するのが望ましいのかもしれない。しかし、現在のところこれは困難である。前述したように、民間会社が空港本体を管理する場合は、空港整備のための補助金が得られないため、膨大な空港整備費を自前で賄うことになってしまうからである。したがって、民間会社が両者の管理運営を一体化して行なうことは事実上不可能である。そうかといって、空港本体を管理する地方自治体が、第三セクター方式で管理運営している空港ビルを公営化するということは、時代の流れに逆行しており、考えにくい。

こうしてみると、現状において空港本体と空港ビルとの一体経営を行なうことは、それ

が民間によるものであれ、地方自治体によるものであれ、現実的ではない。

したがって、現在の体制を前提にする以上、両者の関係においては、できるかぎり透明性の高い取引関係を構築しておく必要がある。市と空港ビルとの間の営業取引、不動産賃貸取引、資金取引などの取引において、お互いいずれか一方が不利益となる取引が発生したり、ある取引では一方が不利益を被り、違う取引ではもう一方が不利益を被るというようなことは極力なくすべきである。そのためには、まず馴れ合い体質を生みかねない土壌を作らないようにすべきである。

例えば、空港ビルは旭川市が筆頭株主となっている株式会社旭川保険医療情報センターの株式を所有している。なお、同社が今回の外部監査の対象外となっていることは、「第2 財政援助団体等の概要」の「2. 包括外部監査の対象とした第三セクター等」で述べたとおりであり、市の持株割合は 23.6%、空港ビルの持株割合は 0.35%である。同社と空港ビルとの間には取引関係はまったくなく、空港ビルから見て同社の株式を所有する合理的な理由が見当たらない。いずれも旭川市が筆頭株主であるという共通点以外には接点がなく、空港ビルは旭川市の意向で同社の株式を取得した可能性が高いと言える。もちろん、こうした出資は民間でも行われているところではあるものの、市と第三セクター等におけるこうした取引の積み重ねは馴れ合い体質を生みかねない。

また、前述したように、空港ビルの代表取締役 2 名のうち、1 名は市の OB であり、もう 1 名は市の現職職員である。また、常勤監査役も市の OB である。主要取締役と取締役の業務執行を監査監督すべき常勤監査役が同じ出身母体ということも、内部統制上は決して望ましいとは言えない。

空港ビルは市が筆頭株主となっている第三セクター等であり、その業務にも高い公共性が求められてはいるものの、一方では営利を追求する株式会社として民間の株主も存在する団体である。行政の支援が不要となるよう利益をあげていくとともに、市とのあいだで透明性の高い取引関係を構築することにも留意してほしい。

#### 4. 財団法人道北地域旭川地場産業振興センター

##### 団体の概要

##### (1) 設立目的と出資状況等

(平成19年7月1日現在)

団体名	財団法人 道北地域旭川地場産業振興センター		
代表者の氏名	西川 将人	代表者の常勤・非常勤 の別と職	非常勤で市の現職
所在地	〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1番12号		
電話	0166 (61) 2283	FAX	0166 (62) 1903
e-mail	info@asahikawa-jibasan.jp		
URL	http://www.asahikawa-jibasan.jp/		
設立目的	道北地域の地場産業の健全な育成を図るため、地場製品の宣伝、普及等を行うとともに、地場産業に携わる経営者、後継者等の資質の向上を図るための事業等を行い、地域経済の活性化に寄与する。		
設立年月日	昭和61年6月20日	主な出資者	北海道 30.0%
			旭川市 30.0%
資本金	30,000千円		23市町村 20.0%
			旭川商工会議所 10.7%
市の出資額	9,000千円		市内中小企業団体 6.0%
			25商工会 2.3%
市の出資割合	30.0%		管内3商工会議所 1.0%

##### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤	1		1		1		
	非常勤	11	2	13			3	10
	計	12	2	14		1	3	10
職員	常勤			5	5			
	臨時			5	5			
	計			10	10			

##### (3) 前年度の主な事業概要

施設賃貸事業、需要開拓事業、売店事業、道の駅事業、管理運営事業

## (4) 財務状況

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収支の状況	当期収入合計	168,483	219,557	218,920
	前期繰越収支差額	6,518	6,217	8,514
	収入合計	175,001	225,773	227,434
	当期支出合計	168,784	217,259	219,224
	次期繰越収支差額	6,217	8,514	8,210
	支出合計	175,001	225,773	227,434
	当期収支差額	△ 301	2,298	△ 304
財産の状況	流動資産	12,575	16,121	15,926
	固定資産	952,905	940,816	936,936
	資産合計	965,480	956,937	952,862
	流動負債	6,359	7,606	7,715
	固定負債	18,818	20,954	24,315
	負債合計	25,177	28,560	32,030
	正味財産	940,303	928,376	920,831
	当期正味財産増減額	△ 18,749	△ 11,926	△ 7,545

## (5) 収入の内訳

(単位：千円)

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
基本財産利息収入	20	0.0%	159	0.1%	180	0.0%
特定資産利息収入	0	0.0%	0	0.0%	3	0.0%
施設使用料収入	54,916	32.6%	50,678	23.1%	0	0.0%
施設賃貸事業収入	0	0.0%	0	0.0%	47,043	21.5%
地場産品販売収入	23,165	13.7%	19,102	8.7%	16,836	7.7%
売店事業収入	57,969	34.4%	88,721	40.4%	127,880	58.4%
食堂事業収入	720	0.4%	960	0.4%	0	0.0%
旭川市補助金収入	20,360	12.1%	21,360	9.7%	19,000	8.7%
負担金収入	6,917	4.1%	6,053	2.8%	7,342	3.4%
受取利息配当金収入	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
雑収入	476	0.3%	499	0.2%	437	0.2%
什器備品積立預金取崩収入	439	0.3%	2,024	0.9%	198	0.1%
財政調整積立預金取崩収入	3,500	2.1%	0	0.0%	0	0.0%
定期預金取崩収入	0	0.0%	30,000	13.7%	0	0.0%
収入合計	168,483	100.0%	219,557	100.0%	218,920	100.0%

(注) 平成 18 年度から、改正された公益法人会計基準を採用したことにより科目の整理がなされている。このため、平成 18 年度の施設使用料収入と食堂事業収入が施設賃貸事業収入に集約されている。

また、平成 16 年度に取り崩した財政調整積立預金は、駐車場や大展示場の修繕を行うための資金として使用されており、売店事業収入が年々伸びているのは旭山動物園内にショップを開設したことなどがその理由である。

(6) 市の財政的関与の状況 (平成 18 年度)

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
補助金	19,000	
委託料	—	
市の貸付金	—	
その他	—	
損失補償契約に係る債務残高	—	
損失補償の額	—	
債務保証契約に係る債務残高	—	
債務保証の額	—	

## 監査の結果及び意見

### (1) 個人情報保護規程について

旭川市における個人情報の保護については、旭川市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第8号）が定められている。当条例の第36条では旭川市が出資する法人についても、「市が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。」と定められており、また、旭川市個人情報保護条例施行規則（平成17年9月9日規則第50号）の第21条では「条例第36条の規則で定めるものは、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、別表第2に掲げるものとする。」として、これが適用される出資法人が掲げられている。

別表第2（第21条関係）

名 称
株式会社旭川振興公社
株式会社旭川保健医療情報センター
株式会社旭川産業高度化センター
旭川空港ビル株式会社
財団法人道北地域旭川地場産業振興センター
財団法人旭川生活文化産業振興協会
財団法人旭川市勤労者共済センター
財団法人旭川市水道協会
財団法人旭川市体育協会
財団法人旭川市公園緑地協会
財団法人旭川河川環境整備財団
旭川市土地開発公社

以上のように、旭川市の条例では財団法人道北地域旭川地場産業振興センター（以下、「地場産センター」という。）についても市に準じた保護措置を講じなければならないことが定められているところ、同財団では平成19年8月現在で個人情報保護に関する規程が作成されていない。個人情報の保護措置をとることと規程の作成とは直接結びつくわけではなく、上記条例でも規程の作成が要請されているわけではない。しかし、その妥当性はともかく、第三セクター等は市の事務を受託する場合や市の指定管理者となる場合が多く、個人情報の取り扱いについては一般の民間企業以上に注意が払われるべきと考えられているからこそ市に準じた保護措置を講じることが要請されているのである。したがって、個人情報の保護についてはその取り扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。

(2) 役員構成について（意見）

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）の「3. 第三セクター等の人件費」には、「第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。そこで、地場産センターの直近 5 年間の役員の構成割合を示すと、次のとおりである。

(単位：人)

年 度	役員数				合 計	うち市出身者 (割 合)
	プロパー	理事	監事			
平成 18 年度	プロパー	0	0	14	4 (28.6%)	
	市 OB	1	0			
	市派遣	3	0			
	その他	8	2			
平成 17 年度	プロパー	0	0	14	4 (28.6%)	
	市 OB	1	0			
	市派遣	3	0			
	その他	8	2			
平成 16 年度	プロパー	0	0	14	4 (28.6%)	
	市 OB	1	0			
	市派遣	3	0			
	その他	8	2			
平成 15 年度	プロパー	0	0	14	4 (28.6%)	
	市 OB	1	0			
	市派遣	3	0			
	その他	8	2			
平成 14 年度	プロパー	0	0	14	4 (28.6%)	
	市 OB	1	0			
	市派遣	3	0			
	その他	8	2			

(注)「プロパー」は、もともと地場産センターが採用した者。

「市 OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で地場産センターへ派遣されている者。

「その他」は、商工会議所等から受け入れている者。

「市出身者」は「市 OB」と「市派遣」の合計。

なお、上表のうち常勤役員は「市 OB」の専務理事 1 名のみであり、その他はすべて非常勤役員。

上表で記載したように、平成 18 年度末における理事 12 名、監事 2 名のうち、市の出身者は市 OB が就任している専務理事 1 名と市の現職職員 3 名の合計 4 名であり、役員に占める割合は 28%である。したがって、この結果を見る限りは、「地方公共団体における行政改

革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日 総務省)に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みが行われているとも言える。しかし、常勤役員は当該専務理事1名のみで他はすべて非常勤の役員であることや、地場産センターから給与が支給されている役員も同専務理事1名のみであること、「団体の概要」に記載した役員数と職員数のバランスなどを考えると、市OBが就任している現在の理事職については、天下一りのためのポストという印象をぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。また、平成19年7月時点で役員総数14名に対して職員総数10名(うち常勤職員は5名)と職員よりも役員のほうが多い団体であり、地場産センターの「理事及び監事の選任基準」によれば、役員については出捐団体から選任することになっているものの、設立から20年以上経過してプロパー職員から役員となるケースが出ていないのは、地場産センター職員のモチベーションを考えると、これが望ましい状況と言えるのか疑問が残る。

### (3) 特定業者との一者随意契約について

地場産センターの監督官庁である北海道による監査でも指摘されたとのことであるが、特定業者への発注が多いように見受けられる。平成18年度において一者随意契約とした業務委託の業務委託名と契約金額、相手先は次のとおりである。

(単位：円)

業務委託名	契約金額	相手先
バトン保守点検	273,000	小林舞台システム
館内清掃及び環境衛生業務	5,355,000	北建ビル管理
夜間機械警備	539,280	セコム
自動ドア保守点検	493,500	寺岡ファシリティーズ
自家用電気工作物保守点検	318,528	北海道電気保安協会
消防設備保守点検	385,350	五光トータル防災
塵芥収集業務	554,000	旭川一般廃棄物処理社
ビル管理システム保守点検	315,000	都築電気
合計	8,233,658	

委託先を変えることによりかえってコスト高になるような機械警備や、限定された者しか業務を提供し得ない等の一部特殊な業務は別として、それ以外の一般的と思える業務にも特定業者への発注が見られ、特定業者への委託発注が不必要に偏っているように見受けられた。特定業者への発注理由としてはこれまでの実績という点が多く挙げられているも

この、実際には旭川市自体も過去から一者随意契約を多く採用してきたため、第三セクター等もそれにならい、面倒な手続きを経てまで別の委託先を探そうという積極的な意思が働かなかったためであろうと推測されるところである。確かに同一業者への発注とした方が、受委託者双方にとって勝手がわかっていて便利であり、事務手続きも簡便であることは否めないが、特殊性、専門性、緊急性の低い業務は費用対効果を考慮して競争入札を原則とし、財政の健全な運営に極力努めるべきである。なお、見積もり合わせにしても、指名競争入札にしても、委託者の恣意性が入る余地は残されていることから、事業に限らず財政面においても公益性を徹底するために、契約金額が比較的多額となる業務においては一般競争入札による業者選定を行うべきであると思われる。

#### (4) 補助対象経費について

旭川市から地場産センターへ交付している補助金の対象経費の中に、市の固定資産税が含まれている。しかし、補助金で市の税金を補填するということは、実質的には税金を減免しているのと同じ結果を生じさせることになる。地方公共団体からの補助金の対象経費に税金を含めないとする根拠は見当たらないため、これが法令等に違反するというわけではない。しかし、地方税法で非課税とできないことになっているものを公費による補助の対象に含めるということは、地方税法の趣旨を没却させることにもなりかねない。地場産センターとしては基準どおりに処理しており、この点で問題があるわけではないものの、基準自体の妥当性については何らかの検討が必要であると考えられる。

#### (5) 地場産センターについての総括（意見）

地場産センターは、平成12年に館内の売店を直営にしてセンターの取り組みを反映できるようにしたり、動物園への新規出店や、人件費の圧縮に努めたりして自立的運営のための仕組み作りをしてきているが、残念ながら未だ旭川市からの補助金がなければ実質的に赤字である。

これは、地場産センターの基本財産が3,000万円という極めて少額であることも原因であるものの、そもそも、財団法人は寄附行為で拠出された財産を運用してその運用益で自主事業を行うのが原則であり、補助金がないと立ち行かないという点には根本的に問題がある。地場産センターの公益性を考えると、その存在意義にただちに疑問符がつくわけではないものの、上述したように、まずは自立的に存続する仕組みを考えることは重要である。

## 5. 財団法人旭川生活文化産業振興協会

### 団体の概要

#### (1) 設立目的と出資状況等

(平成19年7月1日現在)

団体名	財団法人 旭川生活文化産業振興協会		
代表者の氏名	高丸 修	代表者の常勤・非常勤 の別と職	非常勤で市のOB、現 職のいずれでもない
所在地	〒070-0043 旭川市常盤通1丁目2500番地の22		
電話	0166 (22) 8444	FAX	0166 (22) 8444
e-mail	aipa@arc-net.co.jp		
URL	http://www.arc-net.co.jp./zaidan/index.htm		
設立目的	旭川地域の生活文化に立脚した産業の創造及び活力ある地域経済の 創出に寄与することを目的としている。		
設立年月日	平成4年6月26日	主 な 出 資 者	旭川市 60.8%
			北海道 38.4%
資本金	1,825,200千円		日本通運(株) 0.8%
			旭川商工会議所 0.3%
市の出資額	1,110,000千円		(社)旭川青年会議所 0.1%
			旭川商工会議所婦人会 0.1%
市の出資割合	60.8%		その他9団体 0.2%

#### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤							
	非常勤	17	2	19		2	2	16
	計	17	2	19		2	2	16
職員	常勤			5	1		2	2
	臨時							
	計			5	1		2	2

(3) 前年度の主な事業概要

① 高度技術開発事業

テーマ「新規制・新製品の開発支援（ものづくり支援事業）」

委託先 ㈱旭川産業高度化センター

② 研究開発助成事業

助成対策企業 日新テクノワーク㈱（旭川市）

テーマ「換気機能付ワンタッチ長尺屋根工法の開発」

③ 人材育成助成事業

派遣研修事業

- ・龍後設備㈱「和洋リモデル工法認定資格取得」

自主研修事業

- ・龍後設備㈱「和洋リモデル工法認定資格取得」

④ 広報事業

- ・パンフレット作成「平成18年度助成事業のお知らせ」
- ・「地域産業高度化に寄与するセミナー等開催業務」委託
- ・「地域ブランド食品開発事業」負担金
- ・「旭川ブランド基盤強化事業」負担金
- ・「会報あさひかわ」名刺広告

(4) 財務状況

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
収支の状況	当期収入合計	626,109	30,536	766,465
	前期繰越収支差額	0	0	0
	収入合計	626,109	30,536	766,465
	当期支出合計	626,109	30,536	766,465
	次期繰越収支差額	0	0	0
	支出合計	626,109	30,536	766,465
	当期収支差額	0	0	0
財産の状況	流動資産	14,063	12,198	19,925
	固定資産	1,847,081	1,849,834	1,847,648
	資産合計	1,861,081	1,862,032	1,867,573
	流動負債	14,063	12,198	19,925
	固定負債	0	0	0
	負債合計	14,063	12,198	19,925
	正味財産	1,847,018	1,849,834	1,847,648
	当期正味財産増減額	△ 3,785	2,816	△ 2,186

## (5) 収入の内訳

(単位：百万円)

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
① 基本財産利息収入	21,494	82.1%	25,987	85.1%	21,999	5.5%
② 投資有価証券償還差益	0	0.0%	0	0.0%	2,799	0.7%
③ 投資有価証券償還収入	0	0.0%	0	0.0%	367,201	92.6%
④ 高度技術開発事業積立金取崩収入	4,675	17.9%	4,550	14.9%	4,651	1.2%
⑤ 雑収入	—	—	0	—	0	—
⑥ 基本財産普通預金取崩収入	599,940	95.8%	—	—	369,815	48.2%
収入合計	626,109	100.0%	30,536	100.0%	766,465	100.0%

(注) 基本財産は定期預金と国債と一部普通預金とで運用されている。

## (6) 市の財政的関与の状況 (平成 18 年度)

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
補助金	—	
委託料	—	
市の貸付金	—	
その他	—	
損失補償契約に係る債務残高	—	
損失補償の額	—	
債務保証契約に係る債務残高	—	
債務保証の額	—	

## 監査の結果及び意見

### (1) 役員構成について（意見）

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）の「3. 第三セクター等の人件費」には、「第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。そこで、財団法人旭川生活文化産業振興協会（以下、「生活文化協会」という。）の直近 5 年間の役員の構成割合を示すと、次のとおりである。

（単位：人）

年 度	役員数	理事	監事	合 計	うち市出身者 (割 合)
平成 18 年度	プロパー	0	0	19	4 (21.1%)
	市 OB	2	0		
	市派遣	2	0		
	その他	13	2		
平成 17 年度	プロパー	0	0	20	4 (20.0%)
	市 OB	2	0		
	市派遣	2	0		
	その他	14	2		
平成 16 年度	プロパー	0	0	20	4 (20.0%)
	市 OB	2	0		
	市派遣	2	0		
	その他	14	2		
平成 15 年度	プロパー	0	0	20	4 (20.0%)
	市 OB	2	0		
	市派遣	2	0		
	その他	14	2		
平成 14 年度	プロパー	0	0	20	4 (20.0%)
	市 OB	2	0		
	市派遣	2	0		
	その他	14	2		

(注) 「プロパー」は、もともと生活文化協会が採用した者。

「市 OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で生活文化協会へ派遣されている者。

「その他」は、商工会議所等から受け入れている者。

「市出身者」は「市 OB」と「市派遣」の合計。

なお、上表の役員はすべて非常勤役員。

前表で記載したように、理事 17 名、監事 2 名のうち、市の職員及び市 OB は市長が就任している副理事長 1 名と市の現職職員が就任している理事 1 名、市 OB が就任している理事 2 名の合計 4 名であり、役員に占める割合は約 21%である。したがって、この結果を見る限りは、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日総務省）に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みが行われていると言える。なお、理事・監事はすべて非常勤で常勤の役員は存在せず、生活文化協会から給与を支払われている役員も存在しない。したがって、生活文化協会においては他の第三セクター等にみられるような天下りの問題は存在しないものの、すべての役員が非常勤という形で団体としての運営が適切に行われるものかどうかについては、別の議論が必要であろう。

また、生活文化協会の理事・評議員は市内のいわゆる有力企業のトップが顔を並べているが、委任状出席が続いている役員・評議員が散見された。確かに、多忙な面々であると思われるものの、本来、理事や評議員は名目職ではなく、理事会や評議員会は生活文化協会の運営方針を決定する合議制の機関であり、これらが形骸化しているのは問題である。理事会や評議員会が有効に機能するような人選をすべきである。

## （2）預金残高について

平成 19 年 3 月 31 日は土曜日であり金融機関の営業日でなかったこともあったせい、一部預金の残高証明書の基準日（残高証明書の作成日ではなく、残高を証明してもらった日）が平成 19 年 4 月 2 日となっているものがあつた。これは、期末日に発生する国債利息の入金を待ってから預金残高を確定させるというこれまでの経理慣行を継続しようとしたためとのことである。そこで、残高確認の代替として預金通帳の精査を行ったところ、帳簿上 13,500 円だけ普通預金残高が過剰に計上されていることが判明した。すなわち、3 月 31 日の預金残高を確定させるにあたっては、4 月 2 日に入金となった利息の 13,500 円だけ普通預金残高を増やすのではなく、「未収利息」という科目を同額だけ計上するのが正しい処理であつた。

## （3）退職金について

生活文化協会の給与規程では、退職手当が支給されるのは正職員だけとなっているにもかかわらず、これまでは嘱託職員についてもその退職にそなえて、商工会議所の退職共済掛金を納めている。しかし、これでは実質的に、給与規程では退職手当が支給されないことになっている嘱託職員にも退職手当が支給されるのと同じ結果になることから、嘱託職員への退職共済掛金の納付を続けるのであれば、これに合うよう給与規程を変更する必要があるし、現在の給与規程を改定せず、これを厳密に適用するのであれば嘱託職員分の共済を脱退する必要があると考えられる。

なぜこのようなことになったのかは調査した限りで判然としなかつたものの、商工会議

所からすすめられたので加入し、その後も特に疑問を持たなかったということであったため、単純なミスであると思われる。

なお、対象となっている嘱託職員は1名のみで市のOB等ではなく、掛金も月額1万円で平成18年度末の掛金累計額は42万円であった。

#### (4) 職員の嘱託契約について

職員の嘱託契約の期限が一年となっているにもかかわらず、契約書上は当初契約の第一回契約満了日である平成17年3月31日から更新していない。契約は両者の合意があれば充分で書面等は不要であるものの、無用のトラブルを防ぐ意味でも約定通りの手続きをとっておくべきであると考ええる。

#### (5) 基本財産の保管について

生活文化協会の寄附行為においては、「基本財産のうち現金は、郵便官署又は銀行等への定期預金、信託会社への信託、国債又は、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。」となっている。しかし、実際にはその便宜を考慮して一部が普通預金による保管となっている。「等」に普通預金が含まれると考えられなくもないが、基本財産となっている財産は頻繁に変動するべきものではなく、また寄附行為においては出来るだけ固定性・安全性の高い保管形態を意図していると考えられることから、その趣旨を汲んで適時に定期預金に振替えるべきであると考ええる。

なお、普通預金で保管されている基本財産の残高は平成18年度末で997万円、基本財産総額18億2千5百万円に占める割合は0.54%である。

#### (6) 文書管理について

文書管理規程があるものの、規程が求める手続き等の煩雑さから実際には死文化していると思われる。例えば、規程上は届いた郵便物は全て受付日付印を押印し、文書整理簿に記載することになっているものの実行されていなかったり、そもそも文書整理簿が存在しなかったりしている。規程が求める手続き等にはそれぞれ意味があるはずであり、単に、手続きが煩雑だから遵守しないというのは論外である。ただし、規程が設定された当時と現在では状況が変化している可能性があるため、現在の状況に合わせて規程を改定したとしても当初の趣旨を達成できるのであれば規程を変えればよい。そうでなければ現実の執行を変え、規程を遵守すべきである。

#### (7) 職員の身分保障について

生活文化協会に限ったことではないが、監査対象となった第三セクター等では、給与規程をはじめ人事に関する規程の主要な部分が旭川市の関連規程をそのまま準用していることが多い。たとえば、傷病等での休職（身分保障）期間が3年間となっている例などは民

間の感覚とは著しくかけ離れている。第三セクター等は市の出先機関ではなく、独立した一つの法人であるはずであり、市の規程を参考にする程度であれば理解できるものの、そっくりそのまま準用する姿勢は改めるべきであると考えられる。

#### (8) 生活文化協会についての総括（意見）

生活文化協会は、地域産業の高度化に繋がる研究開発、企業が行う研究開発及び人材育成に対する助成等の事業を行うことにより、旭川地域の産業高度化を促進し、もって地域の生活文化に立脚した産業の創造及び活力のある地域経済の創出に寄与することを目的に設立されている。しかし、そこには同じく市の第三セクター等で同様の目的を持って設立されている高度化センターを支援するためという目的も含まれており、またそうした関係が妥当と言えるのかどうかについては、本報告書の「2. 株式会社旭川産業高度化センター」で述べたとおりである。

財団法人は寄附行為で拠出された財産を運用してその運用益で自主事業を行うのが原則であり、生活文化協会の場合は11億円を超える市の出資額を含む基本金18億円のうち17億円を国債の購入にあてて運用している。適切な管理体制を持たないまま元本を毀損させる恐れのある運用を行っているわけではないため、国債で運用すること自体に問題があるとは思われない。しかし、運用益の使い方については、設立目的にうたわれている「地域産業の高度化に繋がる研究開発、企業が行う研究開発及び人材育成に対する助成等の事業を行うことにより、旭川地域の産業高度化を促進し、もって地域の生活文化に立脚した産業の創造及び活力のある地域経済の創出に寄与する」ことが達成されているかどうか、常に見直すべきである。

運用益を有効活用するためには、前述した理事会・評議員会が有効に機能するための方策を検討する必要があるし、理事・評議員の人選にあたっては、こうした点も考慮すべきであろう。また、上述した高度化センターとの関係についても、生活文化協会自体のあり方を含めて早急に検討する必要があると考える。

## 6. 財団法人旭川市勤労者共済センター

### 団体の概要

#### (1) 設立目的と出資状況等

(平成19年7月1日現在)

団体名	財団法人 旭川市勤労者共済センター		
代表者の氏名	石田 一彦	代表者の常勤・非常勤 の別と職	非常勤で市のOB、現 職のいずれでもない
所在地	〒070-0035 旭川市5条10丁目104番地1		
電話	0166-23-9997	FAX	0166-29-3577
e-mail	kinrousyakyousai@rice.ocn.ne.jp		
URL	—		
設立目的	旭川市に所在する中小企業の事業所に勤務する者のための総合的な福祉事業を行うことにより中小企業勤労者の福祉の向上を図り、もって中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。		
設立年月日	平成9年12月8日	主 な 出 資 者	旭川市勤労者共済会 57.3%
資本金	32,800千円		旭川市 42.7%
市の出資額	14,000千円		
市の出資割合	42.7%		

#### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤							
	非常勤	12	2	14		1	1	12
	計	12	2	14		1	1	12
職員	常勤			6	1	2		3
	臨時							
	計			6	1	2		3

※ 市OB非常勤役員の1名は、常勤職員との兼務である（「監査の結果及び意見」の「(1) 役員構成について」を参照）。

#### (3) 前年度の主な事業概要

共済給付事業

福利厚生事業（健康の維持増進、自己啓発余暇活動）

財産形成・老後生活の安定事業

(4) 共済給付事業の概要

一人月額 500 円の会費を徴収することにより、祝金・見舞金・弔慰金等の共済給付サービス、健康診断助成・指定保養施設割引・映画公演の割引等の福利厚生サービスを提供している。平成 19 年 3 月 31 日現在の会員数は 5,977 人 (687 事業所) である。

(共済給付の内容)

給付種別	給付事由と区分		給付金額	
結婚祝金	会員が結婚した時		20,000 円	
出産祝金	会員又は会員の配偶者が出産した時		10,000 円	
入学祝金	会員の子が小・中学校に入学した時		10,000 円	
銀婚祝金	会員が婚姻届を提出してから満 25 年に達した時		10,000 円	
真珠婚祝金	会員が婚姻届を提出してから満 30 年に達した時		10,000 円	
還暦祝金	会員が満 60 歳に達した時		10,000 円	
障害・疾病 見舞金	会員が交通事故又はそれ以外で障害を被った時 (障害等級により支給)	交通事故による障害	20,000～800,000 円	
		その他重度障害	300,000 円	
住宅災害 見舞金	会員の住宅が火災または水害等の災害により被害を被った時	火災・落雷・破裂・爆発等による災害	200,000 円以内	
		自然災害 (程度に応じ)	60,000 円以内	
傷病 見舞金	会員が傷病でそれぞれの日数以上を休業した時	14 日以上	10,000 円	
		30 日以上	15,000 円	
		90 日以上	20,000 円	
死亡 弔慰金	会員本人・会員の配偶者・子・親等が死亡した時	本人	交通事故死亡	820,000 円
			交通事故以外の死亡	320,000 円
			その他の死亡	300,000 円
		配偶者の死亡	50,000 円	
		子の死亡	20,000 円	
		親の死亡	10,000 円	
		住宅災害による同居親族の死亡	20,000 円	
退職 餞別金	加入してから 5 年以上で満 55 歳をこえて退職した時	5 年～9 年	10,000 円	
		10 年～14 年	20,000 円	
		15 年～19 年	30,000 円	
		20 年～24 年	40,000 円	
		25 年以上	50,000 円	

## (5) 財務状況

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収支の状況	当期収入合計	78,779	77,490	145,564
	前期繰越収支差額	△ 276	4,253	5,453
	収入合計	78,503	81,743	151,017
	当期支出合計	74,250	76,290	144,839
	次期繰越収支差額	4,253	5,453	6,178
	支出合計	78,503	81,743	151,017
	当期収支差額	4,529	1,200	725
財産の状況	流動資産	8,422	9,680	10,193
	固定資産	115,492	118,517	119,056
	資産合計	123,914	128,197	129,249
	流動負債	4,170	4,227	4,015
	固定負債	6,300	6,825	7,364
	負債合計	10,470	11,052	11,379
	正味財産	113,444	117,145	117,870
	当期正味財産増減額	10,528	3,701	725

## (6) 収入の内訳

(単位：千円)

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
基本財産運用収入	16	0.0%	15	0.0%	130	0.1%
会費収入	38,832	49.3%	38,009	49.1%	36,563	25.1%
旭川市補助金収入	22,158	28.1%	21,257	27.4%	19,072	13.1%
負担金収入	3,449	4.4%	3,526	4.6%	3,861	2.7%
受取利息配当金収入	1,275	1.6%	26	0.0%	56	0.0%
雑収入	4,309	5.5%	293	0.4%	167	0.1%
受入共済金収入	2,240	2.8%	—	—	—	—
特定預金取崩収入	6,500	8.3%	14,364	18.5%	85,715	58.9%
収入合計	78,779	100.0%	77,490	100.0%	145,564	100.0%

(注) 平成 16 年度の雑収入と受取利息配当金収入が他の年度に比べて多いのは、全労済を退会し自家共済に移行するに当たって全労済からの出資金返戻金・割戻金があったためである。

(7) 市の財政的関与の状況 (平成 18 年度)

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
補助金	19,072	
委託料	—	
市の貸付金	—	
その他	—	
損失補償契約に係る債務残高	—	
損失補償の額	—	
債務保証契約に係る債務残高	—	
債務保証の額	—	

## 監査の結果及び意見

### (1) 役員構成について（意見）

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）の「3. 第三セクター等の人件費」には、「第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。そこで、財団法人旭川市勤労者共済センター（以下、「共済センター」という。）の直近 5 年間の役員の構成割合を示すと、次のとおりである。

（単位：人）

年 度	役員数	理事	監事	合 計	うち市出身者 (割 合)
平成 18 年度	プロパー	0	0	14	2 (14.3%)
	市 OB	1	0		
	市派遣	1	0		
	その他	10	2		
平成 17 年度	プロパー	0	0	14	2 (14.3%)
	市 OB	1	0		
	市派遣	1	0		
	その他	10	2		
平成 16 年度	プロパー	0	0	14	2 (14.3%)
	市 OB	1	0		
	市派遣	1	0		
	その他	10	2		
平成 15 年度	プロパー	0	0	14	2 (14.3%)
	市 OB	1	0		
	市派遣	1	0		
	その他	10	2		
平成 14 年度	プロパー	0	0	14	2 (14.3%)
	市 OB	1	0		
	市派遣	1	0		
	その他	10	2		

(注) 「プロパー」は、もともと共済センターが採用した者。

「市 OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で共済センターへ派遣されている者。

「その他」は、加入事業所から選出された者。

「市出身者」は「市 OB」と「市派遣」の合計。

なお、上表の役員はすべて非常勤であるが、「市 OB」が就任する常務理事 1 名は常勤職員との兼務で、役員としては非常勤の扱いとなっている。

前表で記載したように、理事 12 名、監事 2 名のうち、市の出身者は市 OB が就任している常務理事 1 名と市の現職職員が就任している副理事長 1 名のみである。したがって、この結果を見る限りは、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みが行われているとも言える。しかし、共済センターから給与が支給されている役員は市 OB が就任する常務理事 1 名のみであること（ただし、後述するように、これは兼務する職員としての給与）、「団体の概要」に記載した役員数と職員数のバランスなどを考えると、市 OB が就任している現在の理事職については、天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市の OB を就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。

なお、市 OB が就任する非常勤の常務理事は、常勤職員としての事務局長と兼務しており、給与も役員としての給与ではなく、職員としての給与ということであった。しかし、それが役員としての給与であれ、職員としての給与であれ、市 OB に給与が支給されているという事実が変わりはない。また、業務内容を考慮せず勤務形態のみからみれば、常勤職員が兼務する役員は常勤の役員となるようにも思えるため、常勤職員が非常勤の役員を兼務しているということについては多少違和感を覚えるものの、この区分を変えないことによる問題があるとも思えないため、これ以上は検討しない。

## （2）共済センターについての総括（意見）

公益事業を安価に行うためには国や市からの補助金による運営助成はある程度避けられないと思われるが、これら補助主体の財政状況を考えると、今後、補助金が減額される可能性については考慮しておかなければならない。そういう意味では、第三セクター等とはいえ、国や市からは独立した法人である以上、自立的に存続する仕組みを考える時期に来ていると言えるだろう。仮に、現在、国と市から助成されている補助金 19,072,000 円を単純に加入者数（5,977 人）で割ると、一人当たりの負担増は約 3,200 円/年（266 円/月）であることから、現在の会費 500 円/月を 766 円/月程度に増額するか、あるいは、現在の共済給付支出を整理して支出を圧縮することも考えられる。また、同種の事業を行っている他法人との連合により、スケールメリットを狙うこともひとつの方法と思われる。

財団法人は寄附行為で拠出された財産を運用し、その運用益で自主事業を行うのが原則と考えられるところ、共済センターは財団規模が小さすぎるため、補助金がないと立ち行かないという点にそもそも問題があると思われる。地方都市における共済事業の公益性を考えると、その存在意義にただちに疑問符がつくわけではないものの、上述したように、まずは補助金等に頼らず存続できる仕組みを考えることが重要である。

## 7. 財団法人旭川市水道協会

### 団体の概要

#### (1) 設立目的と出資状況等

(平成19年7月1日現在)

団体名	財団法人 旭川市水道協会		
代表者の氏名	遠田 隆宏	代表者の常勤・非常勤 の別と職	常勤で市のOB
所在地	〒070-0041 旭川市上常盤町2丁目1970番地		
電話	0166 (26) 8523	FAX	0166 (26) 2460
e-mail	soumu@suidoukyoukai.or.jp		
URL	http://www.suidoukyoukai.or.jp		
設立目的	旭川市内における水道及び下水道の円滑な普及と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、もって旭川市上下水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。		
設立年月日	昭和54年4月19日	主な 出資者	旭川市 43.5%
資本金	11,500千円		旭川市管工事業協同組合 43.5%
市の出資額	5,000千円		日本水道協会北海道地方支部 道北地区協議会 13.0%
市の出資割合	43.5%		

#### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤	1		1		1		
	非常勤	8	2	10		2	2	6
	計	9	2	11		3	2	6
職員	常勤			31	22	5		4
	臨時			28				28
	計			59	22	5		32

#### (3) 前年度の主な事業概要

当協会の継続事業として水道及び下水道に関する普及宣伝事業、簡易専用水道検査、メーター検針、給排水工事の受付、審査・検査補助、配水施設等維持管理、下水道施設維持管理等の業務に加え、お客様からの休止開栓等の申込み電話の受付、データの入力、異状水量等の現地調査等の業務を受託し、事業を実施した。

## (4) 財務状況

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収支の状況	当期収入合計	284,547	292,413	289,813
	前期繰越収支差額	59,352	55,781	57,661
	収入合計	343,899	348,194	347,474
	当期支出合計	288,118	290,533	288,384
	次期繰越収支差額	55,781	57,661	59,090
	支出合計	343,899	348,194	347,474
	当期収支差額	△ 3,571	1,880	1,429
財産の状況	流動資産	66,004	68,455	75,696
	固定資産	17,303	16,397	17,297
	資産合計	83,307	84,852	92,993
	流動負債	10,223	10,794	24,285
	固定負債	—	—	27,261
	負債合計	10,223	10,794	51,546
	正味財産	73,084	74,058	41,447
	当期正味財産増減額	△ 4,278	974	△ 32,611

## (5) 主要な事業内容と収入

平成 16 年度から平成 18 年度の 3 年間において、各売上高の内訳の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
1. 基本財産運用収入	3	3	3
2. 事業収入	284,261	292,282	288,660
(1) 普及宣伝事業収入	458	483	578
(2) 簡易専用水道検査収入	4,416	4,470	4,588
(3) 検針業務受託収入	81,931	80,990	—
(4) 旭川市水道局受託収入	195,982	205,205	280,712
(5) 給排水竣工図作成受託収入	1,474	1,134	2,782
3. 雑収入	283	128	1,150
(1) 受取利息	3	4	26
(2) 雑収入	280	124	1,124
合計	284,547	292,413	289,813

## (6) 市の財政的関与の状況 (平成 18 年度)

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考
補助金		—	
委託料	メーター検針業務委託	81,900	
	配水施設等管理業務委託	66,780	
	休止・開栓, 受付入力, 調査業務委託	39,375	
	給排水工事受付・審査・検査等補助業務委託	22,155	
	永山取水施設運転管理業務委託	20,790	
	管理台帳整備等業務委託	20,685	
	水緑施設ほか管理点検業務委託	11,340	
	簡易水道施設管理点検業務委託	6,090	
	下水道普及促進業務委託	4,725	
	量水器払出等関連業務委託	3,570	
	上下水道道路占用図補正業務委託	1,040	
	西神居地区簡易水道検針業務委託ほか	2,840	
	合 計	281,290	
市の貸付金		—	
その他		1,310	
損失補償契約に係る債務残高		—	
損失補償の額		—	
債務保証契約に係る債務残高		—	
債務保証の額		—	

## 監査の結果及び意見

### (1) 役員構成について（意見）

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）の「3. 第三セクター等の人件費」には、「第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。そこで、財団法人旭川市水道協会（以下、「水道協会」という。）の直近 5 年間の役員の構成割合を示すと、次のとおりである。

（単位：人）

年 度	役員数				合 計	うち市出身者 (割 合)
		理事	監事			
平成 18 年度	プロパー	0	0	11	6 (54.5%)	
	市 OB	2	2			
	市派遣	2	0			
	その他	5	0			
平成 17 年度	プロパー	0	0	11	6 (54.5%)	
	市 OB	2	2			
	市派遣	2	0			
	その他	5	0			
平成 16 年度	プロパー	0	0	11	6 (54.5%)	
	市 OB	2	2			
	市派遣	2	0			
	その他	5	0			
平成 15 年度	プロパー	0	0	11	6 (54.5%)	
	市 OB	2	2			
	市派遣	2	0			
	その他	5	0			
平成 14 年度	プロパー	0	0	11	6 (54.5%)	
	市 OB	2	2			
	市派遣	2	0			
	その他	5	0			

(注) 「プロパー」出身の役員はいない。

「市 OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で水道協会へ派遣されている者。

「その他」は、民間会社等から受け入れている者。

「市出身者」は「市OB」と「市派遣」の合計。

なお、上表のうち常勤役員は市OBが就任している理事長1名のみであり、その他はすべて非常勤役員。

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日 総務省）の「3. 第三セクター等の person 費」（4）には、「国の特殊法人等においては、政府が任命権を有する常勤役員について、国家公務員出身者の割合を半数以内にとどめる等の取り組みが行われている。これを踏まえ、第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。また、「第三セクター等に対する行政の関与の方針（第2版）」の第4 関与の方針2 個別事項の運営・指導指針（2）役員の派遣等によれば、「公益法人の役員構成については、当該地方公共団体の出身者（現職職員を含む）の占める割合は理事及び監事の現在数の3分の1以下、評議員については2分の1以内とする指導もあり、必要最小限にとどめなければならない（参考資料「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び同運用指針を参照）」との記載がある。

「団体の概要」に記載したとおり、平成19年7月1日現在では役員総数に占める市出身者は過半数には至っていないものの、前表にあるように、平成19年3月31日までは非常勤役員を含むとはいえ過半数を超えている状況であった。市の現職職員については無報酬であるので、財政的な影響は少ないが、水道協会が独立した事業主体であることの認識、及び民間の経営ノウハウの活用という市の第三セクター等の関与の方針を鑑みると、役員の派遣については検討の余地があると思われる。また、唯一の常勤役員で、なおかつ水道協会から唯一給与を支給されている役員が市OBの就任する理事長である。市からの安定的な収入に基づき運営されている同協会の現状を考えると、理事長職については天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。

さらに、11名いる役員のうち、プロパー職員が理事や監事となっているのはゼロで、水道協会職員のモチベーションを考えると、これが望ましい状況と言えるのか疑問が残る。

なお、評議員については、平成19年7月1日現在、9名中3名が旭川市水道局からの派遣であり、過半数には至っていない。

## （2）事業計画について

「第三セクター等に対する行政の関与の方針（第2版）」によれば、第三セクター等の運営状況の把握・指導に関し、各団体に事業計画の設定を求めている。また、この事業計画は、短期事業計画はもとより、中長期的な事業計画や経営目標を設定するよう指導するこ

とが求められている。

この点に関し、水道協会では、現状では中長期事業計画は作成していない。実態としては、旭川市水道局の財政計画に沿って事業を実施しているということであるものの、水道協会自体の財務内容等についての今後の推移、受託事業の今後の見通し等、財務的な視点からの計画はない。

第三セクター等についても、上記の方針に従った中長期的な事業計画を作成し、広く市民にディスクローズすることが今後求められてくる可能性がないとは言えない。上記の点を考慮した事業計画の作成が望まれる。

### (3) 資金繰り管理について

水道協会では、現状で資金繰り管理用に作成している資料は存在しない。これは、水道局からの受託事業が収入の大半（97%）を占めており、契約に基づき業務の実施に伴う出来高払いによる収入を見込んでいるため年間の収入にブレがないこと、また、支出についてもその大半が人件費であり安定的であることが理由である。

しかし、たとえ安定的な資金収支状況であったとしても、収支が固定化してしまえば今後の事業改善、資金の効率的な配分、運用の検討はできない。現状の安定的な資金収入は、水道局の受託事業がほぼ一者随意契約であることに起因するものであり、今後の事業計画においてそれを前提条件とすることは、委託先を変更するという市の方針に照らして考えても確実とは言えない。したがって、資金繰りの予算・実績管理を組織的に運用して効率的な資金管理を行うことが望ましいと考えられる。中長期的な資金収支表を作成し、それを単年度の資金収支表に落とし込み、毎月の資金繰りについて予算と実績を比較検討するなどして、無駄のない管理を検討すべきである。なお、監査期間中に、上記指摘事項については今後改善し、資金計画書の作成、計画と実績の検証を行っていく方針である旨の回答を得ている。

### (4) 領収証の管理について

水道協会では、売上金の代金回収は原則としてすべて口座振込みにより行っているが、ごくまれに利用者が当法人の窓口で現金を領収することもあるため、所定の領収証を作成し保管している。そこで、未使用領収証の管理方法について調査したところ、未使用領収証は施錠のできるキャビネットに保管されており、特定の責任者のみ開錠できるように管理されていたものの、調査時点では残冊数等を管理する受払簿は作成していなかった。未使用領収証については、それが責任者の管理し得ない場所で取り扱われると、不正受領等現金事故が生じるおそれがある。取り扱いには慎重を期すべきであり、特に受払簿によって残冊数を管理することは重要と思われる。なお、監査現場において当該指摘を行ったところ、これについてはすぐに改善され、現在は未使用領収証の受払管理簿が作成、使用されている。

(5) 消耗品の購入について

直近 3 年間の消耗品購入額の帳簿（総勘定元帳）を閲覧したところ、以下のような購入がされていた。

(単位：千円)

年 度 購入月の区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
4 月～2 月の 11 か月間 における月平均購入額	344	147	117
3 月決算月の購入額	2,383	2,084	2,054
合 計	6,171	3,704	3,343

上表から明らかなように、いずれの年度も決算月を除く月平均購入額に比べて 3 月決算月の購入額が多額になっている。業務上必要なものを購入した結果であれば問題ないし、また、このような購入の仕方は節税対策として多くの会社が行っていることであり、一般の民間企業であれば何ら問題となるところではない。しかし、水道協会の主たる事業が市からの受託事業であり、その受託収入の積算過程で当該消耗品費の金額が影響することを鑑みれば、仮に、業務上真に必要なものでないもの、あるいは上表のタイミングで購入する必要のないものがあつたとすれば、それは予算消化的な物品の購入と見られる恐れがないとは言えない。平成 19 年 3 月末日に資産として計上された貯蔵品は 28 万円であることから、購入消耗品のほとんどが費用計上されたことになる。しかし、実際に購入消耗品が費消されたかどうかは、当法人が各課の消耗品の在庫状況を総括的に物品管理していないので、不明である。経費の費用対効果を検証するために、各課及び本部において、重要な消耗品については受払管理を行い、その支出が予算消化的なものではないことを管理部が総括的にモニタリングすべきである。

(6) 委託業務と外部受注について

平成 18 年度における旭川市水道局が水道協会へ委託した業務の内訳は、次ページのとおりである。これらはすべて、水道協会を相手先とする一者随意契約である。

(単位：円)

業務名	受託金額
石狩川浄水場ほか施設見学対応等業務委託	577,500
メーター検針業務委託	81,900,000
西神居地区簡易水道検針業務委託	745,500
江丹別地区簡易水道検針業務委託	16,590
江丹別地区簡易水道検針業務その2委託	240,535
休止・開栓、受付入力、調査業務委託	39,375,000
量水器払出等関連業務委託	3,570,000
永山取水施設運転管理業務	(※1) 20,790,000
管理台帳整理等業務委託	20,685,000
西神居地区簡易水道ほか施設管理点検業務	(※2) 6,090,000
配水施設等管理業務委託	(※3) 66,780,000
給排水工事受付・審査・検査等補助業務委託	22,155,000
水緑施設他管理点検業務委託	(※4) 11,340,000
下水道普及促進業務委託	4,725,000
上下水道道路占用図補正業務	(※5) 1,039,500
口座振替申込書投函業務委託	199,500
アンケート回収業務委託	735,000
神居町西丘漏水調査業務委託	136,500
江丹別地区簡易水道導水管漏水調査業務委託	73,500
柏木ヶ岡加圧設備停電対応緊急業務委託	52,500
神居町豊里漏水調査業務委託	63,000
合計	281,289,625

また、上記のうち、水道協会が他の業者等に委託した業務（再委託）とその支出額については、次ページのとおりである（上表の※1～※5）。

(単位：円)

前ページとの関係	業務名	委託先	委託内容	支出額	受託金額に対する割合
(※1)	永山取水施設運転管理業務	株丸蔵	永山取水場ポンプ場屋根雪降ろし	33,600	0.4%
		新日章(株)	永山取水浄化槽清掃	44,940	
		小計		78,540	
(※2)	西神居地区簡水ほか施設管理点検業務	(個人)	水質毎日検査	288,000	7.0%
		(個人)	浄水場内除雪	136,500	
		小計		424,500	
(※3)	配水施設等管理業務委託	札幌マ <sup>ド</sup> 地中情報(株)	管路音聴調査	2,772,000	4.3%
		株北海道警備保障	管路音聴の警備 制水弁機能調査の警備 流量測定の警備	123,323	
		小計		2,895,323	
(※4)	水緑施設他管理業務	株丸蔵	施設等の冬囲外	892,500	13.0%
			芝、草刈	299,250	
		株北海道警備保障	作業の警備	60,688	
		株ホクカン	水質検査	220,920	
		小計		1,473,358	
(※5)	上下水道道路占用 図補正業務	山岸青写真(株)	管理台帳マイクロ 引き伸ばし	15,225	1.5%
合計				4,886,946	4.6%

(※2) と (※5) のみ一者随意契約で、他は見積合わせによる随意契約。

上表から、水道協会が市から委託を受けた業務をそのまま再委託している状況は見受けられない。水道協会では、市水道局からの受託業務において、人員・資格・機材等に係る補助的、限定的業務を外部に委託する場合がある。具体的には、作業現場での交通警備等、水質検査、管理施設内の浄化槽点検・汲み取り、遠隔地にある西神居地区簡易水道の毎日の水質検査・除雪等の業務である。

旭川市から水道協会への委託業務に関して、上下水道事業における窓口に関連する一連の業務や水道施設の取水から給水までの一連の管理業務を単体で担える企業、団体は、現状では水道協会のみであるというのが、委託者側である市水道局の認識である。市から水道協会へ委託している個々の業務をそれぞれ検討すると、他の民間業者の検討も考えられる。しかし、一部の業務のみを取り出して別個に委託契約を締結するのは水道施設管理業

務の効率性が損なわれるおそれがあるという考えもある。したがって、平成 18 年度においても市水道局の委託事業については水道協会の一者随意契約となっている。

しかし、第三セクター等である水道協会の側から考察すると、水道協会の平成 18 年度の事業収入 289,813,407 円の 97%以上を市水道局からの受託事業が占めていることになり、当該受託収入を毎期一者随意契約として当法人が請け負うことは、PFI や指定管理者制度の推進を図る市の方針とは乖離するように思われる。水道協会側が言うように、前述した業務を単体で担える企業、団体は、旭川市では現在当法人しかないのかもしれないものの、区分化して業務を検討すれば、競争原理の働く競争入札も検討することができ、それがひいては水道協会自体の経営の効率化につながるとも考えられる。また、一般市民から見ると、一者随意契約という形態は、それが果たして経済的・合理的な判断によって行われたのか、他の業者等に委託すればより効率的だったのではないかと、という疑問を生じさせかねない。

これは、主に委託者側である市水道局の問題となるが、このような問題に対処するためには、業務委託の方法、委託の発注の方法等について広く検討し、それが現状において最善の策であることを常に検討し、その結果について市民に対して説明責任を果たすことに留意すべきである。

#### (7) 福利厚生費の取り扱いについて

水道協会では、平成 18 年度に会計方針を変更し、従来まで事業費（業務管理費）の福利厚生費として計上していた法定福利費（給与、賃金に係る社会保険料、労働保険料等）について、管理費（一般管理費等）の福利厚生費に振り替えて計上している。このため、事業費としての福利厚生費が 2,662 万円から 87 万円に減少している（その分、管理費が増加している）。これは、市水道局からの受託事業に適用している「土木事業委託積算基準」に基づいた変更とのことであるが、結果として、事業費と管理費の給料手当と福利厚生費（法定福利費を含む）の関係は以下のようにになっている。

正味財産増減計算書より

(単位：円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	差額
事業費			
給料手当	148,961,056	143,906,884	△ 5,054,172
賃金	42,867,022	45,323,213	2,456,191
福利厚生費	26,620,097	878,258	△ 25,741,839
管理費			
役員報酬	4,320,000	4,310,000	△ 10,000
給料手当	12,236,006	12,288,000	51,994
退職金	0	3,159,410	3,159,410
賃金	1,547,632	1,574,832	27,200
福利厚生費	2,628,169	28,014,075	25,385,906

前表から、平成 18 年度において、事業費の給与手当にかかる法定福利費が、管理費に振替られており、事業費、管理費それぞれの給与手当と福利厚生費（法定福利費）の対応関係が整合しない結果となっている。

公益法人会計基準の別表 2「正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領」において、正味財産増減計算書の経常費用は事業費と管理費に区分されているが、それぞれに給与手当と福利厚生費の科目が計上されており、福利厚生費はそれぞれの給与手当等に対応するように計上されるべきと思われる。また一般に公正妥当な会計基準とされる「原価計算基準」（昭和 37 年 11 月 8 日 大蔵省企業会計審議会中間報告）においても、健康保険料負担金等は労務費として原価性が認められているものである。したがって、正味財産増減計算書において、事業費に計上された給料手当等にかかる法定福利費は、事業費として計上することが望ましく、今後の決算書においても、給与手当等とそれに係る法定福利費は事業費と管理費で整合性がとれるように計上すべきと思われる。

これについて水道協会及び市水道局の各担当者に質問したところ、水道協会への業務委託の積算額を市水道局が積算する場合には、変更前の区分によって業務管理費と一般管理費の経費率を算定しているため、上記の処理変更は積算額には何ら影響しないとのことであった。また、水道協会の決算書は必ずしも「土木事業委託積算基準」に合わせる必要性がないため、この点からも法定福利費の処理は見直すべきである。

#### （8）水道協会についての総括（意見）

水道協会は市が 43.5%の出資を行い、市職員の派遣や市 OB の役員就任がある第三セクター一等である。上下水道事業における窓口に関連する一連の業務や水道施設の取水から給水までの一連の管理業務を市水道局から受託している団体であり、前述したように、水道協会の平成 18 年度の事業収入（2 億 8,981 万円）は、その 97%以上を市水道局からの受託事業が占めている。市の第三セクター等との関与の方針としては、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（公共サービス）について、積極的に民営化、民間委託等の措置を講ずることとしているので、水道協会に委託している業務についても、今後その検討が課題になると思われる。現状では、旭川市内で前述の業務を単体で担える企業、団体は水道協会以外にはないというのが市水道局の認識であるものの、個々の業務をそれぞれ検討すると、他の民間業者へ委託することが可能な業務もあると考えられる。もちろん、複数の業務を一括して委託することによるコスト削減を否定するわけではないが、競争が働かない一者随意契約を採用することによるコストの上昇や、同一の業者、特に同一の第三セクター等との長年にわたる継続的な契約がもたらす様々な弊害も無視するわけにはいかない。また、市職員や市 OB が役員として就任している団体との一者随意契約という形態にも特に慎重になるべきである。

今後は市水道局と水道協会との一者随意契約の継続を前提にすることなく、常に民間委託等の競争原理が働く仕組みを視野に入れた水道事業の効率化を行っていくべきであり、

またそうした姿勢を市民にアピールしていくことが、市水道局及び水道協会の今後の課題である。

## 8. 財団法人旭川市体育協会

### 団体の概要

#### (1) 設立目的と出資状況等

(平成19年7月1日現在)

団体名	財団法人 旭川市体育協会		
代表者の氏名	増田 一雄	代表者の常勤・非常勤 の別と職	非常勤で市のOB、現 職のいずれでもない
所在地	〒070-0901 旭川市花咲町5丁目 旭川市総合体育館内		
電話	0166 (51) 4545	FAX	0166 (51) 4545
e-mail	Asahikawa-aasal@a-a-s-a.or.jp		
URL	http://www.a-a-s-a.or.jp		
設立目的	旭川市内のスポーツ団体を統括し、スポーツ振興のために必要な 事業を行い、もって、市民の体力の向上とスポーツ精神の普及を図 ることを目的とする。		
設立年月日	昭和60年4月1日	主 な 出 資 者	一般商社等 60.48%
資本金	38,860千円		加盟団体 26.50%
市の出資額	1,000千円		賛助会員 10.45%
市の出資割合	2.57%		

#### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤	1		1		1		
	非常勤	11	2	13		2		11
	計	12	2	14		3		11
職員	常勤			19	19			
	臨時							
	計			19	19			

#### (3) 前年度の主な事業概要

##### ①振興事業

- ・第27回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会兼第21回北海道スポーツ少年団軟式野球交流大会の開催
- ・第27回バーサーロペットジャパンの大会開催関連業務
- ・旭川市民体育の日メイン事業の実施

- ②旭川市総合体育館管理運営事業
- ③スポーツ教室事業
  - ・親子スポーツ教室
  - ・総合体育館スポーツ教室
- ④普及事業
  - ・スポーツカレンダー作成事業
  - ・旭川スポーツリーダーバンク事業
  - ・トレーニング相談事業
- ⑤加盟団体育成事業
  - ・地区体育協会育成事業
  - ・新規加盟団体育成事業
- ⑥表彰事業
- ⑦青少年健全育成事業（旭川市スポーツ少年団特別会計）
  - ・大会開催事業
  - ・講習会等開催事業
  - ・表彰事業
  - ・体力テスト会
  - ・派遣事業

(4) 財務状況

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収支の状況	当期収入合計	32,317	50,394	149,506
	前期繰越収支差額	1,462	1,348	3,368
	収入合計	33,779	51,742	152,873
	当期支出合計	32,431	48,374	132,759
	次期繰越収支差額	1,348	3,368	20,114
	支出合計	33,779	51,742	152,873
	当期収支差額	△ 113	2,019	16,746
財産の状況	流動資産	1,506	3,571	26,446
	固定資産	46,359	46,361	46,701
	資産合計	47,865	49,932	73,148
	流動負債	157	204	6,332
	固定負債	3,157	3,157	3,498
	負債合計	3,314	3,361	9,830
	正味財産	44,551	46,571	63,318
	当期正味財産増減額	47,865	49,932	73,148

前表の収入の内訳を示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
1. 基本財産運用収入	527	527	503
2. 会費収入			
賛助会員会費収入	450	400	390
3. 事業収入			
参加料収入	2,690	3,213	3,447
広告料収入	240	210	190
4. 補助金収入			
補助金収入	18,300	18,300	900
受託料収入	7,982	25,599	115,961
5. 負担金収入			
加盟団体負担金収入	598	574	563
バーサー大会人件費			25,069
6. 寄付金収入	250	250	250
7. 雑収入			
受取利息	1	1	1
雑収入	284	416	575
8. 登録料収入	995	904	917
9. 繰入金収入			740
当期収入合計	32,317	50,394	149,506
前期繰越収支差額	1,462	1,348	3,368
収入合計	33,779	51,742	152,873

上表において、平成 17 年度と平成 18 年度を比較した主な増減要因は以下のとおりである。

上表の「4. 補助金収入」の受託料収入について

旭川市総合体育館の管理について、従来は旭川市が直接管理運営を行っていたが、平成 18 年度より、旭川市総合体育館の管理を指定管理者として財団法人旭川市体育協会(以下、「体育協会」という。)が行い、市から受託料収入 1 億 1,087 万円を受けている。これに伴い、従来補助金収入に含まれていた体育協会自体に対する運営費補助金 1,800 万円は平成 18 年度からは交付されていない。

前表の「5. 負担金収入」のバーサー大会人件費について

バーサーロペットジャパン組織委員会からの収入である。従来、同大会の事務局運営については市の教育委員会ですべて担当していたが、平成 18 年度より体育協会が事務局運営の一部を担うことになった。それに伴う組織委員会からの収入 2,506 万円である。

(5) 市の財政的関与の状況 (平成 18 年度)

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考
補助金	運営費補助金 (※)	600	第 27 回スタルヒン杯争奪野球交流会
	合計	600	
委託料	旭川市総合体育館指定管理業務	110,874	
	旭川市民体育の日メイン事業実施	749	
	大成体育館管理業務	5,196	
	合計	116,819	
市の貸付金		—	
その他		—	
損失補償契約に係る債務残高		—	
損失補償の額		—	
債務保証契約に係る債務残高		—	
債務保証の額		—	

(※) 旭川市総合体育館の指定管理者となった平成 18 年度からは上表の補助金しか交付されていないものの、平成 17 年度までは毎年 1,800 万円程度の補助金が交付されていた。

## 監査の結果及び意見

### (1) 業務上横領事件について

本年度の包括外部監査の実施に先立ち、平成 19 年 7 月 25 日に体育協会に対して準備資料等の依頼を書面にて送付した。内容は会計帳簿一式の用意と、平成 19 年 3 月末時点の金融機関等の残高証明書等の用意等であったが、当該資料を用意する過程において、財務担当責任者による業務上横領事件が発覚した。

事件について体育協会から受けた説明は以下のとおりである。

#### ① 横領した者

財団法人旭川市体育協会 前事務局長（満 54 歳）

採用年月日 昭和 60 年 4 月 1 日（勤続 22 年 3 か月）

#### ② 事実が判明した日

平成 19 年 7 月 25 日 体育協会の独自調査に伴う本人の自供

体育協会では、以前から前事務局長に対して金融機関の残高証明書等の資料提出を要求していたが、本人がこれを無視していた。平成 19 年 7 月 25 日に、今回の外部監査において当該残高証明書等の会計資料の提出を求められたことや、平成 19 年 6 月 28 日に本人から提出された退職願の退職希望日が 9 か月以上も先であったことを不審に思った体育協会の調査により、前事務局長本人が自供に至ったという経緯である（本人は平成 20 年 3 月 31 日付での退職を希望していた）。

#### ③ 調査した者

体育協会の監事、専務理事、事務局参与、元専務理事の 4 名（以下、「調査団」という。）

#### ④ 調査内容

平成 13 年度から平成 18 年度までの過去 6 年間の一般会計及びスポーツ少年団特別会計の支出関係書類と関連する資料等の照合、さらに横領した前事務局長から調査団が直接確認する等の調査を行った。なお、平成 12 年度以前の支出関係帳票等については、平成 17 年度の事務室移転時においてすべて前事務局長により廃棄処分されており、調査不能であるとのことだった。当法人の経理規程第 7 条において、決算書及び会計帳簿は保存期間を 10 年とする旨明記されている。

⑤ 調査結果

横領総額 113件 5,236,562円（発覚したもののみ）

【内訳】

基本財産より	1件	600,000円
平成18年度一般会計、特別会計より	21件	1,295,450円
平成17年度一般会計、特別会計より	39件	1,353,630円
平成16年度一般会計、特別会計より	18件	665,000円
平成15年度一般会計、特別会計より	15件	569,780円
平成14年度一般会計、特別会計より	11件	322,778円
平成13年度一般会計、特別会計より	7件	167,000円
60周年等記念事業準備積立金 (平成14年度50周年記念誌発行残金)	1件	262,924円

基本財産については、法人登記簿謄本と決算資料、さらに金融機関発行の定期預金取引明細書を照合の結果、平成9年度に30万円、平成11年度に30万円を着服していたことが判明した（上記の【内訳】にある「基本財産より」の600,000円が当該金額である。）。

また、各年度の運営資金の横領については、主に経理規程に違反した高額な保管現金（小口現金として保管していた）から横領したものであり、支出票の捏造と領収印の偽装、さらに決裁権限を無視した代理決裁や決裁の省略により着服を重ねてきたとされている。このような代理決裁や決裁の省略は、当法人の内規等で権限が与えられていたわけではないので、前事務局長の独断で行われていたことである。もちろん、それを確認すべき内部管理体制が欠如していた、あるいは形骸化していたことも事件の原因のひとつである。

なお、上記の横領金額については、平成19年8月28日に前事務局長より全額賠償済みである。しかし、この横領金額と件数については、本人の自供によるものがほとんどであり、体育協会の会計帳簿を長年独占して操作し、関係証憑を偽装してきた事実を考慮すると、上記以外にも横領した案件が存在する可能性は否定できないものと考えられる。

⑥ 関係役職員の処分

【当事者（前事務局長）の処分】

平成19年8月1日 事務局長を解く

平成19年8月31日 懲戒免職

### 【役職員の処分】

平成 19 年 11 月 22 日 会長辞任  
平成 19 年 11 月 22 日 副会長辞任  
平成 19 年 11 月 22 日 専務理事辞任  
平成 19 年 11 月 22 日 監事（2 名）辞任

#### ⑦ 当事者の告訴について

刑事訴訟法第 230 条に基づき告訴する。

この件については現在警察と協議中である。そのため、会計帳簿及び関連証憑は、現在すべて警察の管理下にあり、包括外部監査実施中も閲覧はできなかった。

以上が事件の要旨である。この事件は、現時点で判明している限りで過去 6 年間に渡って行われており、それ以前は帳簿が紛失しているため判明しえないとのことである。この間行われていた、体育協会の監事による監査（毎期）、及び北海道教育委員会の監査（平成 14 年度）には、いずれも前事務局長が不正を隠蔽するために帳簿を偽装して提出していたとのことである（補助金交付に伴う旭川市による監査が平成 12 年度において行われているが、この期については、帳簿がすべて破棄されているため、不正の事実は確かめられていない）。

この事件の最大の問題は、当事者が数十年間経理業務をたった一人で担い、それに関する法人の内部統制がまったく機能していなかったことである。この点に関し、体育協会は以下のように認識している。

「本件横領事件を防止することができなかった原因としては、当事者がすべての業務を抱え込み、長期にわたりその権限を集中させていたことにある。さらに、法人の業務を掌理する立場にある専務理事が、その職責を十分に果たしていなかったことが考えられる。今後、改善すべき事項を監事の指摘を基に整理を行い、再発防止と信頼回復に向けて全力で取り組んでまいりたい。」

これに伴い、体育協会が改善事項としてあげている事項は以下のとおりである（したがって、ほとんどの項目が現時点では行われていない）。

- ①流動資産の管理については、通帳の保管と印鑑の保管を別にするなど、相互牽制を徹底すること。
- ②代決処理は必ず後閲をすること。
- ③専務理事の交代時には、必ず引継書を作成し問題点を申し送りすること。
- ④支出済み帳票の点検を行うこと。
- ⑤小口現金の取扱額を最小限とすること。
- ⑥現金の納付があった場合、速やかに銀行口座に入金すること。

- ⑦業務分担の見直しと定期的な業務替えを行うなど、チェック体制の強化を図る。
- ⑧あらゆる機会を通して、職員にコンプライアンスの考え方を徹底させ、資質向上と意識を高めるための研修等を行う。

今後の改善策の内容については、現状、法人内でも検討段階にあるためここで検討はしない。ただし、事件の原因と思われる権限集中と牽制機能の欠如がなぜ起こったのか、また、こうした問題をかかえながらも過去数年間あるいは数十年間にわたって団体としての運営を行っていたのはなぜなのかという、根本的な原因については考えておかなければならない。

権限集中と牽制機能の欠如を引き起こした原因としては、次のように考えられる。すなわち、体育協会が法人化された昭和60年から平成13年までの約16年間にわたって専務理事を含め3名の職員体制で業務を行っていたものの、プロパー職員として長く勤務する者は前事務局長1名のみで、専務理事も4年程度で交代していたため前事務局長に権限が集中し、協会自身が言うように法人の業務を掌握すべき専務理事がその職責を十分に果たさなかった結果牽制機能が欠如することになったためであろう。業務を行う人員数が限られるのはやむをえないと思われるものの、第三セクター等の役員は決して名目的な役職ではなく、相応の責任を負担しなければならないということを、端的に示していたのではないだろうか。

それでは、上述したような体制のもとで団体としての運営をこれまで行っていたのはなぜであろうか。この点について監査人は、体育協会の収入のほとんどが市からの補助金と市からの一者随意契約による業務委託収入から構成され（平成17年度まで）、他に競合する団体等が存在せず、市場競争がなかったためではないかと推察する。すなわち、法人の運営において緊張感が欠如していたということができないのではないだろうか。仮に、毎年競争入札等により収入が必ずしも確実ではないという状況であれば、効率的な法人運営を心がけ無駄な支出がないよう会計帳簿にも関心が増したのではないかと思われる。最近では、一般民間企業においても不正事件が後を絶たないが、民間企業であれば、このような不祥事が発覚した場合は市場の競争原理が働いて、信用力の低下に伴う経営成績の悪化等、少なからず市場からの制裁があり事業を脅かすことになるであろう。しかし、体育協会では、市からの受託事業について平成18年度から5年間の協定を締結しているため、事件後も受託事業は継続することになる。事件直後は法人内部でも、また法人外部でもその改善策に関心が高まっているので、実際に組織的に改善されることが予想されるが、問題はその改善策が継続して運用されていくことである。したがって、これについては監督機関としての市がそのモニタリングを行うことが重要である。具体的には、市の受託契約において、組織的な改善状況について当法人が市に報告し、市がそれに対する評価を行い、その評価結果において契約内容の見直しを行うことができる等の条項を設定するなど、市のモニタリング機能を働かせる必要があると思われる。

なお、第三セクター等をテーマとする本年度の包括外部監査が、業務上横領事件の発覚にどの程度影響を与えたのかは定かでないものの、第三セクター等を監査テーマとして選定した旨の通知は平成19年6月21日に提出しているため、前事務局長が退職願を提出した平成19年6月28日時点では、体育協会を含む第三セクター等に対する外部監査が行われることを前事務局長本人は知っていたはずである。

(2) 個人情報保護規程について

旭川市における個人情報の保護については、旭川市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第8号）が定められている。当条例の第36条では旭川市が出資する法人についても、「市が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。」と定められており、また、旭川市個人情報保護条例施行規則（平成17年9月9日規則第50号）の第21条では「条例第36条の規則で定めるものは、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、別表第2に掲げるものとする。」として、これが適用される出資法人が掲げられている。

別表第2（第21条関係）

名 称
株式会社旭川振興公社
株式会社旭川保健医療情報センター
株式会社旭川産業高度化センター
旭川空港ビル株式会社
財団法人道北地域旭川地場産業振興センター
財団法人旭川生活文化産業振興協会
財団法人旭川市勤労者共済センター
財団法人旭川市水道協会
財団法人旭川市体育協会
財団法人旭川市公園緑地協会
財団法人旭川河川環境整備財団
旭川市土地開発公社

以上のように、旭川市の条例では体育協会についても市に準じた保護措置を講じなければならないことが定められているところ、同協会では平成19年9月現在で個人情報保護に関する規程が作成されていない。個人情報の保護措置をとることと規程の作成とは直接結びつくわけではなく、上記条例でも規程の作成が要請されているわけではない。しかし、その妥当性はともかく、第三セクター等は市の事務を受託する場合や市の指定管理者となる場合が多く、個人情報の取り扱いについては一般の民間企業以上に注意が払われるべき

と考えられているからこそ市に準じた保護措置を講じることが要請されているのである。したがって、個人情報の保護についてはその取り扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。

(3) 役員構成について（意見）

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日 総務省）の「3. 第三セクター等の人件費」には、「第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。そこで、体育協会の直近5年間の役員の構成割合を示すと、次のとおりである。

(単位：人)

年 度	役員数	理事	監事	合 計	うち市出身者 (割 合)
平成18年度	プロパー	0	0	15	2 (13.3%)
	市OB	1	1		
	市派遣	0	0		
	その他	12	1		
平成17年度	プロパー	0	0	15	2 (13.3%)
	市OB	1	1		
	市派遣	0	0		
	その他	12	1		
平成16年度	プロパー	0	0	15	2 (13.3%)
	市OB	1	1		
	市派遣	0	0		
	その他	12	1		
平成15年度	プロパー	0	0	15	2 (13.3%)
	市OB	1	1		
	市派遣	0	0		
	その他	12	1		
平成14年度	プロパー	0	0	15	2 (13.3%)
	市OB	1	1		
	市派遣	0	0		
	その他	12	1		

(注)「プロパー」出身の役員はいない。

「市OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で体育協会へ派遣されている者。

「その他」は、各種スポーツ団体等から受け入れている者。

「市出身者」は「市OB」と「市派遣」の合計。

なお、上表の理事・監事のうち常勤役員は市OBが就任している専務理事1名のみであり、その他はすべて非常勤役員。

前表によれば、平成18年度までは15名いる役員のうち市出身者は2名のみであり、この結果を見る限りは、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日 総務省）に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みが行われているとは言える。しかし、給与が支給されているのは市OBが就任する常勤役員1名のみであり、設立から20年以上経過した現在の体育協会が果たしている役割や、さらには今後の体育協会のあり方まで考えるとき、市OBが就任している現在の理事職については、天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。

また、15名いる役員のうち、プロパー職員が理事や監事となっているのはゼロで、これは現在の職員の年齢が若いという事情もあるだろうが、今後もこうした状況が続くとすれば、体育協会職員のモチベーションを考えると、これが望ましい状況と言えるのか疑問が残る。

#### （4）業務委託について

平成17年度、平成18年度の当法人の業務委託の内容は、次ページのとおりである。

(単位：円)

業務委託の発注者 委託業務名	平成 17 年度	旭川市 (注)	平成 18 年度	旭川市体育協会
	契約方法	契約金額	契約方法	契約金額
清掃業務	指名競争入札	16,716,000	一者随意契約	15,888,600
環境衛生管理業務	指名競争入札	645,750	一者随意契約	573,300
機械警備業務	一者随意契約	453,600	一者随意契約	385,560
緑地維持管理業務	指名競争入札	1,564,500	一者随意契約	1,501,500
自動扉保守点検業務	一者随意契約	183,750	一者随意契約	174,300
ウインドオペレータ ー保守点検業務	一者随意契約	184,800	一者随意契約	176,400
ボイラー洗缶業務	指名競争入札	871,500	一者随意契約	766,500
体育器具保守点検業務	一者随意契約	131,250	一者随意契約	126,000
空調設備用自動制御 機器保守業務	指名競争入札	567,000	一者随意契約	483,000
地下タンク及び埋設配 管一括漏洩検査業務	一者随意契約	97,650	一者随意契約	63,000
小計		21,415,800		20,138,160
消防用設備等点検業務	—	—	一者随意契約	657,510
合計		21,415,800		20,795,670

(注) 平成 17 年度までは旭川市が直接、総合体育館の管理運営を行っており、上記委託業務の受託者は体育協会以外の業者である。平成 18 年度は体育協会が指定管理者となって総合体育館の管理運営を行っており、体育協会が他の業者へ委託している。

上表のとおり、平成 18 年度において体育協会が委託した業者については、すべて一者随意契約によるものである。これらの業者に対する発注については、専務理事までの決裁を必要とした申請・承認が稟議書によって行われているが、平成 18 年度の場合、上表の委託先 11 社のうち、8 社について、平成 17 年度からの継続契約先であることを理由に各契約約款及び仕様書等の検討は省略し、見積書の金額が予算の範囲内か否かによって決定している。

確かに、機械警備等に関しては、当初の設置業者に保守管理を委託することが業務として効率的であるなど、業務内容によっては一者随意契約が合理的である場合もある。また、平成 18 年度は体育協会が指定管理者となって 1 年目であり、指名競争入札等を実施するためのノウハウが不足していたという事情もあろう。しかし、単に見積金額が予算内であるというだけで業者を決定してしまうことは、業者の見積金額が妥当かどうかについての検討が不十分で、契約額が適正であることについての心証を得られないと思われる。随意契

約によるのであれば、同業他社との見積合わせを行うことによってその業務の市場価額というものを把握すべきであり、経費削減効果を図るためには単に予算の範囲内であるということだけでなく、相手先がどれほど見積金額に企業努力を反映させているのかを検討すべきである。したがって、業務委託については費用対効果も考慮した上で競争入札を原則とし、単に見積金額の大小のみならず、仕様書等によるサービスの内容も勘案し、限られた業務委託費から最大の効果を生み出すよう、慎重に業者を選定すべきである。体育協会は平成18年度より市の指定管理者となって旭川市総合体育館を管理しており、今後、業務委託において業者を選定する際には、上記のような点に留意してほしい。

(5) 特別会計の設定について

現状では、当法人で特別会計を設けているのは「旭川市スポーツ少年団」のみである。体育協会では、平成18年度において以下のような補助金収入、受託金収入及び負担金収入がある。

旭川市からの補助金収入	600,000 円	旭川市東光スポーツ公園軟式野球場「旭川ドリームスタジアム」落成記念第27回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会第28回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会北海道予選
旭川市からの受託料収入	115,960,644 円	1. 総合体育館指定管理業務 110,873,794 円 2. 大成市民センター体育館管理運営業務 4,763,450 円 3. 市民体育の日 コンピューター健康体力測定 323,400 円
バーサー大会人件費負担金収入	25,069,000 円	バーサーロペットジャパン組織委員会からの運営負担金収入

このうち、金額の大きい「旭川市からの受託料収入」及び「バーサー大会人件費負担金収入」について、その対象となる費用については、一般会計の「事業費」に一括して計上されており、区分していない。したがって、当該収入に対する費用が実際どれほど発生しているか、収支の状況が決算書からは不明確となっている。

公益法人会計基準第1の4によると、「公益法人は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。」とされている。これにより、公益法人は、特定の目的のために特別会計を設けることができるものとされているが、次のような場合は、特別会計を設けることが望ましいと思われる。

- ① 法令等により会計の区分が求められる場合
- ② 補助事業・委託事業等で交付要領等により決算報告が求められる場合
- ③ 法人税の収益事業を営む場合
- ④ 指定管理者制度による公の施設に関する会計を行う場合

特別会計を設けることで、特別会計ごとに収支計算及び財産計算を行い、受託された事業ごとの活動状況を明確に把握することができる。また、このような決算書を作成すること自体が、適正な開示により受託責任を遂行することにもなると考えられる。

上記2つの収入については、平成18年度から開始された事業であるが、今後は、これらについて「スポーツ少年団本部」のように特別会計を設定して、収支状況が第三者にも明確になるよう決算において開示することが望ましい。ただし、特別会計を細かく増やすと事務作業が煩雑になるので、費用対効果を勘案して適当な区分を検討することが必要である。

#### (6) 決算書の妥当性について

体育協会の平成19年3月31日現在の貸借対照表および財産目録に計上されている資産の実在性について検証を試みた。その結果、定期預金についてはすべての定期預金証書及び通帳と財産目録とを突合できたが、基準日時点の残高の実在性を示す金融機関等の残高証明書等については、前述したように、会計帳簿及び関連証憑がすべて警察の管理下にあるため、現物を確認することはできなかった。また、国債の残高についてはすべて保護預かりとなっているため、確認できるものは預け先の残高証明書のコピーしかなかったものの、当該コピーと財産目録とを突合せた結果、残高は合っていた。

結果的に、今回の監査では、体育協会の会計帳簿等が警察に押収されていたため、貸借対照表に計上されている資産の実在性についての確認を十分には行えなかった。その他、収支計算書に記載されている内容についても、十分な監査が行えなかった。

なお、今回の監査については上述したような状況であったが、そもそもこれまでも上記のような帳簿残高と関連証憑との法人内部における確認については形骸化しており、記帳担当者（前事務局長）が残高証明書の管理・保管まで一手に引き受けていた組織体制には問題があったと思われる。会計における内部統制の基本は、ひとつの取引事実の記帳につき、複数の者が関与すること、すなわち、相互牽制を働かせることである。今後の組織的な改善の取り組みにあたっては、このような内部統制手続の徹底についても再度検討する必要がある。

#### (7) 現金の管理について

体育協会は旭川市総合体育館の窓口で利用者から利用料金を受領したり、施設に設置してあるコピー機の使用料の回収等、現金を取り扱う機会が多いので、監査日当日の現金に

ついて監査を行い、現金管理の状況を検証した。

その結果、コピー代金の回収にかかる現金について、管理簿上の金額 24,498 円に対し実際残高が 24,028 千円と 470 円の不一致が生じていた。差異金額は少額であったものの、問題となるのは、当該差異金額についてその原因を調査当日には解明できない状況にあったことである。調査時点では、当該現金に関する帳簿残高と実際現金残高の照合は 1~2 週間に一度程度であり、不定期であった。これは、現金の管理体制として問題があると言わざるをえない。金額的には僅少であるかもしれないが、毎日動きのある現金を 1 日ごとあるいは週ごとに回収して現金のカウントを行い、帳簿残高との一致を確かめる手続が必要である。

この点に関し、今後の管理体制では、日次の締切手続による照合を行う予定であるという回答を得ている。

#### (8) 決算公告等の情報公開について

体育協会では、現在決算公告を行っていない（なお、財団法人の決算公告については株式会社のように法令等で強制されていない）。また、従来から、体育協会の財政状態については、不正事件を起こした前事務局長が不正隠蔽のため収支計算書以外は一切どこにも提出していなかった。理事会及び評議員会における決算報告事項においても貸借対照表及び財産目録は提出されず、監事監査、北海道教育委員会の監査等、過去の監査については、偽装した貸借対照表、財産目録を提出していたということである。体育協会の寄附行為では、第 30 条の 3 において「会長は、毎事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録に監事の意見をつけて、これを評議員会に報告しなければならない。」と規定されている。当該規定の直接の違反者は、前事務局長本人であるものの、これを容認していたことを鑑みると、理事会、評議員会におけるチェック機能が欠如していた点は指摘せざるをえない。寄附行為の規程に違反していたことは財団法人として論外であり、存在自体を問われる行為ではあるものの、今回の事件により体育協会は組織運営の体制改善を図っており、今後は遵守されることと思われるので、ここでは過去の寄附行為違反についてこれ以上は言及しない。

今後の決算公告等情報公開については、市の方針である「第三セクター等に対する行政の関与の方針（第 2 版）」において記載されている積極的な取り組みが必要不可欠である。これによれば、市の出資法人等に対し、旭川市情報公開条例に則り、経営状況を説明する文書等その他保有する文書の情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう求めることが規定されていることから、市に準じた情報公開制度を第三セクター等に対して求めている。また、第三セクター等のうち公益法人については、その設立目的などから相応の社会的責任を有しており、自らの業務や財務等に関する情報を自主的に開示する必要があることから、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」において「公益法人は、業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること」とされ、「イ

インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」において、「最新の業務及び財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請を行う」とされている。以上より、市の方針としては、以下のような情報公開を公益法人に求めることとしており、体育協会は今後これを遵守しなければならない。

(ア) 備え置く資料等	<table border="0"> <tr> <td>a 寄附行為</td> <td>f 貸借対照表</td> </tr> <tr> <td>b 役員名簿</td> <td>g 財産目録</td> </tr> <tr> <td>c 事業報告書</td> <td>h 事業計画書</td> </tr> <tr> <td>d 収支計算書</td> <td>i 収支予算書</td> </tr> <tr> <td>e 正味財産増減計算書</td> <td></td> </tr> </table>	a 寄附行為	f 貸借対照表	b 役員名簿	g 財産目録	c 事業報告書	h 事業計画書	d 収支計算書	i 収支予算書	e 正味財産増減計算書	
a 寄附行為	f 貸借対照表										
b 役員名簿	g 財産目録										
c 事業報告書	h 事業計画書										
d 収支計算書	i 収支予算書										
e 正味財産増減計算書											
(イ) 備え置く期間等	<table border="0"> <tr> <td>a 寄附行為、役員名簿：</td> </tr> <tr> <td>可能な限り最新の状態で、常に備えておく</td> </tr> <tr> <td>b 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録：</td> </tr> <tr> <td>当事業年度の終了後3か月以内に備え、5年間備えて置く</td> </tr> <tr> <td>c 事業計画書、収支予算書：</td> </tr> <tr> <td>当事業年度の開始後、原則として、3か月以内に備え、次事業年度の事業計画書が備えられるまで、備えておく。</td> </tr> </table>	a 寄附行為、役員名簿：	可能な限り最新の状態で、常に備えておく	b 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録：	当事業年度の終了後3か月以内に備え、5年間備えて置く	c 事業計画書、収支予算書：	当事業年度の開始後、原則として、3か月以内に備え、次事業年度の事業計画書が備えられるまで、備えておく。				
a 寄附行為、役員名簿：											
可能な限り最新の状態で、常に備えておく											
b 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録：											
当事業年度の終了後3か月以内に備え、5年間備えて置く											
c 事業計画書、収支予算書：											
当事業年度の開始後、原則として、3か月以内に備え、次事業年度の事業計画書が備えられるまで、備えておく。											
(ウ) インターネットによる公開	最新の業務及び財務に関する資料((ア)に掲げる資料等)について、可能な限りホームページに掲載することにより公開するよう求めることにする。										

現状の体育協会のホームページを閲覧すると、主な事業活動の記載はあるが、上記のような情報は公開されていない。特に、今回の横領事件による顛末、今後の当法人の取り組み姿勢等については、市民の関心が高いことも当然ながら、当法人としての信頼回復の手段としても、是非公開するべきであると考えます。この点に関し、体育協会では、平成20年度より決算公告の開示を予定している旨の回答を得ている。

#### (9) 固定資産の減価償却について

体育協会の貸借対照表及び財産目録には、「什器備品」124万円、「車両運搬具」185万円が計上されているものの、これらについての減価償却が行われていない。また、什器備品については、取得価額が10万円未満の少額な物品が多数計上されており、そのほとんどが実在性の確認できない物品である。固定資産管理についても、横領事件の当事者が単独で管理していたらしく、固定資産管理台帳等の帳票が存在しない。なお、車両運搬具につい

ては、当法人所有の車両1台につき現物を確認した（所有は1台のみ）。

このような状況を勘案すると、平成19年3月末時点で計上されていた「什器備品」については、資産性がないものとして、全額除却処理すべきである。この点に関しては、体育協会側でも認識しており、平成19年度において当該什器備品については、すべて除却処理を行う方針であることを確認している。また、車両運搬具に計上されている車両については、適正な減価償却計算を実施すべきである。この点に関しても、平成20年度において減価償却を開始するという回答を得ている。

#### (10) 退職給付引当金について

平成19年3月末時点における負債としての「職員退職給与引当金」残高は3,498,301円であり、これについては資産として同額の預金「職員退職積立預金」が計上されている。なお引当金残高については、内規に基づく期末要支給額を計上しており、引当不足はない。

体育協会が引当金と同額を預金として積み立てているのは資金確保の安全性から自主的に行っているものであるが、公益法人会計基準等、一般に公正妥当と認められる会計基準における引当金の趣旨は、当該金額を内部留保として計算上確保しておくことにあり、実際に退職給付引当金相当額を預金として確保することを強制しているわけではない。確かに、長期的には必要となる資金であり、営利追求を目的としない財団法人としては預金で確保しておくことの意義はある。しかし、指定管理者制度等により、体育協会も他の民間企業と経営効率化の面で競争する立場にあることを鑑みると、当該積立預金についてその全額を拘束しておくという考え方は、資金管理の面では非効率となる可能性もある。資産維持の安全性も考慮しつつ、積立金の一部を運用可能な余剰資金とすることも、検討の余地があると思われる。

#### (11) 減価償却引当定期預金について

「(9) 固定資産の減価償却について」で述べたとおり、体育協会は過去に適正な減価償却計算を実施していない。したがって、固定資産に計上されている「減価償却引当定期預金」125万円についても、その算定根拠については不明確であり、定期預金として拘束させている意味はない。新公益法人会計基準では減価償却は必須の事項となっているため、体育協会においても平成18年4月1日を基準として減価償却を実施する必要がある。「減価償却引当定期預金」については、体育協会の基本財産として区分していない以上、特に中長期的な使用目的がないのならば、流動性預金として他の預金同様、運転資金として法人の運営に活用すべきである。なお、新公益法人会計基準では、減価償却は資産の減少とはみなさないため、減価償却に見合う預金を積み立てておくことは強制されていない。

#### (12) 決算書の信憑性と会計システムについて

平成19年度現在、体育協会の会計帳簿はすべて手書きによるものであり、伝票は市販の

3 伝票制のものを使用している。そして、平成 18 年度決算まで、決算書はすべて前事務局長がワープロで作成していたということである。

一般事業会社及び公益法人等の団体において、現在、経理業務にコンピューターを使用していない団体はほとんどないといっても過言ではないと思われる。決算書が担当者個人によりワープロで作成されていて、会計帳簿との連動性がまったくない状態であれば、いくら会計伝票に多くのものが承認印を押印していても、その決算書の信頼性は担保されることはない。このような状態で信頼性のある決算書を作成しようとする、会計伝票から元帳、試算表、そして決算書の作成において相当の人的検証作業が必要となるが、それを行うことは非効率であり、また、非現実的である。市から 1 億円以上の事業を受託しながら、数万円で導入可能な市販の会計ソフトを使用せずに業務を遂行することは、財産保全の受託責任を全うしていないとも受け止められかねない。

会計記録の信頼性を確保するために、早急に会計システムを導入して、正確かつ効率的に経理業務を改善すべきである。なお、これについては、早急に改善する予定である旨の回答を得ている。

#### (13) 資金繰り管理について

体育協会では、現状で資金繰り管理として作成している資料は存在しない。上述したとおり、以前は前事務局長が単独ですべての経理関係の業務を行っていたので、前事務局長が個人的に作成しているものはあったということであるが、法人として作成、承認しているものはないということである。今回の事件を踏まえ、法人の資金繰りに関して組織的に管理するため、資金繰り表の作成を行うことが望ましい。

なお、一般には中長期的な資金収支表を作成し、それを単年度の資金収支表に落とし込み、毎月の資金繰りについて予算と実績を比較検討するなどして、無駄のない管理を検討すべきである。

#### (14) 中長期計画の作成について

「第三セクター等に対する行政の関与の方針（第 2 版）」によれば、市の所管部局による第三セクター等の運営状況の把握・指導に関し、各団体には事業計画の設定を求めている。また、この事業計画は、短期事業計画はもとより、中長期的な事業計画や経営目標を設定するよう指導することが求められている。

この点に関し、体育協会では、「指定管理業者指定申請書」において平成 22 年度までの収支予算計画は作成しているものの、これはあくまで収支に限った事業計画であり、設備投資計画等、貸借対照表項目についても考慮した中長期事業計画は作成していない。

第三セクター等についても上記の方針にあるような中長期的な事業計画を作成し、広く市民にディスクローズすることが今後求められてくる可能性がないとは言えない。したがって、上記の点を考慮した事業計画の作成が望まれる。

(15) 体育協会についての総括（意見）

体育協会は平成 18 年度より旭川市総合体育館の管理業務を指定管理者として受託し、旭川市から受託料収入を受けている。契約に基づく管理の期間は現状では平成 18 年度から 5 年間の継続契約であり、体育協会は、契約に則れば今後 4 年間は当該業務を受託できることになる。市は、第三セクター等との関与の方針について、積極的な情報公開を推進し、財政状態の健全化に取り組むことを明記しているが、体育協会では今回、過去数年にわたって業務上横領事件が行われていたことが発覚し、経理における管理体制、情報公開の姿勢が疎かであったことが露呈された。今回の監査では、この事件の影響で会計帳簿等の資料が閲覧不能となってしまったが、監査上は、組織運営上の問題点、今後の課題が発見された。他の自治体において、総合体育館の管理運営を民間業者に委託している事例もあることを鑑みると、今後、市が体育協会と継続して指定管理者としての契約を締結するためには、二度と同じような事件が起きないように組織管理体制の整備を行い、それを説明する必要があるし、またそうしない限り、市民の理解を得られないと思われる。今後の対応のあり方が、第三セクター等としての体育協会の存在意義、市の第三セクター等への関与について問われることになる。

## 9. 財団法人旭川市公園緑地協会

### 団体の概要

#### (1) 設立目的と出資状況等

(平成19年7月1日現在)

団体名	財団法人 旭川市公園緑地協会		
代表者の氏名	山脇 兼治	代表者の常勤・非常勤 の別と職	常勤で市のOB
所在地	〒070-0901 旭川市花咲町3丁目		
電話	0166 (52) 1934	FAX	0166 (55) 0550
e-mail	info@asahikawa-park.or.jp		
URL	http://www.asahikawa-park.or.jp		
設立目的	旭川市の公園緑地事業の普及発展を図り、公園緑地思想を啓蒙し、進んで公園緑地事業に協力しながら、その弾力的な運営により、施設の効率的な活用と多角的サービスを果たすとともに、これらの健全な発展に寄与するために、公益の実施機関として設立		
設立年月日	昭和59年4月2日	主 な 出 資 者	旭川市 100%
資本金	20,000千円		
市の出資額	20,000千円		
市の出資割合	100%		

#### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤	1		1		1		
	非常勤	8	2	10		1	1	8
	計	9	2	11		2	1	8
職員	常勤			27	20	3		4
	臨時			139				139
	計			166	20	3		143

#### (3) 前年度の主な事業概要

##### ① 公園緑地維持管理業務

旭川市内の公園の維持管理業であり、平成18年度は415箇所(園)の公園が対象であった。管理対象となるのは公園内の樹木、芝生等の植物、遊具施設、運動施設(野球場、陸上競技場、プール等)、教養施設(植物園、自然生態園、体験学習施設等)、管理施設(管

理事務所、倉庫等) などである。

主な業務としては、維持管理業務（植物の維持管理、施設の維持管理、遊具・機械及び電気設備等の保守点検業務、公園内の清掃、公園内の警備、公園内の施設等の修繕）と利用管理業務とがある。

## ② 収益事業

市営の野球場であるスタルヒン球場等のスポーツ施設内での売店経営、公園内の自動販売機設置業務によって収益をあげている。

当該収益事業は、財団法人旭川市公園緑地協会（以下、「公園緑地協会」という。）が管理している市営公園内で行っているものであり、指定管理者業務仕様書のなかで、行うことが認められている。今後、公園維持管理業務を行う指定管理者が変われば、公園緑地協会が行うことはできなくなるものと思われる。

## ③ 公益事業

公園愛護思想の普及と公園の利用促進を図るために、公園緑地協会の自主事業として「旭川市の公園」絵画展の実施、緑の講習会の開催、雪上パークゴルフ場の設置などを行っている。

## (4) 財務状況

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収支の状況	当期収入合計	831,519	833,345	816,338
	前期繰越収支差額	14,022	13,280	13,355
	収入合計	845,541	846,625	829,693
	当期支出合計	832,261	833,270	810,248
	次期繰越収支差額	13,280	13,355	19,445
	支出合計	845,541	846,625	829,693
	当期収支差額	△ 742	75	6,090
財産の状況	流動資産	52,487	61,273	58,999
	固定資産	161,692	169,550	152,911
	資産合計	214,179	230,823	211,910
	流動負債	38,012	46,436	38,135
	固定負債	75,522	82,649	89,994
	負債合計	113,534	129,085	128,129
	正味財産	100,645	101,738	83,781
	当期正味財産増減額	8,474	1,093	△ 17,956

(5) 財産の状況の主な内訳

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
流動資産	52,487	61,273	58,999
現預金	49,654	51,963	56,633
その他	2,832	9,310	2,364
固定資産	161,692	169,550	152,911
基本財産	20,000	20,000	20,000
退職給付積立預金	75,522	82,648	89,993
財政調整資金積立預金	32,200	32,200	32,200
その他の固定資産	33,970	34,701	10,717
資産計	214,179	230,823	211,910
流動負債	38,012	46,436	38,135
未払金	34,543	43,127	34,732
その他	3,468	3,309	3,402
固定負債	75,522	82,649	89,994
退職給付引当金	75,522	82,648	89,994
負債計	113,534	129,085	128,129
正味財産	100,645	101,738	83,781
負債・正味財産計	214,179	230,823	211,910

平成 17 年度までは有形固定資産の減価償却を行っていなかった。また、平成 18 年度は過年度分の減価償却 2,001 万円を行ったため、その他固定資産が減少している。

(6) 損益の状況

正味財産増減計算書に基づいて平成 18 年度の損益計算書を作成すると次ページのようになる。

なお、一般会計の受託事業とは、旭川市から受託している公園緑地維持管理業務並びに歩くスキーコース管理業務である。

(単位：千円)

	一般会計				特別会計 (収益事業)	合計
	管理部門	公益事業	受託事業	小計		
事業収入	—	—	758,619	758,619	55,389	814,008
その他収入	—	—	2,318	2,318	16	2,334
経常収入計	—	—	760,937	760,937	55,400	816,337
人件費	28,604	—	343,393	371,997	4,197	376,194
委託費	—	118	104,637	104,755	—	104,755
その他	24,305	7,812	256,846	288,962	42,623	331,585
経常経費	52,909	7,930	704,876	765,714	46,820	812,534
経常収支	△ 52,909	△ 7,930	56,061	△ 4,777	8,580	3,803
特別損失	—	—	20,012	20,012	—	20,012
税引前利益	△ 52,909	△ 7,930	36,050	△ 24,789	8,580	△ 16,209
法人税等	1,747	—	—	1,747	—	1,747
税引後利益	△ 54,656	△ 7,930	38,800	△ 26,536	8,580	△ 17,956

(注) 受託事業費の人件費には、退職給付費用 7,345 千円が含まれている。

受託事業費のその他には減価償却費 3,972 千円及び寄付金 2,741 千円（当期取得した固定資産を旭川市に寄付している）が含まれている。

過年度分の減価償却費 20,011 千円は特別損失に計上している。

なお、特別会計部門も課税の対象であるが、法人税等については便宜的に一般会計の管理部門にまとめて計上している。

#### ① 収益構造について

公園緑地協会の収入源は、特別会計の収益事業と一般会計の旭川市からの受託事業である。前述したように、指定管理者であることが収益事業を行う前提になっていることを考えると、収益事業も旭川市に依存している。それを踏まえると、公園緑地協会は収入の 100% を旭川市に依存していることになる。

平成 18 年度の特別会計の経常収支は 858 万円の黒字であり、一般会計の受託事業の経常収支は 5,606 万円の黒字である。管理部門費は本来、各事業に配賦されるべきであろうが、実態としてはほとんどが一般会計の受託事業に対応するものと思われるため、管理部門費も取込んだ受託事業の経常収支は 315 万円の黒字である。

したがって、特別会計と一般会計の受託事業の黒字によって、公益事業費が賄われていると言える。

#### ② 収益事業

公園内の売店及び自動販売機に基づく収益であり、毎期、数百万円程度の利益があがっている。今後、公園管理を公園緑地協会以外の第三者が行うことになった場合には、当該

第三者が事業を行うことになるため、将来、公園緑地協会の事業ではなくなる可能性もある。

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
販売収入	62,459	48,383	55,400
販売費用	54,328	42,269	46,820
税引前収益事業利益	8,131	6,114	8,580

(注) 販売費用には、間接経費（管理部門費）は含んでいない。

(7) 市の財政的関与の状況（平成 18 年度）

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考
補助金		—	
委託料	都市公園指定管理者業務	756,057	土木部公園みどり課
	歩くスキーコース管理業務	2,562	生涯学習部スポーツ課
	合計	758,619	
市の貸付金		—	
その他		—	
損失補償契約に係る債務残高		—	
損失補償の額		—	
債務保証契約に係る債務残高		—	
債務保証の額		—	

## 監査の結果及び意見

### (1) 個人情報保護規程について

旭川市における個人情報の保護については、旭川市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第8号）が定められている。当条例の第36条では旭川市が出資する法人についても、「市が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。」と定められており、また、旭川市個人情報保護条例施行規則（平成17年9月9日規則第50号）の第21条では「条例第36条の規則で定めるものは、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、別表第2に掲げるものとする。」として、これが適用される出資法人が掲げられている。

別表第2（第21条関係）

名 称
株式会社旭川振興公社
株式会社旭川保健医療情報センター
株式会社旭川産業高度化センター
旭川空港ビル株式会社
財団法人道北地域旭川地場産業振興センター
財団法人旭川生活文化産業振興協会
財団法人旭川市勤労者共済センター
財団法人旭川市水道協会
財団法人旭川市体育協会
財団法人旭川市公園緑地協会
財団法人旭川河川環境整備財団
旭川市土地開発公社

以上のように、旭川市の条例では公園緑地協会についても市に準じた保護措置を講じなければならないことが定められているところ、同協会では基本的な考え方を明らかにした文書があり、これを団体の概要に記載したホームページでも公表しているものの、平成19年8月現在で個人情報保護に関する規程が作成されていない。個人情報の保護措置をとることと規程の作成とは直接結びつくわけではなく、上記条例でも規程の作成が要請されているわけではない。しかし、その妥当性はともかく、第三セクター等は市の事務を受託する場合や市の指定管理者となる場合が多く、個人情報の取り扱いについては一般の民間企業以上に注意が払われるべきと考えられているからこそ市に準じた保護措置を講じることが要請されているのである。したがって、個人情報の保護についてはその取り扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。

(2) 役員構成について（意見）

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）の「3. 第三セクター等の人件費」には、「第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。そこで、公園緑地協会の直近 5 年間の役員の構成割合を示すと、次のとおりである。

(単位：人)

年 度	役員数			合 計	うち市出身者 (割 合)
		理事	監事		
平成 18 年度	市 OB	1	1	11	3 (27%)
	市派遣	1	0		
	その他	7	1		
平成 17 年度	市 OB	1	1	11	3 (27%)
	市派遣	1	0		
	その他	7	1		
平成 16 年度	市 OB	1	1	11	3 (27%)
	市派遣	1	0		
	その他	7	1		
平成 15 年度	市 OB	1	1	11	3 (27%)
	市派遣	1	0		
	その他	7	1		
平成 14 年度	市 OB	1	1	11	3 (27%)
	市派遣	1	0		
	その他	7	1		

(注) プロパー出身の役員はいない。

「市 OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で公園緑地協会へ派遣されている者。

「その他」は、商工会議所等から受け入れている者。

「市出身者」は「市 OB」と「市派遣」の合計。

なお、上表のうち常勤役員は「市 OB」が就任している理事（理事長）1 名のみで、その他はすべて非常勤役員。

上表によれば、市 OB と市派遣の合計である市の出身者はいずれの年度も 27%となっており、この結果を見る限りは、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みが行われているとも言える。しかし、給与が支給されているのは市 OB が就任

している常勤の理事長 1 名のみであり、形骸化していると思われる理事会や評議員会、設立から 20 年以上経過した現在の公園緑地協会が果たしている役割や、さらには今後の協会のあり方まで考えるとき、市 OB が就任している現在の理事長職については、天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市の OB を就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。

また、11 名いる役員のうち、プロパー職員が理事や監事となっているのはゼロで、協会職員のモチベーションを考えると、これが望ましい状況と言えるのか疑問が残る。

### (3) 受託事業について

旭川市からは公園維持管理業務と歩くスキーコース管理業務を受託しており、直近 3 年間の各業務の収入と費用の推移を示せば次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
公園維持管理業務収入	763,812	779,467	756,057
歩くスキーコース管理業務収入	3,000	2,909	2,562
その他収入	2,247	2,581	2,318
収入合計	769,059	784,957	760,937
公園維持管理経費	684,558	709,228	688,448
歩くスキーコース維持管理経費	2,892	2,902	2,361
管理費	63,513	60,568	52,909
退職給付費用	6,942	7,126	7,345
減価償却費	—	—	3,972
什器備品寄付	—	—	2,750
什器備品除却損等	1,625	3,049	—
費用合計	759,530	782,873	757,785
受託業務税引前利益	9,529	2,084	3,152

(注) いずれの年度も管理部門の経常経費を含む。

平成 18 年度の減価償却費は、上記 397 万円の他に、過年度分の減価償却費 2,001 万円がある。

#### ① 公園維持管理業務

平成 17 年度までは一者随意契約による受託業務であったものの、平成 18 年度から指定管理者制度が導入され、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間は、公募によらずに、公園緑地協会が指定管理者となった。ただし、契約額は毎年度決定することとなっている。

以下の表にあるように、指定管理者制度が導入されて以降は毎期契約額が減少している。これは、指定管理者制度への移行が予算削減を行うことを第一優先に行われているためであろう。平成 19 年度は指定管理者制度が導入されて 2 年目であるが、平成 17 年度よりも契約額は 5,235 万円減少した (6.8%減)。これに対応すべく平成 19 年度の人件費予算は、平成 17 年度実績よりも 6,026 万円減少している (16.4%減)。なお、維持管理を行う公園数はわずかながら増加しており、受託業務は減ってはいない。

(金額単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
公園維持管理業務収入	779,467	756,057	727,115
人件費	366,839	336,048	306,575
嘱託職員数	11 人	8 人	7 人
臨時職員数	170 人	159 人	139 人
総作業時間数	225,521 時間	201,679 時間	207,198 時間

(注) 平成 19 年度の公園維持管理業務収入は契約金額であり、人件費は予算額である。

平成 18 年度は公園プールの改修工事があったため、プール管理時間 (2,800 時間程度) がなかった。

平成 19 年度の総作業時間数は見込み時間である。なお、同年度は公園管理業務の一部を外部委託しているため、委託業者の作業時間数も含んでいる。

上表の (注) にあるように、平成 19 年度の作業時間数には委託業者の作業時間も含まれていることを考慮すると、傾向としては職員数の削減によって、公園の維持管理に費やされる作業時間は減少している。この点につき、作業時間が減少しても、旭川市が要求する公園維持管理水準は満たされているのかどうかについて質問したところ、公園緑地協会の説明では、平成 18 年度からは、大型機械等の活用を徹底することで公園管理の作業効率を上げて、作業時間数を削減したということである。しかし、大型機械は平成 17 年度以前から所有していたものということであり、厳しい見方をすれば、従来は有効利用が図られていなかったと言えるのではないだろうか。

協会は毎月、旭川市に対して公園維持管理業務の実施状況にかかわる詳細な報告を行っている。各公園で日々どのような作業が行われているのか、毎月の作業予定に対する実際作業進捗がどのようになっているのかということは、当該報告書から把握することができる。しかし、報告は量的報告 (主に作業時間) に留まっており、質的充実度を報告書から把握することは困難である。

今後、旭川市側が公園維持管理のサービス水準を定期的に確認する手続きを設けるべきである。

## ② 歩くスキーコース維持管理業務

当該業務の受託額は僅少であり、利益もほとんど出ていない状況で推移している。

(4) 公園維持管理業務における修繕費予算のあり方

公園維持管理業務の費目別予算とその実績を対比すると、毎期予算実績に大幅に差異がある項目がある。主要勘定の過去3年間の予算・実績対比は次のとおりである。

平成16年度

(単位：千円)

費目	①予算	②実績	③差異 (①－②)
人件費	357,091	358,107	△ 1,016
水道光熱費	106,340	103,012	3,328
使用料及び賃借料	27,151	14,726	12,425
委託費	119,737	106,154	13,583
修繕費	14,727	45,443	△ 30,716
合計	625,046	627,442	△ 2,396

平成17年度

(単位：千円)

費目	予算	実績	差異
人件費	377,528	366,839	10,689
水道光熱費	116,067	105,049	11,018
使用料及び賃借料	24,039	14,991	9,048
委託費	113,033	92,853	20,180
修繕費	15,021	70,760	△ 55,739
合計	645,688	650,492	△ 4,804

平成18年度

(単位：千円)

費目	予算	実績	差異
人件費	345,074	336,048	9,026
水道光熱費	123,562	109,022	14,540
使用料及び賃借料	25,432	16,623	8,809
委託費	109,159	104,637	4,522
修繕費	31,155	65,417	△ 34,262
合計	634,382	631,747	2,635

上表によれば、いずれの年度も修繕費の実績が予算を大きく上回っている。

「都市公園の指定管理業務基本協定書」の第11条において、改装等の費用負担については次ページのように定められている。

「本施設に関する改築、改造若しくは修繕又は新設、増築若しくは移設は、甲の負担において行うものとする。ただし、これらの経費が委託費に見積もられたときは、その範囲内で乙が行う。この場合において、乙はあらかじめ甲の承認を得なければならない。」

(注) ここでいう甲は旭川市であり、乙は公園緑地協会である。

この条文からすると、修繕等は原則的には旭川市が自らの負担で行うこととなる。ただし、委託費の中に修繕費等が見積もられている場合には、旭川市の事前承認を得た上で、見積もられている金額の範囲内で、公園緑地協会が修繕を行えることとなる。裏返すと、修繕費予算を上回る修繕は、協会側では行えないものと解される。

旭川市に確認したところでは、大きな修繕、改装等については市側で予算化してこれを実施しているものの、小規模な修繕、改装等については、公園緑地協会に一任しているということであった。

協会側では、当初予算よりも実績が下回ることが明らかになった費目がある場合には、その差額を修繕費に充当しているということであった。しかし、こうした現状には、以下のような問題点がある。

#### ① 予算・実績管理の有効性

修繕費の実績が每期予算を大幅に上回っているということは、修繕費予算が実態を反映したものになっていないと言える。現状では、他の費目の予算枠の余剰分が修繕費に投入されているが、今後民間企業が指定管理者になった場合は、こうしたことが行われるとは限らない。その場合は、必要な修繕が行われなくなる可能性もある。したがって、每期必要と思われる修繕に見合った予算を計上すべきである。

修繕には突発的、緊急的なものと定期的、計画的に行うものがあるため、必要に応じて、修繕費予算をさらに、緊急修繕費予算と計画的修繕費予算に分けることも検討すべきであろうし、予算消化的な支出を防ぐためには、修繕費を実費弁償方式にすることも検討すべきであろう。

また、他の費目のなかに恒常的に実績が予算を下回っているものがあるが、これも予算が実態を反映していないことを示している。これでは、費目別の予算と実績を比較しても無意味であり、費目別の予算実績管理は行えない。

#### ② 修繕費支出の妥当性

前述したように「都市公園の指定管理業務基本協定書」第11条によれば、公園緑地協会が修繕費予算を見積もっていない修繕については、本来できないものと解される。しかし、実際には修繕費予算を上回る修繕が行われており、協定書と実際の運用とが整合していない。

今後は、基本協定書の内容を見直すか、運用を改める必要がある。仮に修繕費予算を上回る修繕を認めるのであれば、その際は、事前に旭川市の承認を得ることが必要であろう。これによって、旭川市側は、予算消化的あるいは不必要な修繕でないことをチェックすべきである。

#### (5) 会計処理に係わる事項

##### ① 退職給付引当金について

公園緑地協会には職員退職金支給規程があり、これに基づいて期末自己都合要支給額の100%を退職給付引当金として計上してきている。同時に資金的裏づけを確保する意味から、退職給付引当金に見合う金額を、専用の預金口座に積立てている。

しかし、平成18年度は資金的余裕が十分になかったことから、期末自己都合要支給額に見合うだけの積立を行えなかった。会計処理上も、積立てに見合う金額のみを引当計上したため、引当不足が生じている。資金的裏づけがあるに越したことはないが、少なくとも引当計上は規則的、継続的に行うべきである。

平成19年3月末現在の状況

(単位：千円)

自己都合要支給額	退職給付引当金残高	差引引当不足額
98,476	89,993	8,482

##### ② 労働保険掛金収入について

従業員から預かる雇用保険の従業員負担額が収入計上されている。従業員が負担すべき金額は法定福利費と相殺すべきである。

##### ③ 預金残高について

公園利用料収入は旭川市のものであり、公園緑地協会が徴収したうえで、旭川市に納付している。その際、徴収した現金はいったん協会の金庫に保管されるが、これを帳簿上は預金処理している。したがって、会計上の現金残高は実際よりも過少に、預金残高は実際よりも過大になっている。会計処理は実態に合わせるべきである。

##### ④ 旭川市に寄付すべき備品

平成19年3月に取得した小学生用ハードル50台135万円が消耗品費として処理されていた。しかし、旭川市公園管理の業務仕様書によると、指定管理者が管理経費で購入した備品(耐用年数が3年以上のもので、取得価額20,000円以上の物品)は旭川市の所有に属するものとされており、ハードル1台あたりの取得価額は20,000円を超えているため、これに該当する。したがって、購入時点で直ちに寄付すべきものだったと思われる。

#### (6) 内部統制上改善すべき点

収益事業として行っている売店事業において、現金残高の妥当性を検証できる手続が設けられていない。

すなわち、売店はスタルヒン球場をはじめとする競技施設で競技が行われる際に営業されているものの、レジスター等が用いられていないため、あるべき売上高が確認できない状態にある。したがって、万が一売上高がもれていたとしても、公園緑地協会ではその事実を検証することができない。

売店で取扱う商品の在庫は実地棚卸によって把握されているのであるから、

$$(\text{前日在庫}) + (\text{当日入荷数量}) - (\text{当日在庫残高}) = (\text{当日の販売数量})$$

という計算によって当日の販売数量を把握することはできる。販売数量が把握できれば、

$$(\text{販売数量}) \times (\text{売価}) = (\text{あるべき販売金額})$$

という計算によってあるべき販売金額が算定でき、それと実際の手許現金を照合すれば現金残高の妥当性は検証できるため、こうした照合作業を実施すべきである。

#### (7) 公園緑地協会についての総括（意見）

公園緑地協会は、旭川市の100%出資によって、昭和59年4月に設立された財団である。当初より、旭川市の公園緑地管理を行うことを目的として設立されたものであり、設立初年度である昭和59年度から継続して、公園緑地維持管理業務を受託してきている。平成17年度までは随意契約による受託契約であったが、平成18年度からは指定管理者制度による指定管理者として、業務を行っている。このように、当初より地方自治体の公園維持管理を行うことを目的に設立された第三セクター等は全国各地に多数ある。いずれも、従来は随意契約によって公園維持管理業務を受託していたが、指定管理者制度への移行に伴って、変化が現れてきている。公園維持管理業務にかかわる指定管理者制度が公募方式となっているケースが増えてきており、その中で、第三セクター等に替わって民間業者が指定管理者に選ばれる事例が出てきている。道内では、札幌市、千歳市で既に民間業者が指定管理者になっている。旭川市においても、早ければ平成21年度より公募方式が採用される可能性がある。

公園緑地協会は、上述したとおり、公園維持管理業務を行うことを目的として設立された公益法人であり、短期的には引続き、公園維持管理業務を受託しなければ存続できない。しかし、同協会は公園維持管理業務以外には収益源がないため、価格競争に巻き込まれてしまうと、たとえ受注できたとしても、企業体力を失ってしまう。したがって、今後の公園緑地協会のあり方としては、業務の質を高めて他社との差別化を図っていくしかないであ

ろう。公園維持管理業務自体の品質の確保だけでなく、当然のことながら自主事業の充実等も図っていく必要がある。そのため、中長期的には公園維持管理業務以外に業務範囲を広げることを検討する必要がある。理事、評議員の中には、公園事業、緑地事業の専門家もいるのであるから、形骸化している理事会、評議員会を活性化し、将来の事業の方向性を議論すべきである。

また、理事会を活性化するためには、プロパー社員を理事に選出することも検討すべきであろう。

## 10. 財団法人旭川河川環境整備財団

### 団体の概要

#### (1) 設立目的と出資状況等

(平成19年7月1日現在)

団体名	財団法人 旭川河川環境整備財団		
代表者の氏名	高瀬 善朗	代表者の常勤・非常勤 の別と職	非常勤で市の現職
所在地	〒070-0044 旭川市常磐公園 石狩川治水学習館内		
電話	0166 (23) 8417	FAX	0166 (23) 8417
e-mail	a-kasen@potato10.hokkai.net		
URL	http://potato10.hokkai.net/~a-kasen/ZAIindex		
設立目的	河川愛護思想の普及啓蒙、河川環境整備及び維持管理、河川の浄化、環境保全及び利用の調査研究		
設立年月日	昭和63年5月11日	主 な 出 資 者	旭川市 100%
資本金	30,000千円		
市の出資額	30,000千円		
市の出資割合	100%		

#### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤	1		1				1
	非常勤	8	2	10			2	8
	計	9	2	11			2	9
職員	常勤			5	1	2		2
	臨時			6				6
	計			11	1	2		8

常勤職員のうち4名は嘱託職員で、臨時職員はすべて常勤である。

#### (3) 前年度の主な事業概要

- ①石狩川治水学習館の管理運営業務
- ②永山新川管理センターの管理運営業務
- ③河川愛護思想の普及啓発事業
- ④河川環境整備及び河川愛護広報事業

#### (4) 設立の経緯

財団法人旭川河川環境整備財団（以下、「河川財団」という。）は北海道開発局旭川開発建設部（以下、「旭川開発建設部」という。）と旭川市との協議によって、昭和 63 年に設立された団体である。昭和 59 年から、旭川市を貫流する牛朱別川の抜本的な治水対策である牛朱別川分水路（永山新川）事業を行っていた旭川開発建設部は、分水路の掘削工事によって発生する土中の砂利資源には売却価値があり、それによって利益を得られることが見込まれたため、当該利益を河川周辺域の整備資金として活用することを検討した。そこで、砂利採取許可を一括して与える公益法人を設立して、同法人が砂利採取及び販売を行なうことが立案された。公益法人が当該事業から得る利益を、牛朱別川分水路をはじめとする市内各河川の環境整備及び河川に関する啓蒙事業に使用しようとしたわけである。そして、この計画が旭川開発建設部から旭川市に持ちかけられた。

旭川市は昭和 48 年から河川公園の整備に着手しており、昭和 55 年には石狩川水系緑地基本計画を策定し、昭和 61 年には、これを「リベラインあさひかわ河川緑地基本計画」に発展させ、整備を進めているところであった。リベラインとはリバーとラインとの造語であり、市街地を流れる一級河川の周辺敷地を、水と緑のオープンスペースとして、生物の生息地の保護、レクリエーション施設や防災施設等の充実を図ることが基本計画に盛り込まれていた。

公益法人の設立は、こうした市の計画にも沿うものであったため、両者協議の結果、地域に根ざした活動を行うことから、旭川市が 100%出資することとして昭和 63 年 5 月に河川財団が設立された。

#### (5) 事業内容

##### ① 砂利採取及び販売事業

治水事業に伴って行われた砂利採取及びその販売事業は、設立初年度である昭和 63 年度から開始され、平成 10 年度をもって終了した。利益総額は 3 億 3 千万円となり、このうち河川財団の運転資金に廻された 3 千 5 百万円を除いた 2 億 9 千 5 百万円が河川環境整備資金積立金に繰入れられた。当該積立金は、公益事業に用いられてきている。

##### ② 河川関連事業

砂利掘削事業が終わって以降は、旭川開発建設部より河川関連の広報啓発活動事業を受託してきている。これが現在の河川財団の収益源となっている。

##### ③ 石狩川治水学習館運営管理事業

石狩川治水学習館は平成 2 年に開設された。財団設立が旭川開発建設部の提案を旭川市が受け入れるかたちで行なわれたことは前述したとおりであるが、この時期はちょうど石狩川水系の治水が始まって 80 周年を迎える時期と重なっていたため、旭川開発建設部では、

その記念事業の一つとして石狩川治水学習館を設置することを検討していた。当初は、開発局独自で同学習館を設置する予定であったが、旭川開基 100 年記念と時期が重なったことから、その記念事業として、旭川市が共同でこれを実行することとなった。

当時、現在の治水学習館施設が入っている旭川市所有の建物がちょうど遊休状態にあっただため、それを利用して治水学習館を開設することが旭川開発建設部と旭川市との間で協議され、合意に達した。建物は旭川市所有のものを利用し、設備は旭川開発建設部が負担することとなったが、運営者は旭川市であり、平成 2 年度から平成 13 年度までは一者随意契約によって、旭川市公園緑地協会が管理運営を受託し、これを河川財団に再委託していた。これは建物が常磐公園という市の公園内にあったため、条例により公園緑地協会でなければ受託できなかったからである。その後、条例改正が行われ、平成 14 年度からは河川財団が一者随意契約で直接請負うこととなった。なお、平成 18 年度からは指定管理者制度が導入され、非公募のかたちで、引続き河川財団が指定管理者として管理運営を行っている。

#### ④ 公益事業

河川にかかわる以下のような事業を行っている。

- ・「川の本」の作成

河川にかかわる知識を深めてもらうことを目的として、毎年市内の小学校 4 年生を対象に、「川の本」を作成している。A4 版 53 ページのカラー刷りのものであり、旭川市内小学校 60 校と関係機関に配布している。

- ・夏休み石ころアート講習会の実施

夏休み中の子供を対象に、河川敷の石を採取し、絵を描いてもらうイベントである。ここ数年継続して行っている。

- ・「夢の川」絵画コンクール及び展示会の実施

普段、川に近づく機会の少ない最近の子供たちに、行ってみたい川やこんな川があったらというイメージで「夢の川」をテーマに作品を募集し、優秀作品を表彰し、展示するものである。

- ・「親子で再発見!!ASAHIKAWA」事業への協賛（旭川市教育委員会事業）

親子で身近な川でのラフティング体験、河川敷清掃活動等への協賛

- ・「石狩川フェスティバル」への助成

旭川市内の石狩川河川敷を利用したイベントへの助成

- ・河川環境整備積立金を用いた事業

石狩川治水学習館の施設内設備投資等を行なっている。その詳細は「監査の結果及び意見」の「(2) 河川環境整備資金積立金について」の項で述べる。

- ・その他

水難救助トレーニング、カヌー体験等。

## (6) 財務状況

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収支の状況	当期収入合計	152,020	97,969	114,134
	前期繰越収支差額	16,945	37,260	35,636
	収入合計	168,965	135,229	149,770
	当期支出合計	131,705	99,593	96,490
	次期繰越収支差額	37,260	35,636	53,280
	支出合計	168,965	135,229	149,770
	当期収支差額	20,315	△ 1,623	17,644
財産の状況	流動資産	73,540	69,358	86,875
	固定資産	260,149	258,271	247,490
	資産合計	333,689	327,629	334,365
	流動負債	36,280	33,722	34,088
	固定負債	2,890	3,275	4,052
	負債合計	39,170	36,997	38,140
	正味財産	294,519	290,632	296,224
	当期正味財産増減額	△ 39,916	△ 3,887	5,592

## (7) 財産の状況の主な内訳

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
流動資産	73,540	69,358	86,875
現預金	18,120	28,032	38,774
未収入金	28,212	14,170	32,984
その他	27,207	27,156	15,117
固定資産	260,149	258,271	247,490
基本財産	30,000	30,000	30,000
河川環境整備資金積立金	216,970	214,703	213,152
退職給付引当資産	2,890	3,275	4,052
その他固定資産	10,289	10,293	286
資産計	333,689	327,629	334,365
流動負債	36,280	33,722	34,088
未払金	7,618	3,965	12,717
その他	28,662	29,757	21,371
固定負債	2,890	3,275	4,052
退職給付引当金	2,890	3,275	4,052
負債計	39,170	36,997	38,140
正味財産	294,519	290,632	296,224
負債・正味財産計	333,689	327,629	334,365

資産総額のうち、最も大きいのは河川環境整備積立金である。平成18年度末においては、資産総額3億3,436万円の63.7%にあたる2億1,315万円が同積立金となっている。当該残高は預金と国債になっている。当該積立金は前述したように、平成10年度まで行われた砂利採取事業から得た収益に基づくものである。当初2億9,500万円あった積立金を毎期取崩して、公益事業等に用いている。

単年度損益も黒字を継続していることから、財務体質は健全である。平成18年度末現在の自己資本比率は、88.6%である。

(8) 市の財政的関与の状況（平成18年度）

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考
補助金		—	
委託料	石狩川治水学習館管理業務	45,181	
	合計	45,181	
市の貸付金		—	
その他		—	
損失補償契約に係る債務残高		—	
損失補償の額		—	
債務保証契約に係る債務残高		—	
債務保証の額		—	

## 監査の結果及び意見

### (1) 役員構成について（意見）

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日 総務省）の「3. 第三セクター等の人件費」には、「第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。そこで、河川財団の直近5年間の役員の構成割合を示すと、次のとおりである。

(単位：人)

年 度	役員数			合 計	うち市出身者 (割 合)
		理事	監事		
平成18年度	市OB	0	0	11	2 (18.2%)
	市派遣	2	0		
	その他	7	2		
平成17年度	市OB	1	0	11	3 (27.3%)
	市派遣	2	0		
	その他	6	2		
平成16年度	市OB	1	0	11	3 (27.3%)
	市派遣	2	0		
	その他	6	2		
平成15年度	市OB	1	0	11	3 (27.3%)
	市派遣	2	0		
	その他	6	2		
平成14年度	市OB	1	0	11	3 (27.3%)
	市派遣	2	0		
	その他	6	2		

(注) プロパー出身の役員はいない。

「市OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で河川財団へ派遣されている者。

「その他」は、商工会議所等から受け入れている者。

「市出身者」は「市OB」と「市派遣」の合計。

なお、上表のうち常勤役員は旭川開発建設部出身（上表の「その他」）の専務理事1名のみであり、その他はすべて非常勤役員。

上表によれば、市OBと市派遣の合計である市の出身者は平成17年度までは3名であり、平成18年度は1名減って2名となっている。したがって、この結果を見る限りは「地方公

共同体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成 18 年 8 月 31 日 総務省)に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みが行われているとは言える。しかし、唯一の常勤役員は旭川開発建設部出身者であり、設立から 20 年以上経過した現在の財団が果たしている役割や、さらには今後の財団のあり方まで考えるとき、旭川開発建設部出身者が就任している理事職については、天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。なお、平成 17 年度までは市の OB が同職についていたため、この点について市の説明を求めたところ、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市などの OB を就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。

また、役員のうち財団から給与が支払われているのは常勤である旭川開発建設部出身の専務理事 1 名のみであり、市 OB が就任する場合と比較すると、給与の額も高額であった。

## (2) 河川環境整備資金積立金について

### ① 積立金の使途について

牛朱別川分水路の掘削工事から発生する砂利の販売事業から得られた利益を原資とする当該積立金は、牛朱別川分水路をはじめとする市内各河川の環境整備や河川に関する啓発活動に用いるものとされており、なかでも、分水路周辺の環境整備費に多くを充当することが、当初は予定されていた。分水路事業の当初計画では、分水路には洪水時のみ水を流す予定であったため、平常時は分水路自体も利用可能空間となることから、ここに各種の施設整備を国、旭川市、河川財団で行なうことが計画されていたのである。

ところが、洪水時のみ分水路を使うためには、開門、閉門のために人員配置が必要となりコストがかかることや、閉門している間の門にかかる水圧の影響が大きいことなどから河川の改修方式が変更され、分水路には常時水を流すことになった。そのため、予定していたスポーツやレクリエーションのための施設を設けることができなくなってしまったのである。こうした状況に鑑み、平成 7 年度以降、分水路周辺整備計画をどのように変更するかについて、地域の代表者等も交えながら検討が行なわれた結果、分水路周辺の整備は散策路や植栽が中心となり、国が中心となって行うこととなった。このため、河川財団の積立金を活用する施設整備がなくなってしまったのである。

### ② 積立金の内訳

前述したように河川環境整備資金積立金は砂利販売からの利益を積立てたものであるが、砂利販売利益は「砂利採取免除益」と「砂利販売益」とからなる。

本来であれば、砂利採取業者は採取料金を国に支払われなければならないが、これが免除申請によって免除された結果発生するのが砂利採取免除益である。したがって、砂利販売利益の中には、当該免除によって得られた部分があることになり、砂利販売利益総額の

中から、当該免除額を控除した部分が純粋な砂利採掘による販売益である。

そこで、積立金に繰入れられた砂利販売利益は、その利益内容に応じて、次のように用いることが、当初、旭川開発建設部と旭川市とで協議されていた。

利益項目	内容	用途
採取料免除額	免除申請に基づいて免除される採取料	免除申請の基本精神を踏まえ、河川財団と旭川開発建設部とで協議して、決定する。 1/2 は分水路（永山新川）の周辺環境整備等への河川事業に充当する。残る 1/2 は預金し、その利息を河川空間の維持管理費（除草、樹木管理等）に充てる。
砂利販売益	砂利販売利益総額から採取料免除額を控除した金額	財団設立の趣旨を踏まえて河川財団の判断で決定する。具体的には、河川敷地に各種施設の整備を行う。

それぞれの利益の当初見込みと実績額は以下のとおりである。実績額が当初計画を大幅に下回ったのは、砂利の質が悪かったためである。

利益総額 3 億 3 千万円のうち、河川財団の運転資金に廻された 3 千 5 百万円を除く 2 億 9 千 5 百万円が積立金とされた。その使用状況については、以下の項で述べるが、平成 18 年度末現在の積立金残高は 2 億 1 千 3 百万円である。

(単位：百万円)

項目	当初計画	実績	積立金 繰入額	積立金 使用額	積立金 残高
採取料免除額	290	223	223	82	141
砂利販売益	1,050	107	72	0	72
合計	1,340	330	295	82	213

### ③ 採取料免除額にかかわる積立金の状況

前述したように、採取料免除額は本来国に支払う採取料を申請によって免除してもらうことによって得られた収益である。主要な資金用途については旭川開発建設部と河川財団が協議して決定してきている。採取料免除額に基づく積立金のこれまでの使用状況は次ページのとおりである。

(単位：千円)

年度	内容	使用金額	残高	備考
平成 15 年度期首残高			223,000	
平成 15 年度	永山新川さらら館展示装置	37,800		河川法 20 条
平成 16 年度	石狩川治水学習館設備	30,030		河川法 20 条
	ミュージカル上演主催	6,897		
	河川情報検索システム	1,071		
	レスキュー訓練	790		
	その他	1,443		
	合 計	40,231		
平成 17 年度	レスキュー訓練	1,234		
	川下り体験	603		
	石狩川フェスティバル	400		
	その他	28		
	合 計	2,265		
平成 18 年度	レスキュー訓練	907		
	川下り体験	595		
	その他	50		
	合 計	1,552		
使用総額（平成 15 年度～平成 18 年度）		81,848		
平成 18 年度期末			141,152	

平成 15 年度の支出は、旭川開発建設部の防災施設である永山新川管理センター「さらら館」にかかわるものである。平成 16 年 4 月に開館した同館は石狩川上流の水防拠点であり、永山新川と命名された牛朱別川分水路の河川管理も行なう施設である。分水路（永山新川）周辺の地域住民から、郷土資料を展示する施設が欲しいという要望が出されたのを受けて、河川環境や治水にかかわる展示と併せて、永山地区の郷土史にかかわる展示も行っている施設である。

オープンに先立って、同館の展示物の取得の一部を、河川財団の積立金から行ったものの、当該購入品は河川財団の固定資産には計上されておらず、平成 15 年度の決算書上は、一般会計の「公益事業費」として処理されている。また、平成 16 年度の支出のうち、石狩川治水学習館設備 3,003 万円と河川情報検索システム 107 万円は、いずれも石狩川治水学習館内に設置された設備取得費であるが、これらも河川財団の固定資産には計上されておらず、平成 16 年度の決算書上は一般会計の「公益事業費」として処理されている。

これについて河川財団としては、いずれの年度の取得資産についても、河川法第 20 条の申請により、施設管理者である旭川開発建設部に帰属する財産と認識したとのことであった。確かに、河川法第 20 条の申請を行なっていれば、当該設備投資について申請者が異議を述べないかぎり、取得資産は施設管理者に帰属することになるが、問題はこの申請を行

なっていなかった点である。河川財団の支出で取得している以上、本来何の手續もなしに、これを施設管理者である旭川開発建設部に帰属させることはできないであろう。税務上は問題ないであろうが、手續には瑕疵があったと思われる。

前表によれば、永山新川管理センターの展示物取得費及び石狩川治水学習館の設備購入費以外は、ほとんど河川に関する啓蒙活動的な支出である。平成16年度に河川財団が主催したミュージカルは河川を題材にしたものであったということであるが、河川環境整備積立金の使途としては、やや拡大しすぎではないだろうか。一方、平成16年度から平成18年度にかけて行なわれた消防や警察などの行政職員を対象とする水難救助にかかわるレスキュー訓練や、広く一般市民を対象として川に親しんでもらうために企画され、平成17年度および平成18年度に実施された川下り体験については、特に問題があるとは思われなかった。ただし、厳しい見方をすれば、当該積立金の使途内容には一貫した方針がうかがえないとも言える。

#### ④ 砂利販売益にかかわる積立金の状況

砂利販売益にかかわる積立金7千2百万円は、使用されないまま現在に至っている。

### (3) 収支状況について

#### ① 概要

河川財団は一般会計と特別会計に区分して経理処理を行っている。河川財団が作成している正味財産増減計算書より、平成18年度の区分別損益計算書を作成すると、以下のとおりとなる。

(単位：千円)

	一般会計				特別会計	合計
	管理部門	公益事業	指定管理者事業	小計	旭川開建 受託事業	
事業収入	—	—	45,180	45,180	46,186	91,366
その他収入	—	—	1,150	1,150	65	1,216
経常収入計	—	—	46,330	46,330	46,251	92,582
人件費	—	—	29,602	29,602	4,089	33,691
委託費	—	—	6,365	6,365	17,320	23,686
その他	1,839	4,470	9,399	15,708	9,804	25,512
経費計	1,839	4,470	45,366	51,676	31,214	82,891
税引前利益	△ 1,839	△ 4,470	964	△ 5,345	15,037	9,691
法人税等	—	—	—	—	4,100	4,100
税引後利益	△ 1,839	△ 4,770	964	△ 5,345	10,937	5,592

#### ア. 税務申告について

税務申告については、従来から特別会計についてのみ行っているものの、一般会計としている旭川市の指定管理者事業も収益事業であることから、税務申告対象となる。なお、赤字基調である一般会計部門を申告対象にすると課税額は減少することになり、直近 5 年間に於いて一般会計（公益事業を除く）も申告した場合の所得額の減少額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	①申告課税所得 (特別会計のみ)	②あるべき課税所得 (一般会計+特別会計)	③差額 (②-①)
平成 14 年度	3,125	3,031	△ 94
平成 15 年度	△ 512	△ 7,627	△ 7,115
平成 16 年度	4,545	3,461	△ 1,084
平成 17 年度	3,829	3,026	△ 803
平成 18 年度	11,956	12,358	402
合 計	22,943	14,249	△ 8,694

過去 5 年間では総額で 869 万円の所得額を過大申告してきており、それによる過大納税額は 260 万円程度であったと思われる。

#### イ. 一般会計と特別会計の区分経理の適正性

常勤である専務理事と事務局長の人件費は、全額が一般会計の指定管理者事業費（石狩川治水学習館管理事業費）として計上されているものの、これは実態を反映していない。両氏は特別会計の受託事業である各種イベント等の企画立案、実施にも直接かかわっているため、本来は、両氏の人件費を特別会計にも按分すべきである。現状では、特別会計の人件費には、永山新川管理センターの管理運営を行っている人員の分のみを計上している。実態を反映した人件費按分を行えば特別会計の人件費が増えるため、その結果現在の特別会計部門のみの税務申告によっても課税所得は減り、納税額は減っていたはずである。

ただし、上記で指摘したように、公益事業費を除く全てを申告対象とした場合には、区分経理の損益が異なっても全体の損益は変わらないため、課税所得及び税額には影響は出ない。

#### ウ. 高い内部留保率

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の運用指針において、内部留保の水準は 30% 程度以下であることが望ましいとされているものの、河川財団の内部留保率はこれを上回っている。この点については過去、北海道からも指摘されたことがあるということであった。

砂利事業の利益のうち3千5百万円が特定資産とされていないため、これが内部留保率を高めていると言える。なお、平成19年3月期の内部留保率は61.5%であった。

## ② 事業別損益について

### ア. 旭川開発建設部からの受託事業

(単位:千円)

委託元	内 容	平成16年度	平成17年度	平成18年度
旭川開発建設部治水課	石狩川上流地域関連支援業務	14,271	16,283	19,690
旭川開発建設部河川事務所	河川環境啓発支援業務	9,655	11,207	9,894
旭川開発建設部河川事務所	永山新川管理センター管理運営業務	15,612	15,624	16,602
受託収入合計		39,538	43,113	46,186
受託事業費		33,284	38,158	31,214
受託事業利益		6,254	4,955	14,972

#### a) 石狩川上流地域関連支援事業

石狩川上流域河川にかかわる広報啓発活動であり、各種行事が中心となっている。

#### b) 河川環境啓発支援業務

永山地域を中心とした河川にかかわる広報啓蒙活動であり、旭川開発建設部の永山新川管理センターを中心に各種イベントを行うものである。

#### c) 永山新川管理センター管理運営業務

旭川開発建設部の永山新川管理センターの管理運営業務である。

河川広報啓発活動にかかわる業務は、平成10年度に砂利事業が終了して以降受託しているものであり、永山新川管理センター運営管理業務は、同センターが平成16年に設立された当初から受託している。いずれも河川財団の収益源となっている。

#### イ. 石狩川治水学習館指定管理者業務について

治水学習館の開設当時から、河川財団が管理運営業務を受託しており、非公募方式による指定管理者制度が導入された平成18年度からも、河川財団が指定管理者となっている。

過去3年間の委託料(平成18年度は契約額)と事業支出の状況は次ページのとおりである。

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
委託料収入	41,391	41,465	45,180
事業支出			
報酬	12,175	12,298	16,124
給料手当	5,621	5,651	5,475
賃金	3,221	3,216	3,203
福利厚生費	2,890	3,077	3,528
その他人件費	385	385	1,272
委託費	8,433	6,940	6,365
その他	8,546	9,817	9,399
事業支出計	41,271	41,384	45,366
事業収支	120	80	△ 186

## a) 契約額の推移

指定管理者制度が導入された平成 18 年度は、前年度よりも委託料収入が増加しており、これは委託者側の旭川市から見ると市の委託料支出の増加を意味する。ただし、同館の委託料の一部については、市以外に旭川開発建設部も負担しており、同建設部の負担額が増加したため、旭川市の実質負担額そのものは減少している。

市と旭川開発建設部との間では同館運営に関する協定書が結ばれていて、指定管理者に支払う契約額の一部を、旭川開発建設部が負担することとしている。平成 18 年度までは、市、旭川開発建設部それぞれの出身者にかかわる人件費は、それぞれが負担し、それを委託料総額から控除した残額については、旭川開発建設部が 53.2%、旭川市が 46.8%負担することになっていた。平成 18 年度は、市の OB に替わって、旭川開発建設部 OB が河川財団に入ったため、市 OB と旭川開発建設部 OB との給与格差に合わせるかたちで委託料が増額されたものの、増加した人件費を同建設部が負担することになったため、以下の表にあるように、結果的には市の負担が減少している。平成 19 年度以降は、委託料総額の 54.99% を旭川開発建設部が、45.01% を旭川市が負担する方式に変更された。

なお、河川財団に対する委託料は、いったん市が全額支払い、市が受け入れる旭川開発建設部の負担額を市の会計処理上は、一般会計の雑入として処理している。

(単位：千円、%)

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
①契約額	41,391	100.0	41,465	100.0	45,180	100.0
②開発建設部負担額	19,451	47.0	19,660	47.4	23,535	52.1
③市の純負担額 (①-②)	21,940	53.0	21,805	52.6	21,645	47.9

b) 協定書の意義

前述した旭川市と旭川開発建設部との協定書は平成4年4月に結ばれている。その目的は石狩川治水学習館を協力して管理運営していくこととされている。治水学習館の費用の負担割合については前述したとおりで、平成18年度までは市、旭川開発建設部それぞれの出身者にかかわる人件費は、それぞれが負担し、それを委託料総額から控除した残額について旭川開発建設部が53.2%、旭川市が46.8%の割合で負担してきた。その後、これも上述したとおり、平成19年3月に一部が改訂された協定書が再び結ばれている。

石狩川治水学習館は市の施設であるが、当該協定書の内容からすると、実質的には市と旭川開発建設部とで共同運営されていると言える。なお、協定書においては、その効力が及ぶ期間等は明示されていない。

c) 利用状況

同館は無料であるため、入場料収入はない。利用者の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

年度	個人		団体		合計
	大人	子供	市内	市外	
平成2年度	9,768	9,483	2,327	597	22,175
平成3年度	13,500	14,664	3,415	1,755	33,334
平成4年度	16,499	18,497	4,734	1,485	41,215
平成5年度	15,263	16,513	4,207	2,302	38,285
平成6年度	13,530	15,573	2,710	2,303	34,116
平成7年度	13,895	15,833	1,950	2,780	34,458
平成8年度	13,558	13,808	4,288	2,407	34,061
平成9年度	14,569	13,476	3,954	3,707	35,706
平成10年度	14,425	11,940	4,780	3,106	34,251
平成11年度	23,107	25,998	4,934	2,232	56,271
平成12年度	19,257	23,610	5,728	2,788	51,383
平成13年度	29,422	35,629	4,717	3,670	73,438
平成14年度	29,007	33,905	4,220	3,548	70,680
平成15年度	27,687	31,917	4,498	3,121	67,223
平成16年度	24,410	26,090	3,894	3,271	57,665
平成17年度	20,418	21,509	3,098	2,289	47,314
平成18年度	22,550	20,818	3,377	1,653	48,398

平成2年度は8か月の営業であったため、人数が少なくなっている。平成11年度及び平成13年度には展示内容のリニューアルが行われたため、それぞれの年度では、前年度を上回る入場者数となった。なお、平成16年度にもリニューアルが行われたが、この年度は前年度入館者実績を下回った。これは、治水学習館に隣接していた科学館が新築移転したことによる影響と思われる。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
入館者一人あたりコスト（総額）	717円	876円	933円
入館者一人あたりコスト（純額）	380円	460円	447円

(注) 総額は、(旭川市が石狩川治水学習館指定管理業務に支払う総額) ÷ (年間入館者数)  
純額は、(旭川市が負担する純額) ÷ (年間入館者数)

#### d) 指定管理者の選定方法について

石狩川治水学習館の運営管理業務は、平成18年4月1日から5年間、非公募制で河川財団が指定管理者となっている。前述したように、当該管理費の50%以上は旭川開発建設部が負担している。これはそもそも、石狩川治水学習館が、当初は旭川開発建設部が単独で設置する予定であったところ、そこへ旭川市も参画することになって設置された施設であることによる。また、その指定管理者である河川財団は、旭川開発建設部の提案を市が受け入れるかたちで発足した団体である。こうした経緯から、指定管理者の選定において非公募制を採用したということはないのであろうか。

市の担当部署である土木部に質問したところ、「河川財団は、石狩川治水学習館設立当初から同館の運営管理業務を行っており、その経験から蓄積されたノウハウ等は他に代えがたいものであることから、非公募制にした」ということであった。しかし、特殊な技術や設備を必要とする業務であれば、非公募制とするのもやむをえないと思われるものの、石狩川治水学習館の運営管理業務においてこうした理由が非公募制とするに足るのかどうかについては疑問を持たざるをえない。

これまでの経験から河川財団には優位性があるとしても、最初から非公募制とすることによって門戸を狭める必要はなく、真に優位性があるならば、公募制を取ったとしても、指定管理者に選定されるのではないだろうか。

指定管理者制度は、これまで第三セクター等にしか認められなかった公の施設の管理に、民間企業が参入できるようにするのが趣旨であるため、業者の選定においては公募制をとるのが望ましい。現在の管理期間が終わる平成23年度には新たな指定管理者を選定する必要があるが、その際には、選定方法の公平性、透明性に配慮することが必要であろう。

#### (4) 河川財団についての総括（意見）

##### ① 積立金の使用方針

旭川市は、リベライン旭川河川緑地基本計画を推進する一環として河川財団を設立し、河川財団が得る砂利採取利益を用いて、牛朱別川分水路をはじめとする河川周辺の環境整備を図ろうとした。その意味では、砂利採取利益を原資とする積立金がどのように使用されてきたかを検証することで、これまでの財団の評価を行なうことができると言える。

これまでに積立金は 8 千 2 百万円取崩されているが、その多くは、石狩川治水学習館及び永山新川管理センター内の展示物取得費に充てられており、それ以外では、レスキュー訓練や河川に親しむためのイベント企画等（ミュージカル上演、川下り体験など）に用いられている。当該積立金は特定資産であり、本来の使用目的以外には使用できないものである。「河川環境整備積立金」という積立金の名称が、当初の使用目的を示していたのであろうが、現時点においては、その使用範囲や内容が当初想定したものとは変化してきているように思われる。すなわち、設立当初のハード志向（河川周辺の施設整備等）が、ソフト志向（河川にかかわる啓蒙、啓発活動）に変わったと言える。これは、前述したように、牛朱別川分水路事業の内容変更に伴う分水路周辺の施設整備計画の見直しによって、砂利採取利益を充てるような施設整備がなくなってしまったことが大きい。しかし、分水路事業の内容変更があった当時、積立金の使用方針をどのようにしていくのかを内部で十分に検討した形跡はうかがえなかったため、これまでの使用内容をみると、一貫した方針がないように思われる。

平成 16 年度の石狩川治水学習館のリニューアルに伴う展示設備取得は、本来は石狩川治水学習館を設置している旭川市あるいはその展示設備を所有している旭川開発建設部が行なうべきものではないだろうか。また、レスキュー訓練は平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間は実施されて平成 19 年度は行なわれなかったが、これは、対象者を限定した訓練は公益性に欠けるからということであった。なお、平成 18 年度末現在、河川環境整備積立金残高は 2 億 1 千 3 百万円あるが、これについても現時点で明確な使用方針は明らかにされていない。

河川財団によると、平成 22 年に石狩川治水 100 周年を迎えるにあたり、その記念事業として石狩川治水学習館のリニューアルを行なうことを関係機関と検討しており、その際には、当該積立金の使用もありえるとのことである。これについては、前述したようにリニューアル費用を河川財団が負担するのが妥当なのかという疑問はあるものの、リニューアルに伴う設備負担というような使用方は、結果が見えやすいただに、取り組みやすいものであろう。ただし、過去においてもリニューアルは行なわれており、入館者の目先を変えるためだけの模様替えでは、安直と言えないだろうか。一方で、ソフト的な事業は企画力が必要とされるし、地道に、また継続的に行なっていないと結果が見えないものである。しかし、自然環境に対する市民意識が高まっているなか、その内容によっては有意義なものになるであろう。

このように、今後の積立金の使途には多様な選択肢があるものの、それだけにその使用方針を明確にしておく必要があると思われる。今後の積立金の使用内容によって、河川財団の存在意義も問われることになろう。

## ② 財団の必要性

現時点において河川財団に存在意義があるのかについて、単刀直入に市の担当部署である土木部に確認したところ、「川のまち旭川をアピールするためにも、次世代に川の大切さを伝える機関として財団に代わるものはなく、その存在意義は大きい」という回答であった。河川財団の事業は、旭川開発建設部からの受託事業を除くと、石狩川治水学習館の運営管理業務と公益事業である。石狩川治水学習館自体に、川の大切さを伝える機能があるのかもしれないが、学習館は市の施設であり、河川財団はその運営管理を行なっているにすぎない。ただし、前述したように、土木部の見解では運営管理業務にも、ノウハウ等があり河川財団に代わるものはないということである。

一方、公益事業については、河川環境整備積立金等を用いて、河川にかかわる各種啓蒙活動が継続的に行われてきていることは事実である。しかし、治水学習館の運営管理業務や公益事業が、「財団に代わるものがなく、存在意義が大きい」と言えるほどの水準であるのかについては、これまで客観的な評価が行われてはいない。

治水学習館の指定管理者業務については、その業務内容の事後評価が必要であろうし、公益事業についても何らかの評価が必要であろう。これまでの事業活動にかかわる客観的な評価と今後の事業計画（積立金の使用計画等）の精査を通して、今後の財団の必要性、方向性についてはあらためて検討してほしい。

## 11. 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会

「第2 財政援助団体等の概要」の「2. 包括外部監査の対象とした第三セクター等」で記載したとおり、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）は、旭川市が出資する法人ではなく、市の第三セクター等の定義には該当しない団体である。しかし、社会福祉協議会は地域福祉の増進及び法人運営の安定・充実を図ることを目的として、市から運営費補助金の交付を受けており、市の財政援助団体等として認識される団体であるため、今回の外部監査の対象としている。ただし、そうした事情から監査の視点は補助金交付に係る点に重点を置いている。

### 団体の概要

#### (1) 設立目的等

(平成19年7月1日現在)

団体名	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会		
代表者の氏名	盛永 孝之	代表者の常勤・非常勤 の別と職	非常勤で市のOB、現 職のいずれでもない
所在地	〒070-0035 旭川市5条通4丁目893番地の1 旭川ときわ市民ホール1階 内		
電話	0166 (23) 0742	FAX	0166 (23) 0746
URL	<a href="http://www.asahikawa-shakyo.or.jp/index.html">http://www.asahikawa-shakyo.or.jp/index.html</a>		
設立目的	旭川市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。		
設立年月日	昭和26年7月25日 法人認可 昭和28年4月9日（社会福祉事業法（昭和26年、法律第45号）第74条による。）		
基本金	100千円		
基金	141,225千円		
市の出資額	—		

#### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

	理事	監事	計	内 訳			
				プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	18	3	21		3	1	
職員			210		6	0	

(3) 前年度の主な事業概要

1. ふれあいと支え合いの心が育む地域社会づくり
  - (1) ふれあいのまちづくり事業
    - ①安否確認事業の実施
    - ②在宅高齢者等ふれあい生活援助事業の実施
    - ③ふれあいサロン事業の実施
    - ④心配ごと相談センターの運営
  - (2) 歳末たすけあい運動の推進及び義援金配分事業
  - (3) 敬老会開催支援
  - (4) 家族の会啓発援助事業
  - (5) 地域福祉推進懇談会
  - (6) ファミリー・サポート・センター育児型事業
  - (7) 地域子育て支援事業
  - (8) 地域支え合い事業
    - ①ファミリー・サポート・センター介護型事業
    - ②配食サービス事業
    - ③福祉除雪サービス事業
    - ④認知症高齢者支援事業
  - (9) 家族介護継続支援事業の実施
2. 安心と自立を支援するしくみの拡充
  - (1) 生活資金等貸付事業
  - (2) 福祉人材バンク事業
  - (3) ときわ市民ホール福祉推進事業
  - (4) 老人福祉センター等管理運営事業
  - (5) 身体障害者福祉バス管理運営事業
  - (6) 福祉機器・介護用品の貸出事業
  - (7) 福祉サービス苦情解決事業
3. 在宅生活を支える福祉サービスの充実
  - (1) 介護保険事業・障害者自立支援法事業
    - ①居宅介護支援事業
    - ②訪問介護事業所
  - (2) 地域包括支援センター事業
  - (3) 地域福祉活動拠点事業
    - ①認知症対応型共同生活介護事業
    - ②通所介護事業
    - ③ナイトケア
    - ④地域福祉活動拠点の運営
4. 温もりとやさしさがつつむボランティア活動の推進
  - (1) 旭川市ボランティアセンター事業
  - (2) 旭川市愛情銀行事業
5. 地域福祉を支える社協の基盤整備
  - (1) 地区社協の組織化・体制整備
  - (2) 地区社協活動活性化支援事業
  - (3) わかりやすい福祉情報の提供事業

## (4) 財務状況

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収支の状況	当期収入合計	812,550	915,924	665,498
	前期繰越収支差額	12,106	12,036	4,044
	収入合計	824,657	927,960	669,543
	当期支出合計	812,621	923,916	668,276
	次期繰越収支差額	12,036	4,044	1,266
	支出合計	824,657	927,960	669,543
	当期収支差額	△ 71	△ 7,992	△ 2,777
財産の状況	流動資産	124,425	117,147	156,464
	固定資産	534,749	579,297	646,883
	資産合計	659,175	696,445	803,348
	流動負債	112,389	113,103	155,198
	固定負債	31,757	28,230	30,773
	負債合計	144,147	141,334	185,971
	純資産	515,028	555,110	617,376

## (5) 収入の内訳

平成 16 年度から平成 18 年度の 3 年間における各収入の内訳の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
一般会計			
1. 会費収入	10,788	10,549	10,543
2. 寄付金収入	3,574	4,567	3,232
3. 経常経費補助金収入	68,722	68,223	67,244
(1) 道社協補助金収入	2,979	3,051	2,280
(2) 旭川市補助金収入	65,743	65,172	64,964
① 旭川市運営補助金収入	55,000	55,000	52,000
② ふれあいまちづくり事業補助金収入	3,415	3,470	—
③ 長寿社会いきがい振興補助金収入	7,328	6,702	12,964
4. 助成金収入	—	500	1,000
5. 受託金収入	233,501	144,462	151,496
(1) 旭川市受託金収入	224,670	135,632	143,961
(2) 道社協受託金収入	6,274	6,273	4,979
(3) 共同募金受託金収入	2,556	2,556	2,556
6. 事業収入	10,238	11,368	12,812
7. 共同募金配分金収入	13,628	12,116	9,061
8. 介護保険収入	—	—	9,564
9. 雑収入その他	31,440	24,028	22,517
10. 財務収入	23,521	5,951	1,722
11. 前期繰越収支差額	11,750	11,476	4,032
一般会計合計 (a)	407,165	293,243	293,227
特別会計			
1. 事業活動収入	417,135	514,157	376,303
2. 財務収入	—	120,000	—
3. 前期繰越収支差額	356	559	12
特別会計合計 (b)	417,492	634,717	376,315
合計 (a+b)	824,657	927,960	669,543

## 監査の結果及び意見

### (1) 役員構成について（意見）

平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間における社会福祉協議会の役員の状況を示すと、以下のとおりである。

（単位：人）

年 度	役員数			合 計	うち市出身者 (割 合)
	理事	監事			
平成 18 年度	市 OB	2	1	21	4 (19.0%)
	市派遣	1	0		
	その他	15	2		
平成 17 年度	市 OB	2	1	21	4 (19.0%)
	市派遣	1	0		
	その他	15	2		
平成 16 年度	市 OB	1	1	21	3 (14.3%)
	市派遣	1	0		
	その他	16	2		
平成 15 年度	市 OB	1	0	21	2 ( 9.5%)
	市派遣	1	0		
	その他	16	3		
平成 14 年度	市 OB	2	0	21	4 (19.0%)
	市派遣	2	0		
	その他	14	3		

(注)「市 OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で社会福祉協議会へ派遣されている者。

「市出身者」は「市 OB」と「市派遣」の合計。

上記の市 OB のうち、社会福祉協議会から給与が支給されているのは職員と兼務している者 1 名に対する職員としての給与のみで、市からの派遣者については協議会から給与は支給されていない。仮に、合理的な理由がないまま市の OB を就任させることがあれば、市民からは、天下りではないかという批判を受ける可能性があることには留意すべきである。

### (2) 固定資産購入に関する規程の作成について

固定資産の購入手続については、「固定資産管理台帳」からランダムに物件を抽出し、発注段階における申請書の承認、契約書、検収証の承認といった一連の事務手続について確

認した。その結果、購入について法人の「事務代決要領」と「専決要領」に規定されている責任者の承認があることを確認した。ただし、事務処理の具体的手続について記載した規程は現状存在せず、「社会福祉法人旭川市社会福祉協議会契約事務マニュアル」を平成19年9月現在作成中とのことである。組織的な運営を心がけるならば、固定資産購入という比較的多額の取引については、担当者が交代しても円滑に事務処理が引き継げるように、「業務管理規程」（これは上記の「社会福祉法人旭川市社会福祉協議会契約事務マニュアル」で代替可能である）を作成、運用すべきである。

### （3）「固定資産集計表」について

「固定資産管理台帳」と同じシステムから出力される「固定資産集計表」と、貸借対照表の残高とのあいだで不一致があった。具体的には、「器具及び備品」の取得価額と減価償却累計額で双方に33,705円の差異が生じていた。両者とも貸借対照表のほうが少なく計上されており、結果として期末帳簿残高には影響しない。しかし、当該差額の原因はシステム上自動的に繰り越される期首取得価額と期首減価償却累計額に生じており、人為的なミスでない以上、システム上に障害が起きたと考えられる。金額は少額であるものの、会計システムの障害は正確な財務諸表の作成を阻害するものであり、原因が解明されなければ決算書そのものの信憑性に疑問が生じかねない。早急なシステム改善が望まれる。

### （4）退職給付引当金について

平成19年3月末時点における負債としての「職員退職給与引当金」残高は30,773,480円であり、これについては資産として同額の預金「職員退職積立預金」が計上されている。社会福祉協議会では、平成14年4月より、職員の将来の退職金支給額について独立行政法人福祉医療機構に外部積立しており、平成14年3月以前在籍者についての積立必要額を預金として積み立てている。内訳は、平成14年3月時に退職制度該当職員として、現在も在職する8名分（プロパー職員）の退職手当必要額（規程による支給額－独立行政法人福祉医療機構支給額）25,211,480円と、介護保険事業に携わる非常勤職員（訪問介護員等）117名の退職金引当5,562,000円である。なお、平成19年3月末時点で在職する退職手当支給該当職員全員分を過不足無く積立している。

社会福祉協議会が退職積立預金として積み立てているのは資金確保の安全性から自主的に行っているものであるが、公益法人会計基準等、一般に公正妥当と認められる会計基準では、引当金の趣旨は当該金額を内部留保として計算上確保しておくことにあり、実際に退職給付引当金相当額を預金として確保することは求められていない。確かに、長期的には必要資金であり法人内で確保しておくことの意義は認めるものの、指定管理者制度等により、当法人も他の民間企業と経営効率化の面で競争する立場にあることを鑑みると、当該積立預金については資金繰り管理の面で非効率になる可能性もある。資産維持の安全性も考慮しつつ、積立金の一部を運用可能な余剰資金として考えることも、検討の余地があ

と思われる。

(5) 積立預金について

一般会計貸借対照表には、平成19年3月期において、以下の積立預金が「その他の固定資産」として、資産の部に計上されている。

科目	金額	備考
事業振興基金積立預金	141,225,831 円	市民からの寄付によるもの。事業振興基金規程 4 条により、取崩しが不可となっている。当該基金（預金）を取り崩すには、理事会、評議員会等において、規程改正の協議、議決を要する。ただし、当該預金からの運用益は事業に充てることができる。
愛情銀行積立預金	4,483,681 円	市民からの寄付によるもの。預託者(寄付側)及び払出を受ける側等により組織される「愛情銀行運営委員会」において、その用途を協議決定する。
財政調整積立預金	44,578,627 円	単年度の臨時的な支出に積み立てているもの。預金としての積立は 24,578,627 円であり、2 千万円は預金として確保されていない(後述するように、平成 20 年 3 月期では預金として確保されている)。主な原資は受託事業からの余剰金である。
記念大会積立預金	2,848,554 円	5 年ごとの記念大会に充てるもの。地域貢献者の表彰に対する顕彰や記念大会の開催、記念誌作成に充てる。上限 3 百万を目処に積み立てている。
職員退職積立預金	30,773,480 円	「退職給付引当金について」の項参照
合 計	223,910,173 円	

上記に記載した積立金については、平成19年3月末決算時点では預金に振り替えていない部分もあるが、翌期中にすべて預金として確保されているものである。当該積立預金合計は総資産の68.3%、自己資本の89.5%を占めており、貸借対照表において一般会計の自己資本比率は76%に達している。社会福祉協議会は外部からの借入金もないので、無借金経営で自己資本比率が76%と、一般の民間企業の指標と比較すると、財務基盤としては相当に優良な状態であることがわかる。確かに、「愛情銀行積立預金」のように市民からの寄付による積立金については運営委員会により使用方法が決められることは一般的にも納得できるが、それでも、実際にそれが活用されるまで預金として拘束する必要はないと思われる。会計上は、剰余金として資本の部に確保されていれば、欠損など純資産が毀損されるような状態にない限り、計算上は資産がプールされていることになる。

公益を担っている団体とはいえ、経営の効率化を図っていかなければならないのは当然のことであり、純資産の4分の3近くを占める預金についてはその活用方法について積極

的に運用するように検討しなければならないのではないだろうか。特に、「事業振興基金積立預金」や「財政調整積立預金」については、事業の発展に充てることを目的としているものであるから、理事会等の承認、規程の改正等は必要となるものの、その承認が得られるような発展的な活用方法を社会福祉協議会で検討すべきである。指定管理者制度等において民間企業と競争する場合には、これだけ多額の剰余金がありながら市からの補助を受けている「優遇された」団体と思われる可能性は否定できず、そうした場合には民業圧迫というそしりを受けかねない点にも留意すべきである。上記の積立金の活用方法を検討するとともに、協議会が果たしている役割をこれまで以上にアピールすることも必要ではないだろうか。

なお、社会福祉協議会では、今回の外部監査実施後、平成 19 年 11 月に安全性の高い国債等の購入によって積立預金の運用を行っているとのことであった。

#### (6) 資金繰り管理について

社会福祉協議会では、資金繰り管理として毎月の収入、支出を「資金繰り表（一般会計）」という管理表で管理している。これには、毎月の収入、支出について年度当初予定額を記入しており、経過月を実績に置き換えるという作業をしている。上記管理表はあくまで経理担当者の管理資料であり、法人として検討、承認のあるものではない。

すでに述べたが、社会福祉協議会には積立預金が潤沢にあると言えるので、資金繰りの予算・実績管理を組織的に運用して効率的な資金管理を行うことが望ましいと考えられる。特に、積立預金の運用、管理については、市からの補助金をどう反映させるかという問題はあるものの、一般には中長期的な資金収支表を作成し、それを単年度の資金収支表に落とし込み、毎月の資金繰りについて予算と実績を比較検討するなどして、無駄のない管理を検討すべきである。

#### (7) 「旭川市長寿社会いきがい振興事業」について

「旭川市長寿社会いきがい振興事業」において、当法人は市から 12,964,000 円の補助金を交付されている（平成 18 年度及び平成 19 年度の金額）。これは、次の「(8) 社会福祉協議会についての総括」で述べる運営費補助金とは別のものである。これについては、「ふれあいのまちづくり事業」という特定事業に用途が限定された補助金であり、補助金申請の根拠となる「事業予算書（支出の部）」の支出内訳を検討したところ、特に問題となるような支出項目は見当たらなかった。

平成 18 年度の「ふれあいのまちづくり事業」単体の収支は 1,154,837 円のマイナスであり、これを他の受託事業の収支、市民からの会費及び共同募金でカバーしている状況である。

(8) 社会福祉協議会についての総括（意見）

社会福祉協議会の法人運営事業に対する補助金の交付は、「旭川市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）にしたがって交付される。補助の対象となる経費は、社会福祉協議会の一般会計における経常活動による経費のうち、次の各号に掲げる経費としている。ただし、会議費及び渉外費は、補助の対象としていない（要綱第2条）。

- ① 法人運営事業
- ② 共同募金事業
- ③ 地域福祉事業
- ④ ボランティア振興事業
- ⑤ 福祉人材バンク事業
- ⑥ 貸付事業

また、補助金交付の算定方法については、要綱第3条に規定があり、当該年度の市の予算の範囲内で、補助金対象経費の実支出額から補助対象経費に関わる次に掲げる収入を除いた金額の80%としている。

- ① 受託金
- ② 配分金
- ③ 補助金（市の運営補助金を除く）
- ④ 前各号に定めるもののほか、市長が認めるもの

これに基づく平成18年度、平成19年度の補助金決定額は、次のとおりである。

（単位：円）

	平成18年度	平成19年度
補助事業に要する経費 A	101,213,000	100,794,000
Aのうち、人件費相当額（19年度は予算）	53,817,792	49,742,000
控除する収入 B	31,803,000	35,096,000
差引所要額 C (A-B)	69,410,000	65,698,000
補助率 D	8/10	8/10
補助経費 E (C×D)	55,528,000	52,558,000
基準額（市の予算額） F	52,000,000	50,000,000
選定額（EとFいずれか少ない額） G	52,000,000	50,000,000
補助金交付額 H	52,000,000	50,000,000

上表からわかるとおり、平成18年度、19年度ともに市の予算額をもって補助金が交付されることになっており、結局のところ当法人の補助事業にかかる経費の50%前後の負担とな

っている。

また、補助対象経費の主要項目は人件費であるが、この点につき、社会福祉協議会の人件費の水準について調査したところ、昇給ベースは旭川市の職員に対する号給をベースに、各号で 5%から 18%程度低く設定されており、特に人件費が割高になっているとは言えなかった。補助対象経費である人件費には市 OB の給与も含まれており、参考までにその給与水準を示せば次のとおりである。

#### 【その他職員の市 OB 給与水準】

##### ①常勤職員

就業 週 38 時間 45 分

基本給 155,000 円、通勤手当

期末手当 (6, 12 月) 1.95 月 ただし、センター関係者 (注) は、1.4825 月

寒冷地手当 (ただし、センター関係者はなし) ※退職金はなし

その他役職により職務加算有り、課長相当職 20,000 円

(注) 社会福祉協議会が市の指定管理者となっている施設における同協議会の職員

##### ②非常勤職員

就業 月 55 時間程度

時間給 780 円、通勤手当 ※退職金はなし

##### ③非常勤職員

就業 月 30 時間程度 (月 4 日程度)

日額 6,000 円、通勤手当 ※退職金はなし

※上記給与については、市 OB を問わず、職種により同一賃金体系となっている。

社会福祉協議会は、旭川市の福祉基盤の充実を図ることを目的としていることから、必然的に「非営利性」と「公共性」という特性を有することになる。したがって、当法人の市民に提供するサービスが営利追求を目的とした民間企業では成し得ないことを前提にこの補助金交付の是非を問われれば、実際支出経費の 50%相当の金額は決して不相当なものとは言えないと思われる。しかし、一民間企業にとっては、当該補助金に相当する資金調達を行うためには、利息負担や配当負担等、少なからずリスクを負わなければならないところ、当法人がリスクゼロでこのような補助金の交付を受けていることについて、第三者、特に市民に対して相応のサービスを提供する使命を負っていることは認識しなければならない。前述した積立預金の有効活用や、法人運営におけるキャッシュ・フローの状況等、法人としてのいわゆる経営努力を、特に財務的な観点からディスクローズし、相応のサービスを市民に提供していることをこれまで以上にアピールしていくことが、当該補助金交付を継続的に享受しうる要件になると思われる。

## 12. 旭川市土地開発公社

### 団体の概要

#### (1) 設立目的と出資状況等

(平成19年7月1日現在)

団体名	旭川市土地開発公社		
代表者の氏名	高瀬 善朗	代表者の常勤・非常勤 の別と職	非常勤で市の現職
所在地	〒070-0036 旭川市6条通9丁目46番地		
電話	0166 (25) 5695	FAX	0166 (22) 8062
e-mail	—		
URL	—		
設立目的	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有用地の取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する。		
設立年月日	昭和48年2月5日	主 な 出 資 者	旭川市 100%
資本金	10,000 千円		
市の出資額	10,000 千円		
市の出資割合	100%		

#### (2) 団体の組織等

(単位:人 平成19年7月1日現在)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内 訳			
					プロパー	市OB	市派遣	その他
役員	常勤	1		1		1		
	非常勤	8	2	10			10	
	計	9	2	11		1	10	
職員	常勤			8			(兼務)8	
	臨時							
	計			8			8	

#### (3) 前年度の主な事業概要

##### ① 公有地取得事業

土地の管理	2,282 千円	
土地の処分	17,034.34 m <sup>2</sup>	388,339 千円

##### ② 附帯等事業

土地の貸付	24,367 千円
土地の管理	16,182 千円

## (4) 財務状況

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収支の状況	公有地取得事業収益	905,791	510,910	388,338
	附帯等事業収益	30,009	28,479	24,367
	売上高合計	935,801	539,389	412,706
	公有地取得事業原価	883,370	497,355	377,147
	附帯等事業原価	16,950	16,431	16,182
	販売費及び一般管理費	7,632	8,765	6,941
	営業費合計	907,954	522,552	400,271
	営業損益	27,847	16,837	12,435
	営業外損益	△ 233	△ 205	△ 679
	経常損益	27,614	16,632	11,756
	特別損益	69	—	△ 3
	当期利益	27,683	16,632	11,753
	前期繰越損益	370,112	397,796	414,427
	当期末処分利益	397,796	414,428	426,181
財産の状況	現金預金他	93,639	79,802	78,737
	公有用地	7,239,509	6,781,679	6,456,201
	流動資産合計	7,333,148	6,861,482	6,534,939
	固定資産	706	10,611	10,566
	資産合計	7,333,854	6,872,093	6,545,505
	流動負債	1,753	3,180	563,350
	固定負債(借入金)	6,924,305	6,444,485	5,545,974
	負債合計	6,926,058	6,447,665	6,109,324
	資本金	10,000	10,000	10,000
	剰余金・欠損金	429,653	465,175	476,296
	資本合計	397,796	414,428	426,181

売上高は保有土地の売却収入（公有地取得事業収益）と賃貸収入（附帯等事業収益）からなり、営業費は売却した土地の取得価額（公有地取得事業原価）と土地の管理費（附帯等事業原価）、販売費及び一般管理費である。保有土地は基本的に販売用であるため、流動資産に含まれている（公有用地）。固定資産の主なものは出資金1千万円であるが、後述するように、その内容は金融機関への定期預金である。また、平成18年度の流動負債の主なものは市からの借入金で、固定負債はすべて金融機関からの借入金である。

(5) 市の財政的関与の状況（平成18年度）

（単位：千円）

区 分	金 額	備 考
補助金	—	
委託料	—	
市の貸付金	851,032	
その他	—	
損失補償契約に係る債務残高	—	
損失補償の額	—	
債務保証契約に係る債務残高	5,545,974	
債務保証の額	6,416,324	利子相当額を別途設定している

（注）金融機関からの借入金にはすべて市の債務保証がついている。

## 監査の結果及び意見

### (1) 個人情報保護規程について

旭川市における個人情報の保護については、旭川市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第8号）が定められている。当条例の第36条では旭川市が出資する法人についても、「市が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。」と定められており、また、旭川市個人情報保護条例施行規則（平成17年9月9日規則第50号）の第21条では「条例第36条の規則で定めるものは、本市が資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて，別表第2に掲げるものとする。」として、これが適用される出資法人が掲げられている。

別表第2（第21条関係）

名 称
株式会社旭川振興公社
株式会社旭川保健医療情報センター
株式会社旭川産業高度化センター
旭川空港ビル株式会社
財団法人道北地域旭川地場産業振興センター
財団法人旭川生活文化産業振興協会
財団法人旭川市勤労者共済センター
財団法人旭川市水道協会
財団法人旭川市体育協会
財団法人旭川市公園緑地協会
財団法人旭川河川環境整備財団
旭川市土地開発公社

以上のように、旭川市の条例では旭川市土地開発公社（以下、「土地開発公社」という。）についても市に準じた保護措置を講じなければならないことが定められているところ、同社では平成19年8月現在で個人情報保護に関する規程が作成されていない。個人情報の保護措置をとることと規程の作成とは直接結びつくわけではなく、上記条例でも規程の作成が要請されているわけではない。しかし、その妥当性はともかく、第三セクター等は市の事務を受託する場合や市の指定管理者となる場合が多く、個人情報の取扱いについては一般の民間企業以上に注意が払われるべきと考えられているからこそ市に準じた保護措置を講じることが要請されているのである。したがって、個人情報の保護についてはその取扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。

(2) 役員構成について（意見）

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）の「3. 第三セクター等の人件費」には、「第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」と記載されている。そこで、土地開発公社の直近 5 年間の役員の構成割合を示すと、次のとおりである。

（単位：人）

年 度	役員数	理事	監事	合 計	うち市出身者 (割 合)
平成 18 年度	プロパー	0	0	11	11 (100%)
	市 OB	1	0		
	市派遣	8	2		
平成 17 年度	プロパー	0	0	11	11 (100%)
	市 OB	1	0		
	市派遣	8	2		
平成 16 年度	プロパー	0	0	11	11 (100%)
	市 OB	1	0		
	市派遣	8	2		
平成 15 年度	プロパー	0	0	11	11 (100%)
	市 OB	1	0		
	市派遣	8	2		
平成 14 年度	プロパー	0	0	11	11 (100%)
	市 OB	1	0		
	市派遣	8	2		

(注) 「プロパー」は、もともと土地開発公社が採用した者。

「市 OB」は、旭川市を退職した者。

「市派遣」は、旭川市の現職職員で土地開発公社へ派遣されている者。

「市出身者」は「市 OB」と「市派遣」の合計。

なお、上表のうち常勤役員は各年度とも「市 OB」の 1 名のみであり、その他は理事長を含めすべて非常勤役員である。

上表によれば、土地開発公社の役員はすべて市の OB と市の派遣職員から構成されており、非常勤役員を含むとはいえ、この結果を見る限り、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日 総務省）に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みについては実施されていない。ただし、後述するように、現在の土地開発公社は団体そのものが市の一部局と見られる面があるため、外部から役員

を入れることについては、公社のあり方と合わせて検討する必要がある。また、土地開発公社では平成 19 年 7 月 1 日現在で在職する 8 名の職員についてもすべて市職員との兼務となっている。

「(9) 土地開発公社についての総括」のところでも述べるが、土地開発公社では上述したとおり市の OB が務める常勤役員 1 名を除き、その他すべての役員と職員が市職員と兼務になっており、人的な面から見て、団体としての実態が認められない。

さらに、役員・職員を含めて土地開発公社から給与が支払われているのは、常勤役員 1 名のみであり、その金額も特に高額なものではなかったものの、市の OB が就任している理事職が天下りのためのポストであるという印象はぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市の OB を就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。

なお、兼務職員等に対して支給される給与は市から支給される市職員としての給与のみで、土地開発公社分としての給与が上乗せ支給されている事実はなかった。

### (3) 業務委託について

土地開発公社が外部へ業務委託を行った際に支払った業務委託費は平成 18 年度において 1,886 万円であり、委託の件数は 7 件であった。これにつき、契約形態別の内訳を示したものが次の表である。

契約形態 件数・金額	一者随意契約	見積合わせ	指名競争入札	合 計
件 数	4 件 (57.1%)	1 件 (14.3%)	2 件 (28.6%)	7 件 (100%)
金 額	16,685,550 円 (88.4%)	63,000 円 (0.3%)	2,121,000 円 (11.3%)	18,869,550 円 (100%)

(注)「一者随意契約」とは、競争の方法によらずに特定の者を契約の相手方として契約を締結する随意契約のうち、あらかじめ特定の者 1 人を選ぶ方法をいう。

「見積合わせ」とは、競争の方法によらずに特定の者を契約の相手方として契約を締結する随意契約のうち、2 人以上の者から見積書を徴して相手方を選ぶ方法をいう。

「指名競争入札」とは、特定多数の者をあらかじめ指名してそれらの者に入札させ、発注者にとって最も有利な価格を提示した者を契約の相手方として契約を締結する方法をいう。

7 件の業務委託のうち、委託料が 100 万円を超えるものは次ページの 3 件で、宮前通東・西草刈等業務委託のみが指名競争入札で、他の 2 件はあらかじめ特定の者 1 人を相手方として選び、他の者からは見積書をとらない一者随意契約となっている。

(単位：円)

業務委託名	契約金額	相手先
有料駐車場運営管理等業務委託	13,184,850	㈱旭川振興公社
旭川合同庁舎用地汚染土壌等処分業務委託	2,803,500	㈱竹中工務店北海道支店
宮前通東・西草刈等業務委託	1,155,000	清香園山田植木㈱
合計	17,143,350	—

上表のうち、最も高額な有料駐車場運営管理等業務委託について、㈱旭川振興公社（以下、「振興公社」という。）を相手先とする一者随意契約とした理由は次のとおりである。

- ① 当該土地は、旭川駅周辺開発事業用地として、旭川市の依頼により先行取得したものであり、同事業が進行中であることから、土地の利活用の性格としては、あくまで暫定的なものであること。
- ② 当該駐車場は、旭川市の観光誘致事業に基づき、観光バスの無料取扱い等の業務及び旭川市に係るイベントに必要なに応じて無料駐車場に供していることから当公社及び旭川市の意向が速やかに反映できること。
- ③ ㈱旭川振興公社は、当該駐車場管理運営を平成 9 年度から現在まで良好に遂行してきたこと。

①については、土地の売却等が決まった場合、速やかにこれが実行できることを要求していると思われるが、旭川駅周辺開発事業については事業のスケジュールが決まっており、土地の処分時期についてもある程度予測可能と思われる。したがって、業務委託の契約書においてその旨をうたっておくことで対応可能と思われるため、市が出資する第三セクター等に委託する積極的な理由にはならない。また、②では無料駐車場に供する可能性があることをあげているものの、駐車場を持たない民間の店舗等が利用客に対して提携駐車場の無料駐車券を出すことなどは一般的に行われていることであり、この場合も同様に委託料で調整するなど市の負担で無料駐車場とすることは十分可能と思われるため、これも積極的な理由にはならない。③については、振興公社の実績は認めるものの、これを理由とした一者随意契約が行われてしまうと委託業者を変えることができなくなってしまうため、やはり、これも理由にはならない。

したがって、これらを理由とする一者随意契約には合理性があるとは言い難い。なお、同じく一者随意契約を採用する旭川合同庁舎用地汚染土壌等処分業務委託については、旭川合同庁舎の建設工事を行っていた業者への委託であり、資料を閲覧した限りでは一者随意契約に合理性が認められた。

費用対効果を考えると、必ずしもすべての業務委託に競争入札を導入することが望ましいとは言えない。しかし、随意契約をとるのであれば可能な限り複数の業者から見積書を

とって価格の妥当性を検証すべきであるし、契約金額からすれば、少なくとも上記の有料駐車場運営管理等業務委託については競争入札を実施すべきであったと考える。

それではなぜ、有料駐車場運営管理等業務委託については振興公社を相手先とする一者随意契約という形態がとられたのであろうか。形式的な理由は上記のとおりであり、土地開発公社に聞き取りを行った限りでは、この他に、当該駐車場の隣にある駐車場の管理を行っているのがやはり振興公社であったため、効率性も考慮したとのことであった。確かに、これを起案した担当者の意識にはこれ以上のものはなかったのかもしれない。しかし、本報告書の「1. 株式会社旭川振興公社」の箇所にも記載しているとおおり、旭川市においては、振興公社の経営を成り立たせるために振興公社へ委託できるものはなるべく振興公社へ委託するという暗黙の考えがあるのではないかという印象を監査人は受けている。本業務委託においても、振興公社への一者随意契約とすることを最終的には市として承認した背景に、こうした考えが本当になかったと言えるのかについては、疑問が残ると言わざるをえない。

#### (4) 貸借対照表の科目表示について

平成 17 年度及び平成 18 年度の貸借対照表において、出資金として 1 千万円が計上されているものの、その内容は 1 年以内に満期が到来する旭川信用金庫の定期預金である。土地開発公社経理基準要綱第 11 条によれば、1 年以内に期限の到来する預金は貸借対照表上で流動資産の「現金預金」として表示することになっているものの、満期日が到来してもそのまま更新して長期的に解約しないことが明らかである場合など、特段の事情があれば固定資産として計上することも可能と思われる。いずれにしても、「出資金」という科目については見直すべきである。

#### (5) 固定資産の管理について

固定資産については、以下の点を除き適切に管理されていた。

- ① 固定資産台帳には「事務用チェアー（スチール肘付）」と記載されていたものの、固定資産現物に貼付された資産番号をもとに確認したところ、正しくはファイリングキャビネットであった。
- ② 他部局へ貸し出していた固定資産があったため、借用書をもとに貸出先の部局へ確認を依頼したところ、借用書等を交わさないままさらに別の部局へ貸し出していたため、現物の保管場所がすぐには判明しないものがあった。業務の必要上、その保管場所が変わることはやむをえないと思われるものの、他部局へ貸し出す際には借用書等を取り交わし、当該固定資産がどこにあるのかを常に把握しておくべきである。

#### (6) 会計帳簿の作成方法について

監査人が検証したところ、最低限必要と思われる会計帳簿はすべて作成されており、検

証した範囲ではその内容にも不備はなかったものの、仕訳伝票が手書きで作成され、総勘定元帳は3枚複写となっている仕訳伝票を切り貼りすることによって作成されていた。

会計帳簿についてはパソコンソフトを活用して作成することが一般的になってきており、市販の会計ソフトなどは数万円で購入することが可能である。現在の作成方法によった場合の担当者（市職員が土地開発公社の業務を兼務している）の負担を考えると、人件費などのコスト面から明らかに不合理であり、できるだけ早くパソコンソフトを活用した会計帳簿の作成を実施すべきである。

#### （7）旭川市からの借入金について

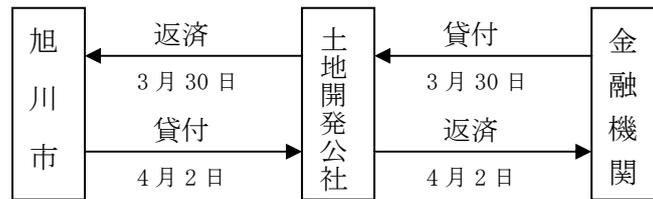
土地開発公社は公共用地等の取得等を目的に設立されており、その取得資金に充てるため旭川市から以下の借り入れを行っている。返済は、市からの借入金に係る事業用地が売却される都度行われており、直近3年間の事業別借入金残高を示すと以下のとおりである（なお、下記以外に金融機関からの借入金が平成18年度末において55億4,597万円あり、これらも事業用地が売却される都度返済している）。

（単位：円）

区分（事業名）	平成16年度	平成17年度	平成18年度
公共用地（中央図書館前）	59,206,442	39,206,442	29,206,442
道路用地（アリーナ前道路）	365,511,004	365,511,004	96,988,686
松岡木材跡地（軽工業用地）	162,394,511	162,394,511	162,394,511
松岡木材跡地（公園用地）	66,734,500	66,734,500	66,734,500
福祉村建設用地	56,409,331	37,664,152	25,126,857
道路用地（昭和神楽通線）	179,521,174	179,521,174	179,521,174
合計	889,776,962	851,031,783	559,972,170

上記から明らかのように、それぞれの借入金は各年度末において未返済額が残っており、1年以内には返済期限の到来しない長期の借入金で、平成18年度末においても合計で5億5,997万円が残高として残っている。

ところが、平成18年度の決算書に添付されている借入金の明細表によると旭川市からの借入金残高はゼロとなっており、代わりに金融機関からの短期借入金が明細表に計上されていた。そこで、その経緯を質問したところ、平成19年3月30日において旭川市からの借入金と同額を金融機関から借り入れて旭川市へ返済したためということであった。しかし、当該借入金については年度が変わった平成19年4月2日に再び旭川市から同額を借り入れて金融機関へ返済しているため、結果として金融機関からの借入期間は3月30日から4月2日までの4日間となっており、その間の利息153,417円を支払っている。これを図示すると次ページのとおりである。



こうした処理を行う理由について土地開発公社側に質問したところ、市から、年度内（3月31日まで）に返済するよう指導を受けたためというものであったことから、市の財政課にも質問してみた。その回答によれば、財政再建団体となった北海道夕張市において、出納整理期間（※）における、普通会計と特別会計、あるいは普通会計と第三セクターとの間の借入れによって赤字額を隠す会計処理が行われていたことから、各市の会計処理の実態について北海道から調査が行われたことに伴い、市としてはそれまで行っていた出納整理期間中の返済ではなく、3月31日までに当該年度の貸付金を返済してもらうこと、及び次年度の貸付を行うまでの数日間については、土地開発公社で資金を調達するよう申し入れを行ったというものであった。

（※）年度末付近で発生した債権・債務に係る未収金や未払金を当該年度の収支として整理するために設けられた期間で、4月1日から5月31日までの2か月間（地方自治法第235条の5）。

すなわち、地方自治体の予算はいわゆる単年度主義をとっているため、ある年度（仮に「×1年度」とする）の貸付については、原則として当該年度中（×1年度の出納整理期間が終わる×2年5月31日まで）に返済を受けなければならないことになっている。そのため、平成17年度までは第三セクター等に対する貸付を出納整理期間中の4月に行い（これは×2年度の貸付金となる）、第三セクター等は当該借入資金をもって貸し付けを受けた日と同じ日付で前年度（×1年度）の貸付金を返済するという処理を行っていた。したがって、この形だけを見れば確かに夕張市の例と同じように見え、翌年度の貸付金をもって前年度の貸付金を返済するという以前までの処理は単年度主義の基本的なルールに抵触する可能性があった。

こうしたことを考えると、平成18年度から行われている現在の処理にはやむをえない部分があるのかもしれないものの、現在の処理によっても以下のような問題点があることは指摘しておかなければならない。

（問題点）

- 旭川市から見た場合は長期貸付金、土地開発公社から見た場合は長期借入金となるべきものが、それぞれ短期貸付金、短期借入金として処理され、また実質的には旭川市

からの借入金であるにもかかわらず、決算時点ではそれが金融機関からの借入金に振り替わることによって、一般市民や議会、その他金融機関などの判断を誤らせる恐れがある。

- ・ 金融機関から新たに借入れを行うことによって、これを行わなければ支払う必要のなかった利息を支払うことになっている。

こうした問題点があってもなお、上記のような借り換えを行う必要があるのか、それとも、他にもっとよい方法がないのかについては今後議論をつくしてほしい。

なお、監査人が検証した限りでは、平成 17 年度まで行われていた貸付金の返済処理が、市の財政収支の赤字を隠すために行われていたとは思われなかった。

また、金融機関から借り入れていた 4 日間に対応する利息を支払っていることは上述したとおりであるが、旭川市との間では当該借入金は無利息とされており、旭川市へは利息を支払っていない。

#### (8) 土地開発公社の保有土地について

##### <保有土地の一覧>

平成 18 年度末において土地開発公社が保有する土地と、その帳簿価額及び時価の一覧は次のとおりである。

(単位：千円)

区分(事業名)	取得年月日	面積 (㎡)	平成 18 年度末 帳簿価額 A	時価(平成 19 年 1 月 1 日現在)B	差 額 (B-A)
福祉村建設用地	S48. 3. 27	16,620.59	25,126	23	△ 25,103
公共用地(中央図書館前)	S48. 3. 27	867.64	169,185	48,475	△ 120,710
松岡木材跡地用地	S48.11.22～ S60. 6. 7	17,359.63	407,864	156,271	△ 251,593
道路用地(アレーナ前道路)	S61. 8. 14	5,255.61	96,988	192,644	95,655
カルチャーゾーン計画用地	S63. 3. 30～ H 5. 2. 3	5,415.49	253,262	201,483	△ 51,778
道路用地(昭和神楽通線)	H 3. 2. 28～ H12. 6. 2	3,213.11	180,414	117,776	△ 62,638
旭川駅周辺開発事業用地	H 9. 3. 3	231,863.09	5,096,215	3,555,137	△1,541,077
公共用地(アイヌ文化振興事業用地)	H15. 7. 24	27,328.52	227,143	532,277	305,133
合 計		307,923.68	6,456,201	4,804,089	△1,652,111

「時価」（平成 19 年 1 月 1 日現在）は固定資産税評価額（非課税箇所については固定資産税評価額相当額）を 0.7 で割り返したもので、この金額は土地取引の目安とするために国土交通省が発表する公示地価に近い金額となっている。ただし、旭川市における実際の取引価格はこれよりも低い金額になる可能性がある。

#### <借入金の一覧>

それぞれの土地と平成 18 年度末の借入金残高との関係を示せば、次のとおりである。

(単位：百万円)

金融機関等 区分 (事業名)	北洋銀行	旭川信用金庫	三菱 UFJ 信託銀行	北海道 労働金庫	北海道 信用農業 協同連 合会	北海道 銀行	旭川市	合計
福祉村建設用地							25	25
公共用地(中央図書館前)							29	29
松岡木材跡地 用地							229	229
道路用地(アリーナ前道路)							96	96
カルチャーゾーン計画用地		124		118				243
道路用地(昭和神楽通線)							179	179
旭川駅周辺開発事業用地	1,225	1,640	467	857	389	495		5,076
公共用地(アイヌ文化振興事業用地)					226			226
合計	1,225	1,765	467	975	615	495	559	6,105

(注) 金融機関からの借入金には、すべて市の債務保証がついている。

#### <土地の処分方法>

土地開発公社が保有する土地を処分(売却)するにあたっては、「事業計画に基づき起業者に売払い(引渡し含む。)若しくは、市長と協議のうえ第三者に売払いの処分を行うものとする。」(旭川市土地開発公社業務方法書第 20 条)とされており、基本的には市の事業計画に基づいて取得した土地を、市へ売却することになっている。また、その際の処分価格は以下の①から③の合計とされている(旭川市土地開発公社業務方法書第 8 条、9 条、10 条、20 条の 2)。

- ① 事業費 (土地の取得価格や移転補償費、処分時までの管理費等を含む)
- ② 資金利息 (借入金の利息)
- ③ 事務費 (土地開発公社自体の事務経費)

なお、③の事務費については、事業費と資金利息の合計額に一定の率を乗じて計算することになっており（旭川市土地開発公社業務方法書第10条）、当該事務費の率については、旭川市土地開発公社業務方法書の別紙において次のように定められている。

事業費と資金利息の合計	率
1,000万円までの額	4.0%
1,000万円を超え、5,000万円までの額	3.5%
5,000万円を超え、1億円までの額	3.0%
1億円を超え、3億円までの額	2.5%
3億円を超える額	2.0%

この方法書に従い、土地開発公社では土地の取得価額に処分時までの管理費や借入金の利息を加算している。なお、前述した③事務費（土地開発公社自体の事務経費）については帳簿価額そのものには加算しないため、この部分が処分時の粗利益となる。

そこで、各土地の平成18年度末の帳簿価額の内訳を示せば、次のとおりである。上述したように「③事務費」は処分時に計算されるため、以下には含まれていない。

（単位：千円）

区分（事業名）	平成18年度末帳簿価額			
	用地費	管理費（※）	支払利息	合計
福祉村建設用地	5,218		19,908	25,126
公共用地（中央図書館前）	50,081		119,103	169,185
松岡木材跡地用地	95,725	31,475	280,663	407,864
道路用地（アリーナ前道路）	74,296		22,692	96,988
カルチャーゾーン計画用地	142,929	2,516	107,816	253,262
道路用地（昭和神楽通線）	160,604	1,564	18,245	180,414
旭川駅周辺開発事業用地	4,716,082	8,221	371,911	5,096,215
公共用地（アイヌ文化振興事業用地）	221,087	1,015	5,040	227,143
合計	5,466,026	44,793	945,382	6,456,201

（※）上述したように、現在までに要した実際の管理費である。

<取得の経緯と処分計画等>

① 福祉村建設用地

【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市春光台4条11丁目 16,620.59㎡



【取得の経緯】

当事業用地は、もともと福祉施設を建設する事業計画に伴い振興公社が先行取得していた土地であり、昭和47年度に振興公社から他の事業用地と一括で承継取得している。これは、「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行されたことに伴って同年度に土地開発公社が設立され、振興公社が保有を継続した場合には固定資産税が賦課されるのに対して、土地開発公社が保有する場合は原則非課税となること、及び用地取得資金について債務保証がない振興公社よりも土地開発公社において金融機関からの借入を行った方が有利な条件で借入できると判断したことによる。当事業用地の取得については、市の総務部管財課（現在の総務部管理課）が振興公社からの承継取得を含めた土地開発公社業務の実施方針を起案し、決裁を受けている。

なお、資金の手当てについては、昭和47年度に北海道信連から借入を行い、平成6年度には借り換えを行って全額市からの借入としている。後述するように、平成20年度の事業終了をもって完済する予定である。

【事業計画（処分計画）】

まず、これまでの処分の経過を示すと、次のとおりである。

昭和49年度	市へ処分	(緑風苑建設用地)
昭和52年度	社会福祉法人へ処分	(福祉施設建設用地)
昭和59年度	社会福祉法人へ処分	(福祉施設建設用地)
平成9年度	市へ処分	(道路用地)
平成16年度～平成20年度(予定)	市へ処分	(雪堆積場)

当初は、福祉施設建設用地としてすべて処分する予定であったが、すべての用地を処分

する前に市の事業が終了したことから、残地を保有していた。その後、市土木部から雪堆積場として買収したい旨の依頼を受け、平成 16 年度から平成 20 年度の 5 か年で処分しているところであり、本処分完了に伴い、事業終了する予定である。

#### 【問題点】

当事業用地は、取得の経緯に記載したとおり、もともと福祉施設を建設する事業計画に伴い取得したものであり、昭和 48 年 3 月に取得した時の面積は 132,860 m<sup>2</sup>で、そのうち当初予定どおりに処分されたのは平成 9 年度の 85,091.69 m<sup>2</sup>までである。残りの 47,541.33 m<sup>2</sup>（この他の約 227 m<sup>2</sup>については地積更正等による減少分）については平成 15 年度まで処分の見通しがたたないままであったところ、平成 16 年度から平成 20 年度にかけて旭川市に雪堆積場として処分することが決まったものである。したがって、当事業用地については当初の計画どおりに処分できなかったために、市が雪堆積場として買い取らざるをえなかった点と、平成 6 年度以前に処分できていれば金融機関からの借りに伴う利息負担が少なく済んだであろうという点が問題である。もちろん、土地開発公社の土地は基本的に市の事業計画に基づいて取得し、これを市へ売却することになっているため、市が買い取ること自体は問題とならない。問題となるのは、雪堆積場として利用するためであれば、そもそも当該土地を取得していたかどうかという点である。当初計画どおりに処分できなかったのは市の事業計画に甘い点があったためであろうし、当該計画を決定した市の責任が問われるべきである。

なお、帳簿価額と時価の一覧に記載したとおり、当事業用地は平成 18 年度末において 2,510 万円の含み損をかかえているが、このうち 1,990 万円は土地の帳簿価額に加算された借入金の利息が原因であり、したがって市は当事業用地を買い取ることによって当初予定していなかったはずの金利負担まで行っていることになる。

#### ② 公共用地（中央図書館前）

##### 【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市 8 条通 6 丁目 867.64 m<sup>2</sup>



### 【取得の経緯】

当事業用地は、もともと勤労者福祉会館を建設する事業計画に伴い振興公社が先行取得していた土地であり、福祉村建設用地と同様の理由で、昭和 47 年度に振興公社から他の事業用地と一括で承継取得している（なお、土地開発公社が振興公社から取得した昭和 48 年よりも以前の昭和 41 年において、もともと当用地を所有していた市から、所有権は市に残したまま振興公社へ売却しているが、この経緯についての詳細は不明であった）。当事業用地の取得については、市の総務部管財課（現在の総務部管理課）が振興公社からの承継取得を含めた土地開発公社業務の実施方針を起案し、決裁を受けている。

なお、資金の手当てについては、昭和 47 年度に北海道信連から借入を行い、昭和 63 年度には借り換えを行って全額市からの借入としている。当事業用地の処分は平成 6 年度に道路用地としてその一部を処分した後はまったくすすんでいないものの、事業資金そのものについては、平成 11 年度から土地開発公社の自己資金で返済を行い、平成 19 年度には完済している。

### 【事業計画（処分計画）】

まず、これまでの処分の経過を示すと、次のとおりである。

昭和 63 年度 市へ処分（道路用地）

平成 6 年度 市へ処分（道路用地）

当初は、勤労者福祉会館建設用地として処分する予定であったが、昭和 56 年度に当事業用地とは別の旭川市 6 条通 4 丁目に雇用能力開発機構が同会館を建設したことから、当事業用地における計画そのものがなくなっている。これに伴い、平成 14 年度には事業名も「中央図書館前」に改められている。

今後の処分計画については、公共駐車場用地として、処分に向けて市（生涯学習部・企画財政部）と協議しているところである。なお、昭和 51 年度からは駐車場用地として、振興公社に対して有償で土地の貸付を行っている。

### 【問題点】

当事業用地は、平成 20 年 2 月時点においても具体的な処分の見通しがたっていない点が問題である。上述したように、駐車場用地として市へ処分する計画はあるものの、これはあくまで未定であるし、たとえ市へ処分することになっても、当初の計画どおりに処分できていれば市はそもそもこうした駐車場用地を取得する必要がなかったわけである。なぜ勤労者福祉会館が当事業用地以外の場所へ建設されることになったのかについての直接の理由は不明ということであったものの、昭和 56 年度に雇用能力開発機構が同会館を建設した旭川市 6 条通 4 丁目は市の土地であり、平成 14 年度には同会館を市が購入している。したがって、このような経緯を見る限りはやはり市の事業計画に甘い点があったということを指摘せざるをえないし、当該計画を決定した市の責任が問われるべきである。

なお、帳簿価額と時価の一覧で記載したとおり、当事業用地は平成 18 年度末において 1 億 2,071 万円の含み損をかかえているが、このうち 1 億 1,910 万円は土地の帳簿価額に加算された借入金の利息が原因である。

### ③ 松岡木材跡地用地

#### 【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市近文町 14 丁目、15 丁目 17,359.63 m<sup>2</sup>



#### 【取得の経緯】

当事業用地は、環境対策施設を含む公用及び公共用施設用地並びに工業用地として利用する事業計画に伴い、昭和 47 年度に破産した松岡木材産業株式会社の破産管財人から、また昭和 50 年度に複数の個人からそれぞれ取得している。当事業用地の取得については、市の総務部管財課（現在の総務部管理課）が昭和 48 年 3 月 9 日付けで公共用地等として取得してほしい旨の起案をし、決裁を受けている。

なお、資金の手当てについては、昭和 48 年度に旭川市農業協同組合から借入を行い、以降、北海道拓殖銀行、協調融資銀行団、神居農業協同組合及び安田信託銀行からの借入・借換を経て、平成 5 年度の借り換えにより全額市からの借入としている。

#### 【事業計画（処分計画）】

まず、これまでの処分の経過を示すと、次のとおりである。

昭和 49 年度	近文製機(株)へ処分	(同社事務所及び工場用地)
	市へ処分	(清掃事務所西事業所建設用地)
昭和 51 年度	北海道輸送(株)へ処分	(同社営業所及びその敷地)
昭和 58 年度	日本国有鉄道へ処分	(河川管理用道路用地)
	市へ処分	(道路用地)
昭和 60 年度	(有)高橋スチール工芸へ処分	(同社事務所及び工場用地)
	浅野木材(株)へ処分	(資材置場)
	稲留工業(株)へ処分	(同社事務所及び工場用地)

	北海道へ処分	(自動車運転免許試験場建設用地)
昭和 61 年度	市へ寄付	(道路用地)
昭和 62 年度	道北バス(株)へ処分	(社屋、車庫及び整備工場建設用地)
	(有)試験場前自動車教習所センターへ処分	(住宅建設用地として)
昭和 63 年度	タキグチ自動車工業(株)へ処分	(工場建設用地)
	(有)試験場前自動車教習所センターへ処分	(住宅建設用地として)
	旭川開発建設部へ処分	(近文・オホーツクナイ川築提用地)
	(有)高橋スチール工芸へ処分	(工場用地)
	市へ寄付	(公園用地)
平成 元年度	旭川開発建設部へ処分	(近文・オホーツクナイ川築提用地)
平成 2 年度	(株)二光製作所へ処分	(工場建設用地)
	市へ処分	(公園用地)
平成 4 年度	市へ処分	(中間処理施設建設用地)
平成 5 年度	個人 5 名へ処分	(市買収地の代替地)
平成 6 年度	道北バス(株)へ処分	(駐車場用地)
平成 7 年度	道北バス(株)へ処分	(駐車場用地)
平成 8 年度	道北バス(株)へ処分	(駐車場用地)
平成 9 年度	道北バス(株)へ処分	(駐車場用地)
	個人 5 名へ処分	(市買収地の代替地)
	市へ寄付	(道路用地)

当初は、環境対策施設を含む旭川市の公用及び公共用施設用地並びに工業用地として処分する予定であり、市の依頼に基づいて処分を進めているところであるが、最近 10 年間は処分が行われていない。

今後の処分計画については、リサイクル施設建設用地として、処分に向けて市（環境部）と協議しているところである。

#### 【問題点】

当事業用地も、平成 20 年 2 月時点において具体的な処分の見通しがたっていない点が問題である。上述したように、リサイクル施設建設用地として市へ処分する計画はあるものの、これはあくまで未定である。当初の計画どおりに処分がすすまなかったのは市の事業計画に甘い点があったためであろうし、当該計画を決定した市の責任が問われるべきである。

なお、帳簿価額と時価の一覧で記載したとおり、当事業用地は平成 18 年度末において 2 億 5,159 万円の含み損をかかえているが、平成 18 年度末の帳簿価額 4 億 786 万円には借入金利息 2 億 8,066 万円が含まれているため、当該含み損は借入金の利息が原因である。

④ 道路用地（アリーナ前道路）

【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市神楽3条6丁目、神楽4条6丁目 5,255.61 m<sup>2</sup>



【取得の経緯】

当事業用地は、昭和61年度に市の土木部道路管理課（現在の土木部土木管理課）から道路用地として先行取得してほしい旨の依頼を受け、旭川営林支局から取得している。

資金については、昭和61年度に安田信託銀行から借入を行い、平成3年度の借り換えにより全額市からの借入としている。なお、下記処分計画で記載するとおり、平成20年度の事業終了をもって完済する予定である。

【事業計画（処分計画）】

まず、これまでの処分の経過を示すと、次のとおりである。

平成6年度 旭川開発建設部へ処分 (道路用地)

平成18年度～平成20年度（予定） 市へ処分（道路用地）

当初の処分計画どおり道路用地として処分しているところであり、本処分完了に伴い、事業終了する予定である。

【問題点】

当事業用地については昭和61年に取得してから処分に時間がかかっており、平成3年度以前に処分できていれば、金融機関からの金利負担が少なくて済んだかもしれない点が問題である。処分に時間がかかった明確な理由は不明であったものの、市の財政的な理由であろうと推測される。

⑤ カルチャーゾーン計画用地

【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市神楽3条7丁目、8丁目 5,415.49 m<sup>2</sup>



### 【取得の経緯】

当事業用地は、昭和 62 年度に市の土木部公園緑地課（現在の土木部土木管理課）から旭川駅南地区開発計画の一つである総合公園用地の確保をするため、先行取得してほしい旨の依頼を受け、旭川営林支局とその他個人 2 名からそれぞれ取得している。

資金の手当てについては、昭和 63 年度に安田信託銀行から借入を行い、以降、北海道拓殖銀行、旭川信用金庫、北陸銀行、旭川市及び北海道労働金庫からの借入・借換を経て、平成 12 年度から旭川信用金庫及び北海道労働金庫への 2 行に統一し、現在に至る。なお、下記処分経過において記載するとおり、平成 20 年度の事業終了をもって完済する予定である。

### 【事業計画（処分計画）】

まず、これまでの処分の経過を示すと、次のとおりである。

平成 6 年度 旭川開発建設部へ処分（道路用地）

平成 18 年度～平成 20 年度（予定） 市へ処分（道路用地）

当初の処分計画どおり道路用地として処分しているところであり、本処分完了に伴い、事業終了する予定である。

### 【問題点】

当事業用地については昭和 63 年に取得してから処分に時間がかかっており、早期に処分できていれば、金融機関からの金利負担が少なく済んだかもしれない点が問題である。処分に時間がかかった明確な理由は不明であったものの、市の財政的な理由であろうと推測される。

なお、帳簿価額と時価の一覧で記載したとおり、当事業用地は平成 18 年度末において 5,177 万円の含み損をかかえているが、平成 18 年度末の帳簿価額 2 億 5,326 万円には借入金 1 億 781 万円が含まれているため、当該含み損は借入金の利息が原因である。

⑥ 道路用地（昭和神楽通線）

【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市神楽 2 条 6 丁目 3, 213. 11 m<sup>2</sup>



【取得の経緯】

当事業用地は、平成 2 年度に市の都市建築部用地課（現在の土木部土木管理課）から道路用地として先行取得してほしい旨の依頼を受け、個人 14 名から取得している。

資金の手当てについては、平成 2 年度に安田信託銀行から借入を行い、平成 7 年度の借り換えにより全額市からの借入としている。なお、下記処分計画に記載するとおり、平成 20 年度の事業終了をもって完済する予定である。

【事業計画（処分計画）】

今後の処分計画を示すと、次のとおりである。

平成 19 年度～平成 20 年度（予定） 市へ処分（道路用地）

当初の処分計画どおり道路用地として処分しているところであり、本処分完了に伴い、事業終了する予定である。

【問題点】

当事業用地については平成 3 年に取得が開始されてから処分に時間がかかっており、平成 7 年度以前に処分できていれば、金融機関からの金利負担が少なくて済んだかもしれない点が問題である。処分に時間がかかった明確な理由は不明であったものの、市の財政的な理由であろうと推測される。

なお、帳簿価額と時価の一覧で記載したとおり、当事業用地は平成 18 年度末において 6, 263 万円の含み損をかかえているが、このうち 1, 824 万円は土地の帳簿価額に加算された借入金の利息が原因である。

⑦ 旭川駅周辺開発事業用地

【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市宮前通東、宮前通西、宮下通 11 丁目～19 丁目 231,863.09 m<sup>2</sup>



【取得の経緯】

当事業用地は、平成 8 年度に市の都市拠点開発部計画課（現在の都市建築部駅周辺計画課）から旭川駅周辺開発に伴う公共施設整備及び土地区画整理事業の円滑な推進を図るため、先行取得してほしい旨の依頼を受け、日本国有鉄道清算事業団から取得している。

資金の手当てについては、平成 8 年度に北洋銀行、旭川信用金庫、三菱信託銀行（現・東京三菱UFJ信託銀行）、北海道労働金庫、北海道信連、日本長期信用銀行、北陸銀行及び安田信託銀行から借入を行い、以降借換を行い、平成 13 年度から北洋銀行、旭川信用金庫、三菱信託銀行（現・東京三菱UFJ信託銀行）、北海道労働金庫、北海道信連及び北海道銀行への 6 行に統一し、現在に至る。

【事業計画（処分計画）】

まず、これまでの処分の経過を示すと、次のとおりである。

平成 12 年度	市へ処分	(障害者福祉センター建設用地)
平成 13 年度	国へ処分	(合同庁舎建設用地)
平成 15 年度	市へ処分	(科学館建設用地)
平成 16 年度	国へ処分	(合同庁舎建設用地)

	市へ処分	(科学館建設用地)
平成 17 年度	国へ処分	(合同庁舎建設用地)
	市へ処分	(市民活動交流センター敷地) ※仮称
平成 18 年度	市へ処分	(市民活動交流センター敷地) ※仮称
平成 19 年度	市へ処分	(市民活動交流センター敷地) ※仮称

今後の処分計画については、現在処分継続中の市民活動交流センター敷地（仮称・平成 21 年度終了予定）をはじめ、行政・生活文化展開ゾーン、駐車場用地等順次処分を行い、平成 26 年度に事業を終了する予定である。

### 【問題点】

当事業用地に係る事業計画はもともと平成 19 年度に終了する予定であったものの、これが平成 26 年度に延長されている。したがって、当該延長に伴い金融機関からの借入金に係る利息も増加することになるため、この点が問題と言えるだろう。

なお、帳簿価額と時価の一覧で記載したとおり、当事業用地は平成 18 年度末において 15 億 4,107 万円という多額の含み損をかかえているが、このうち 3 億 7,191 万円は土地の帳簿価額に加算された借入金の利息が原因であり、実際の時価の下落はその他の約 11 億円ということになる。ただし、当事業用地については、現在のところ期間延長後の事業計画に沿って処分される予定であり、計画期間延長に伴う利息の上乗せ分を除き、上記の含み損については特に問題とはならない。

### ⑧ 公共用地（アイヌ文化振興事業用地）

#### 【所在地と地積及び現地の写真】

旭川市近文町 25 丁目 27,328.52 m<sup>2</sup>



#### 【取得の経緯】

当事業用地は、平成 15 年度に市の生涯学習部生涯学習課から、国が構想しているアイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生事業を行うための事業用地として先行取得してほしい旨の依頼を受け、国立療養所道北病院から取得している。

資金の手当てについては、平成 15 年度に北海道信連から借入を行い、現在に至る。

#### 【事業計画（処分計画）】

これまでの処分の経過を示すと、次のとおりである。

平成 18 年度 市へ処分（道路用地）

今後の処分計画については、現在、市の生涯学習部生涯学習課が設置した検討懇話会（アイヌ民族の関係者・学識経験者による会議）でイオル再生事業の計画策定等について協議中であり、平成 21 年度を目途に計画を策定するとともに、国の地域指定を受けるための要望を行い、国の方針が示された時点で適時処分する予定である。

#### 【問題点】

当該事業は国において、平成 8 年 4 月に開催された内閣官房長官の私的諮問機関「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」からの提言に基づき平成 9 年 5 月に制定された、「アイヌ文化の振興並びにアイヌ伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」により、平成 18 年度から、北海道白老町などでアイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生事業が実施されているものである。この事業は北海道内の複数個所で行うことが予定されており、旭川市においても平成 13 年度に北海道から適地として指定を受け、国の地域指定を得ることを目指して当事業用地を平成 15 年度に先行取得したところであった。なお、現在は平成 22 年度以降の実施を目指している。

しかし、当事業がいつから、また実際に旭川市で実施されるかどうか明確でない中で、市ではアイヌ文化伝承館（仮称）といった、いわゆる「ハコモノ」を国のイオル再生事業として展開する計画で当事業用地の取得を行っている。地方自治体や第三セクター等による楽観的な事業見通しに基づく採算のとれない施設の建設等が問題となっている昨今の状況を考えると、既存の施設を活用する方法などもよく検討すべきであったと考える。

当事業用地には平成 19 年 1 月時点で 3 億円を超える含み益があり、当事業が実施できなかった場合でも、造成をした上で宅地等として販売することは可能であると思われる。ただし、明確な処分計画がないまま長期間保有することは当該含み益を減らし、近い将来市に財政的負担を強いることにもなりかねない。国の事業の進捗状況によっては、事業の見直しを含め、事業用地の早期処分に努めるべきである。

#### （9）土地開発公社についての総括（意見）

何らかの事業計画のために土地を取得しなければならない場合、市が直接これを行おうとすると、取得のための財源が十分でないという問題の他に、予算の作成が必要であったり、議会の承認が必要であったりと、一般には時間がかかって機動的な土地の取得ができないという問題があった。昭和 30 年代から 40 年代は土地の価格が急激に上昇していた時期でもあり、取得に手間取っているうちに土地の価格は高騰し、また、他に取得する者が

出てきてしまう可能性もあった。こうした問題を解決するために、昭和 47 年 12 月に「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行され、当該法律に基づき昭和 48 年 2 月に設立されたのが旭川市土地開発公社であった。なお、土地開発公社が設立される以前に振興公社がこうした役割を担っていた点については、本報告書の「1. 株式会社旭川振興公社」の箇所に記載したとおりである。

土地開発公社は上記のような経緯で設立されているものの、全国的に土地の価格が高騰していた時代と異なり、現在、地価が上昇しているのは大都市圏などごく一部の地域である。特に旭川においては依然として地価は下落傾向にあり、機動的な土地の取得が必要とされる場面が以前に比べると格段に少なくなっている。また、そもそも市による公共事業等が減少しているために事業計画そのものが減っており、土地開発公社の本来業務も減少してきている。そういう意味では、土地開発公社の役割は低下していると言えるのかもしれない。

そうした中、土地開発公社の事務所は市の総務部管理課と兼用で、市の OB が務める常勤役員 1 名を除き、その他すべての役員と職員が市職員と兼務になっており、土地開発公社自体のコスト削減のためという観点で見れば、この目的はかなり達成されていると言える。しかし、こうした状況は一方で団体としての実態がないという見方もでき、土地開発公社は市の一部局にすぎないと考えれば、土地開発公社の存在意義については疑問を持たざるをえなくなってしまう。たとえば、市による債務保証が市にとっての「隠れ債務」となり外部から見えづらくなるといったことなどは、土地開発公社がその役割を十分に果たしているときには問題とならないものの、その役割が低下してしまうとこれが無視できない問題となり、さらには、土地開発公社の帳簿や決算書を作成するために人件費をかけなければならないといったことなども新たな問題として顕在化してくることになる。土地開発公社のあり方については今後議論が必要であるし、その存在意義を考えるときに、市 OB の天降りポストを用意するというようなことが考慮されてはならないことは言うまでもない。

## 第4 外部監査の総括

### 1. 市職員の天下りの問題（意見）

今回監査対象とした第三セクター等には、いずれの団体にも市の現職またはOBが役員として就任していた。そこでこの点について市の考えを質問したところ、すでに記載したように、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要であるというものであった。確かに、出資をしている団体に役員等を派遣することは民間企業でも一般に行われていることであり、行政の意思を反映させるためという目的と合わせて、市職員を役員として派遣すること自体が問題となるわけではない。問題となるのは、市を定年退職したOBを役員として就任させることが当該目的を達成するための方法として妥当かどうかという点である。たとえ、第三セクター等から支給される給与が高額でないとしても、一部の市職員にのみ、退職後もそうした道が確保されているという事実は、一般市民だけでなく、その他の市職員でも納得できるものではないだろう。第三セクター等の役員のうち特に給与が支給される常勤役員については、市OB以外にも広く民間から登用する方法がとれなかったかについて検討する必要があると考える。

### 2. 交際費等について（意見）

市の職員（市長を含む）を対象とした「職員の法令遵守等に関する行動規準」の「第四職員の責務と自覚」の「4」には次のような記載がある。

「職務上利害関係のある事業者等との接触に当たっては、会食（公務上必要がある場合を除く。）、贈答、遊技その他市民から疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。」

監査期間中、これに明確に抵触すると思われる支出を特定することができたわけではなかったものの、市職員が第三セクター等の役員との会食等を行うにあたっては、上記の行動規準をふまえ、これに抵触するような支出がないよう、留意されたい。

また、市の現職職員を非常勤役員として第三セクター等に派遣する場合には、第三セクター等から当該役員に給与が支給されることはないものの、仮に、第三セクター等の役員業務の一環という名目で合理性のない交際費や旅費交通費等の支出があるとすれば、これは問題である。これについても、今回の監査期間中、特に問題と思われる支出を特定できなかったわけではなかったものの、市民の誤解や疑念を招くような支出がないよう、第三セクター等の経費については今後も継続的にチェックされるべきである。

### 3. 業務委託・指定管理者制度の問題（意見）

市が発注する業務委託において、第三セクター等を相手先とする一者随意契約が多く行われている点については本報告書の他、前年度の外部監査でも指摘されているところである。なぜそうしたことが行われるのかといえ、市が主張する、当該第三セクター等以外に受託できる相手が存在しない、あるいは最も適任であるという理由の他に、当該第三セクター等を財政的に支援する目的があることは否定できないと思われる。しかし、こうした理由で一者随意契約を行う場合には、他の一般民間企業の参入機会を減らし、公正な競争が行われない結果、旭川市の負担額が増えている可能性があることを忘れてはならない。

また、地方自治法の改正により導入され、市においても平成17年度から導入されている指定管理者制度は、それまでの管理委託制度のもとで第三セクター等や社会福祉法人等にしか認められていなかった公の施設の管理業務に、民間企業が参入できるようにすることがその趣旨であった。ところが、監査をした限りでは、以前の管理委託制度のもとで管理者となっていた第三セクター等が、指定管理者制度の導入後も指定管理者となるケースが多く、当該制度の趣旨が尊重されているかどうか、現時点では疑問が残る結果であった。指定管理者の選定にあたってはできるかぎり広く公募し、これまでの管理者を安易に指定管理者とすることがないよう留意してほしい。

### 4. 自主運営できない団体（意見）

監査対象とした第三セクター等の中には、市からの財政的支援がないと運営できない団体がいくつかあった。このうち、たとえば財団については、本来、寄附行為で拠出された財産を運用してその運用益によって自主事業を行うのが原則であるにもかかわらず、財団の規模が小さすぎるために、市からの補助金に頼らざるをえないというものであった。これらの団体が担っている業務の公益性は認めるものの、今後も自主運営をできる見込みがないのであれば、自主運営できない第三セクター等の存在意義と合わせて、民間企業を活用するなどの方法も検討することが必要となってくるのではないだろうか。また、多額の設備投資をした結果、他の第三セクター等や市からの支援を受けざるをえない団体も存在したが、これについても今後支援をつづけるべきかどうか、よく議論してほしい。

### 5. 第三セクター等の存在意義（意見）

市の第三セクター等は、市の行政目的達成を補完する目的で設立されているため、財団はもちろん株式会社といえども、第三セクター等の業務には、公共性・公益性が求められている。すなわち、市がみずから行うには効率的でなく、民間企業が行うには採算がとれない業務を行う場合などは、公と私の長所をそなえた第三セクター等という形態は非常に適していると言える。しかし、第三セクター等にはこうしたメリットがある一方で、市との役割分担が不明確になる結果、責任の所在があいまいになるとか、前述した市職員の天引き、市の損失補償・債務保証による隠れ債務が発生するといったデメリットもある。第

三セクター等の存続自体が優先されるようになると、こうしたデメリットが無視できなくなるばかりか、第三セクター等を相手先とする一者随意契約などが行われたり、市による賃借料その他の財政的支援が行われるという問題も発生することになる。もちろん、合理的な理由にもとづく一者随意契約であれば問題ないし、市による財政的支援についても、議論がつくされた上でのものであればやむをえない面もあろう。しかし、少なくとも今回の監査において、こうしたことについての検討がこれまで十分に行われていなかったのではないかという印象を持ったのも事実である。

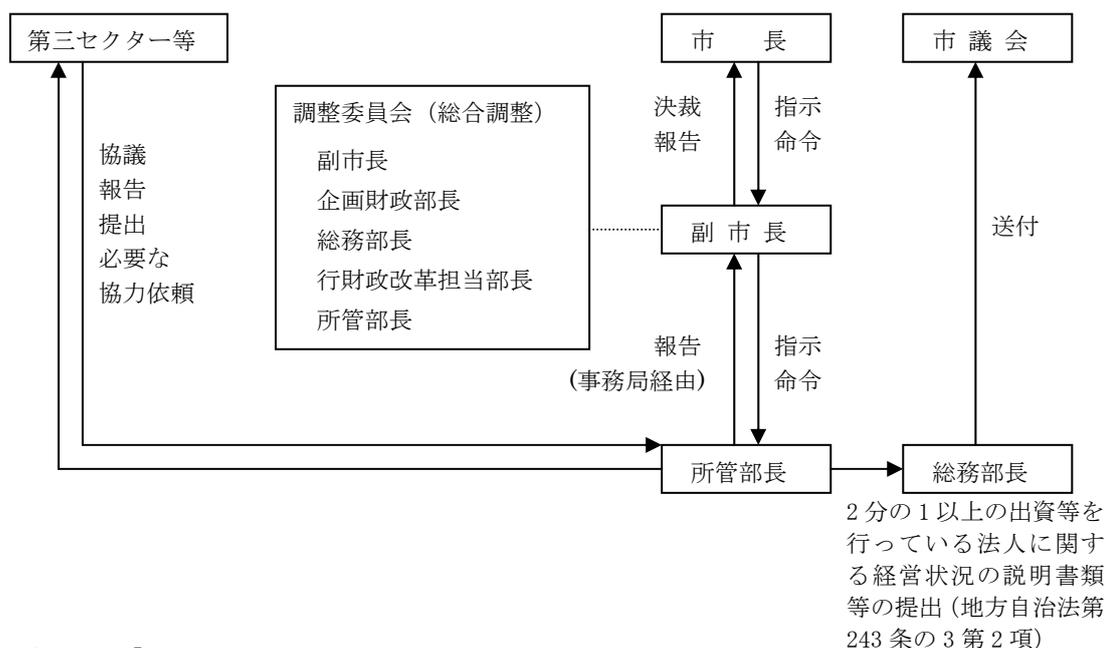
指定管理者制度など、従来は第三セクター等にしか認められていなかった業務が民間業者にも開放されるようになり、第三セクター等と民間業者とが競争する機会が増えるようになれば、特に市との取引ではより公平性や透明性が求められるようになるだろう。市の第三セクター等はその多くが設立から 20 年以上経過し、最も古いものは 50 年近く前に設立されている。当初の設立目的自体が現在においても意義のあるものであるか、個々の第三セクター等に存在意義が認められるのかについてはよく検討してほしい。

## 6. 第三セクター等を評価する機関について（意見）

市では、第三セクター等の設立及び解散並びに運営に関する重要事項等に関し全庁的・総合的な調整を行うために、「第三セクター等調整委員会」（以下、「調整委員会」という。）を設置している。「第三セクター等に対する行政の関与の方針（第 2 版）」によれば、調整委員会は、助役（現在の副市長）、企画財政部長、総務部長、行財政改革担当部長のほか、当該第三セクター等を所管する部局の長（以下、「所管部長」という。）で構成され、所管部長は以下のような役割を担うことになっている。

- ・ 運営に関する指導及び調整
- ・ 設立、解散等に関する指導及び調整
- ・ 新たな出資、増資等に関する指導及び調整
- ・ 財政支援並びに役員就任及び職員派遣等を行う場合の調整
- ・ 事業内容等の把握及び報告
- ・ 調整委員会への参画

また、第三セクター等への関与に係る体制を図示すると次ページのとおりである。



#### 【行政の関与】

- ・ 協議、調整（設立、合併又は解散、新たな出資、増資、定款又は寄附行為の変更、基本財産の変更、重要財産の取得又は処分）
- ・ 財政支援の協議、調整（補助金交付、損失補償等）
- ・ 市職員及び退職者の役員就任、職員派遣の協議、調整
- ・ 事業報告等（事業報告、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書）及び事業計画書等（基本計画及び収支予算書）の提出要求
- ・ 報告の聴取（事業計画、収支予算の変更、組織体制、職員採用、研修等）
- ・ 市委託業務、市補助事業等に関する報告の聴取及び指導、立入検査
- ・ 個人情報保護制度及び情報公開制度の指導
- ・ 事務処理等の指導
- ・ その他必要な運営・指導

調整委員会を含めた現在の関与体制においては、あるいは、今回の監査のような視点（事業運営は設立目的に沿って行われているか、設立の意義は薄れていないか、役職員の人員配置に問題はないか、市との業務委託契約やその他の契約は適正に行われているかなど）で第三セクター等进行评估することが、そもそも意図されていないのかもしれない。しかし、本報告書からも明らかなように、第三セクター等についてはこうした視点からの評価を行うことが必要不可欠である。また、当該評価を行うに当たっては、できれば市職員以外の第三者も含めたメンバーによる評価を行うのが望ましいと思われるため、第三セクター等の評価を行う機関を新たに設けるか、もしくは現在の調整委員会に市職員以外の第三者をメンバーとして入れ、こうした評価を行わせる必要があると考える。

第三セクター等のあり方を含めて、実効性のある評価が行われることを期待したい。